

2021(令和3)年度 大学評価用

点検・評価報告書

流通経済大学

目次

序章	1
1. 流通経済大学の沿革と概要	1
2. 本学の自己点検・評価活動	1
本章	4
第1章 理念・目的	4
(1) 現状説明	4
(2) 長所・特色	8
(3) 問題点	8
(4) 全体のまとめ	8
第2章 内部質保証	9
(1) 現状説明	9
(2) 長所・特色	14
(3) 問題点	14
(4) 全体のまとめ	14
第3章 教育研究組織	16
(1) 現状説明	16
(2) 長所・特色	20
(3) 問題点	21
(4) 全体のまとめ	21
第4章 教育課程・学習成果	22
(1) 現状説明	22
(2) 長所・特色	40
(3) 問題点	40
(4) 全体のまとめ	41
第5章 学生の受け入れ	42
(1) 現状説明	42
(2) 長所・特色	46
(3) 問題点	47
(4) 全体のまとめ	47

第6章 教員・教員組織	48
(1) 現状説明	48
(2) 長所・特色	57
(3) 問題点	58
(4) 全体のまとめ	58
第7章 学生支援	60
(1) 現状説明	60
(2) 長所・特色	77
(3) 問題点	77
(4) 全体のまとめ	78
第8章 教育研究等環境	79
(1) 現状説明	79
(2) 長所・特色	89
(3) 問題点	90
(4) 全体のまとめ	90
第9章 社会連携・社会貢献	91
(1) 現状説明	91
(2) 長所・特色	96
(3) 問題点	97
(4) 全体のまとめ	97
第10章 大学運営・財務	98
第1節 大学運営	98
(1) 現状説明	98
(2) 長所・特色	109
(3) 問題点	109
(4) 全体のまとめ	110
第2節 財務	111
(1) 現状説明	111
(2) 長所・特色	113
(3) 問題点	113
(4) 全体のまとめ	114
終章	115

序章

1. 流通経済大学の沿革と概要

流通経済大学の前身ともいえるべき小運送教習所は、全国の小運送会社の中堅幹部を養成する運送業務の専門教育機関として1940年に神田和泉町に開校した。第2次世界大戦が終わると日本経済の成長と国際化の進展に伴い、物流部門でも高度な研究と人材の育成が求められるようになり、1965年、世界的な物流企業である日本通運株式会社を中核に、産業界の広範な支援も受けて、本学は経済学部経済学科の単科大学として発足した。

その後、本学は産業界や地元自治体等の要請・支援もあって規模の拡大を図り、1970年に経済学部経営学科を増設し、1学部2学科体制とした後、1988年に社会学部社会学科、1993年に同学部に国際観光学科、1996年に流通情報学部流通情報学科、2001年に法学部ビジネス法学科（開設時の名称は、企業法学科）及び自治行政学科、2006年にスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科、2017年にスポーツ健康科学部スポーツコミュニケーション学科を開設した。また、国民一般の高度な知識の習得意欲や学術研究への強い期待に応えるべく、大学院の設置、充実も進めてきた。1979年の専攻科（経済学専攻、経営学専攻）の開設を嚆矢に、1989年の大学院経済学研究科修士課程、1991年同博士後期課程、1992年大学院社会学研究科修士課程、1994年同博士後期課程、2000年大学院物流情報学研究科修士課程、2002年同博士後期課程、2005年大学院法学研究科修士課程、2010年大学院スポーツ健康科学研究科修士課程の設置、増設を行った。現在では5学部9学科、大学院5研究科を擁する社会科学系の中規模大学に発展している。

2. 本学の自己点検・評価活動

本学は開学以来、文部科学省（当時、文部省）の定めた大学設置基準を遵守し、財団法人（当時）大学基準協会の適格判定を受けた正会員校として誠実に教育研究に取り組み、社会の負託に応えるべく、十分な教育研究水準の維持に努めてきた。1991年6月に大学設置基準が改正され、設置基準の大綱化によって各大学が自主的、自律的に教育研究の在り方を模索し決定できるようになると、本学でも、教育研究水準の維持と向上を目指して、同年9月に教育研究活動改善検討委員会規則を制定し、学長を委員長とする教育研究活動改善検討委員会のもとで、全学をあげて教育研究内容の見直し作業が開始された（またこの頃、自己点検・評価に関する努力義務規定も導入された）。

その結果、1991年から1993年にかけて、経済学部及び社会学部のカリキュラム改革が実施され、学生・大学院生に対する教育研究指導体制の整備が進められたが、その成果は教学改革についての報告書という形で刊行された。その後も2001年3月には、新たに設置された流通情報学部の自己点検も踏まえて、『流通経済大学：第2回教育研究活動改善検討委員会報告』が刊行された。その間、2000年度から、本学におけるFD活動を推進し、そのためのプ

プログラムを策定することを目的に、教務部長を委員長とする授業改善推進委員会が設置され、その取り組みへの第一歩として、授業アンケートが実施された。なお、この授業改善推進委員会は2004年3月をもって発展的に解消され、広く教育研究の活性化と質的向上を図るため、2004年4月にFD委員会（規則の制定は2008年4月）が新たに設置されて今日に至っている。

2002年に、学校教育法の改正によって認証評価機関による認証評価が義務化されると、本学ではそれに対応して、2005年12月に従来の教育研究活動改善検討委員会規則を廃止し、新たに流通経済大学の自己点検・評価の実施及び認証評価の申請等に関する規程（2006年1月）を制定した。これをもとに、学長を委員長とする流通経済大学自己点検・評価委員会が、全学FD委員会と協力して、「自己点検・評価の実施方針の検討、点検・評価項目の策定、実施、結果の分析、改善方策の検討、自己点検・評価報告書の作成、実施結果の公表」（規程第2条2）などを担当している。

認証評価においては、2007年3月（第1期）と2014年3月（第2期）に、認証評価機関である公益財団法人・大学基準協会により、それぞれ「適合」の認定を受けた。

この間、第1期認証評価において大学基準協会によって指摘を受けた改善事項（11項目）の改善報告書と、完成年度を迎えたスポーツ健康科学部及び法学研究科（修士課程）の完成報告書を2011年に提出して、基準協会より承認を受けた。大学基準協会からの指摘事項はおおむね改善されたが、学生の受け入れと研究科の学位授与者の人数に関する点は社会状況にも左右され、著しい改善は見られなかった。

また、第2期認証評価において大学基準協会によって指摘を受けた改善事項（8項目）については2018年に改善報告書を提出した。指摘事項はおおむね改善されたが、第1期でも指摘があった研究科等の学生の受け入れに関する点は、やはり社会状況にも左右され、著しい改善は見られず現在も課題となっている。

2006年に設置した本学の自己点検・評価委員会を総括していたのは当初、学内理事であった。現在同委員会は委員長である学長のリーダーシップのもと、委員長代理であり、認証評価室長である学長補佐（評価担当）を中心として各学部や研究科・部局・事務部門の長により構成されている。この構成員は本学における教学の最高審議機関である大学協議会と重なり、定期的開催され、随時検討・報告がなされ全学で課題を共有し、教育の質向上につなげている。

そして、学長のリーダーシップのもと、大学協議会において方針・計画が決定され、それが事務職員のサポートのもと各教員により教育が実践され、FD委員会を中心に改善・向上を後押しして、自己点検・評価委員会で点検・評価を行いその先の方針・計画の策定につなげるという質の向上のサイクルを組織的に進めている。2020年には学内諸活動の質の向上を効果的に行うための調査分析を担うIR推進委員会が設置され、認証評価室と連携することとなった。

評価室長が主宰する運営・編集会議と、学部長等の各部局長が主宰する各部局の点検・評価実施委員会が、それぞれの部局の点検・評価活動を行ない、その結果を、「自己点検・評価報告書」という形で公表している。2013年4月に2012年度の自己点検・評価報告書をまとめて以降、次の報告書は2020年度となった。前回の報告書にも記述したが、いわゆる評価疲れに陥らないような工夫ができなかったなどの理由で期間が空いてしまったことを反省し、

各部局が点検・評価しやすいように作成した本学独自のフォーマットを2020年度から用いて点検・評価活動の記録を集約しやすくなるようにし、2021年3月に『2020年度：自己点検・評価報告書』としてまとめた。

本学における自己点検・評価活動の推移（作成した報告書等）

1995年7月：『流通経済大学：教育研究活動改善検討委員会報告』

2001年3月：『流通経済大学：第2回教育研究活動改善検討委員会報告』

2007年3月：『点検・評価報告書』（「2007年度大学評価」申請報告書）

2011年7月：「流通経済大学：改善報告書」

2011年7月：「スポーツ健康科学部：完成報告書」「法学研究科：完成報告書」

2013年4月：『2012年度：自己点検・評価報告書』

2013年8月：『外部評価のまとめ』

2014年3月：『点検・評価報告書』（「2014年度大学評価」申請報告書）

2018年7月：「流通経済大学：改善報告書」

2021年3月：『2020年度：自己点検・評価報告書』

2021年4月：『点検・評価報告書』（「2021年度大学評価」申請報告書）

本章

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部、学科及び研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の理念・目的の連関性

本学は、1965年に学校法人日通学園により設立された。学校法人日通学園設立趣意書では、「流通革命時代といわれる現代において、学校教育を通じて流通部門の学問的研究を深め、以て社会福祉の向上と文化の発展に寄与すべき優秀なる人材を養成せんがために設立する」と記載され、その上で「流通経済一般に関する研究と教育を振興して、我が国経済の飛躍的発展を図るとともに、深く人文科学を攻究し、教養ゆたかな、視野の広い指導的人材を育成して、国民生活の健全化と福祉の増進を図る」ことを目的としている（資料1-1【ウェブ】）。また、学校法人日通学園寄付行為にも法人の目的が「教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、広く知識を授け人格の陶冶に努め、以て有為の人材を育成すること」と明示している（資料1-2）。

これを基盤として、学則第1条では「教育基本法および学校教育法に則り、広く知識を授け人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆と文化の発展に寄与すべき優秀な人材を養成する」という目的を定めている（資料1-3）。さらにこの目的を具現化するために、「実学主義」「教養教育（リベラルアーツ教育）」「少人数教育」の重視を掲げ、本学の教育の三本柱として広く社会に示している（資料1-4）。

各学部・学科の教育理念・目的は学則第4条の2に明示しており、それぞれの履修要綱に掲げ、広く開示している。例えば、経済学部について、「経済学や経営学の専門知識を基礎に、広い国際的視野と的確な情報処理能力をそなえた教養ある人材を養成すること」と定めている。この「教養ある人材（実業人）」の育成という教育理念・目的は、「高い知見をもった専門的人材を育成するとともに、さらに広く社会の福祉に貢献できるゆたかな教養をもった人材を社会に送り出す」という本学の建学の理念にもとづいている。したがって、本学部の教育理念・目的は、本学の教育理念・目的とも整合するものである。また経済学科と経営学科では、その教育理念・目的を同条において、「経済学科では、経済・社会情勢を的確

に見極めるための基礎知識を持ち、実践の場においてこれを応用できる人材を養成すること」、「経営学科では、経営学全般の基礎的理論の修得をはかり、さらに実践的教育をほどこすことを通して現場の多様な課題に対応できるスペシャリストを養成すること」と定めている（資料1-5【ウェブ】）。

研究科においても学部と同じように、大学院学則第2条の2でそれぞれ目的を明示し、履修要綱で広く周知している。例えば、本学の建学の理念に基づき、社会学研究科では「理論社会学、社会福祉・地域社会学、産業・観光社会学等の諸領域における専門的知識を有する高度職業人、または創造性豊かな研究者の養成」を目的と定め、この目的を達成するために、社会福祉学、地域社会学、観光社会学、理論社会学を中心とした研究と教育に取り組んでいる。

これらの理念・目的は「大学案内」や「大学院ガイド」にわかりやすく記され、印刷物の配布だけでなく、本学ウェブサイトでも広く公表している（大学案内, 大学院ガイド）。

以上から、本学では理念・目的を設定し、それを踏まえて学部・研究科の目的を適切に設定しているといえる。

点検・評価項目②

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部・学科及び研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学・学部・研究科等の理念・目的は、学則第4条の2で明示されている（資料1-3）。学則ほか各規定は、教職員には常時電子版でも閲覧が可能となっている。各学部の教育理念・方針、学科の教育目的、ディプロマポリシー（以後DP）、カリキュラムポリシー（以後CP）は入学とともに全学生に配布される履修要綱に明示しており、履修要綱本体だけでなくDP、CPは本学ウェブサイトでも公開されている（資料1-6【ウェブ】）。特に新入生にはRKU WEEK（初年次導入教育）中に、学部・学科ガイダンスや1年演習を通じて、詳細な説明の時間が取られている（資料1-7）。教員には、新任教員ガイダンス等で本学の歴史、建学の精神、理念・目的について周知する機会がある。また、各学部等での教育改革の議論、FD活動等を通じて、大学・学部・研究科等の理念・目的を振り返ることもある。職員には、新人研修をはじめとした各種研修や職場（OJT）で、本学の歴史、建学の精神、理念・目的を学ぶ機会がある。

COVID-19対応としては、2020年度については研修等をオンラインで開催したが、その成果の確認については十分であるとはいえず課題として認識している。

社会に対しては、本学ウェブサイトで本学の歴史や理念・目的等を公表している（資料1-8【ウェブ】）。

なお、履修要綱に記載している各学部の「教育方針」は学則上の学部、学科の目的についての具体的な説明となっているが、各ポリシーとの関係についてより明確にすることが必要である。

以上から、本学では大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を適切に明示し、教職員及び学生への周知、社会に対する公表は十分にできているといえる。

点検・評価項目③

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

2013年度に将来構想検討委員会が設置され、付属の4部会を中心に中・長期的な視点から大学の理念・目的の適切性を検証し、再構築する態勢を整えた。その議論を基に、大学が創立60周年を迎える2024年度に向けてのビジョンを明確にし、建学の精神、教育理念に基づく教育研究活動の将来にわたる発展のため、法人と大学が一体となって改革を進めるべく、2020年度に中期事業計画（2020～2024）を策定し、広く社会に公表している（資料1-9）。学園全体としては以下の6項目を重点的な課題としている。

- (1) 養成する人材像の明確化と教育体制の構築
- (2) 経営基盤の保持と学生・生徒の安定的確保
- (3) 法人ガバナンスの強化
- (4) キャンパス整備計画の推進
- (5) 先進的な取り組みと堅実な学園イメージの訴求
- (6) スポーツの振興

「(3) 法人ガバナンスの強化」では、①建学の理念の尊重、②権限・役割の明確化、③公共性・信頼性の確保、④経営の透明性の確保、⑤各種情報の一層の開示、等の事項があげられている。私立学校としての使命を果たしていくため、法人ガバナンス体制を強化し、建学の理念のもと、財政等の資源の裏付けのある継続的な改革が志向されている。

学園全体の計画を基に、大学の計画を以下の17項目にまとめている。

- (1) 大学のガバナンス体制の強化
- (2) ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの定期的な見直しとアセスメントポリシー策定

- (3) 学生アンケートによる教育活動の改善及び改革
- (4) カリキュラムの点検
- (5) キャリア教育の推進と就職支援プログラムによる対応
- (6) アクティブ・ラーニングの推進
- (7) FD活動の取り組み
- (8) 大学入学共通テスト利用入試の実施及び本学入試制度の改革
- (9) 入試改革の推進
- (10) 高校との連携強化及び高校への積極的な情報提供
- (11) 志願者増に向けた募集活動強化
- (12) 学生生活の安心・安全と満足度向上への取組
- (13) 課外活動の推進
- (14) 奨学金制度の充実
- (15) キャンパスハラスメント防止対策の強化
- (16) 就職支援体制の強化
- (17) 国際交流事業の推進、である。

これらの項目のうち、(1) (2) (3) (4) (7) の5項目は特に本学における最重要課題である教育の質向上に直接影響を与えるもので、これまで実行してきた取り組みについて、より体系的、組織的に推進することを目指している。例えば、(1) 大学のガバナンス体制の強化、は以下の通り総括的な内容であり、学長のリーダーシップのもと、教育の質の向上を体系的にすすめることを掲げ、その実現のための取組についての具体的な項目をあげている。

(1) 大学のガバナンス体制の強化

学長のリーダーシップの下、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果の検証として自己点検・評価を実施し、更なる教育の改善・改革に繋がります。

2020年2月には、この項目を踏まえ教育研究活動及び学生支援活動等における意思決定及び計画立案等を支援する仕組みの一環としてIR推進委員会を設置した(資料1-10)。

その他、項目の多い分野は入学者受け入れについて((8) (9) (10) (11) の4項目)、学生生活・満足度の向上について((12) (13) (14) (15) の4項目)となっており、法人と大学が一体となって、建学の精神、教育理念に基づく教育研究活動の将来にわたる発展のため改革を進めるための計画となっている。

この中期事業計画は量的な目標を掲げたものでなく、それぞれの項目についてどのように成果を評価するのか、理事長・学長のリーダーシップのもと教職員等の構成員が協議しながら検討していかなければならないものとなっている。

以上から、本学では法人、大学ともに、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているといえる。

(2) 長所・特色

法人と大学が一体となって建学の理念に基づき、中期事業計画を策定し、教育の質の向上と経営基盤の強化を進めている。教育研究活動及び学生支援活動等における意思決定及び計画立案等を支援する仕組みの一環としてIR推進委員会を設置した。また、学長のリーダーシップのもと、評価担当の学長補佐を置き大学としての自己点検・評価の体制を充実させた。

各学部・研究科のアドミッションポリシー（以後AP）は本学ウェブサイトで広く公開し、大学の理念・目的、各学部学科、研究科のDP、CPを全学生に配布する履修要綱に記載し、入学時のプログラムや進級時のガイダンスで学生の理解につなげている。また、大学案内や本学ウェブサイト上に広く社会に公開している。DP、CP、APの内容は定期的に検証・見直しを行い、時代の変化に対応したものとするための施策が講じられている。

各学部で教育理念・目的の検証を定期的に行い、理念・目的をベースにしつつ、敏感に時代の変化に対応させている。さらに、教育理念・目的を果たすための3本柱として「実学主義」「教養教育（リベラルアーツ教育）」「少人数教育」の重視があり、教育実践に反映させ、各種媒体で広く社会に公表している。それらが社会に受け入れられて、今日の入試状況も就職状況も健闘しているといえる。

(3) 問題点

学部におけるDP、CP、APを公表し、それらポリシーの具体的な検証（教育課程表と実際の開講科目、教育効果の確認など）を各学部が行っているが、まだ十分とはいえない。また、履修要綱に記載している各学部の「教育方針」は学則上の学部、学科の目的についての具体的な説明となっているが、各ポリシーとの関係についてより明確にする必要がある。

大学全体の教学改革の折に、研究科の理念・目的の検証が行われているが、近年、入学者、在籍者ともに定員を充足しておらず、大学院のあり方について引き続き検討が必要である。

(4) 全体のまとめ

各学部、研究科のポリシーは建学の理念や教育目的に基づいた内容になっており、学生のみならず広く社会に公開している。また、大学の教育理念・目的を果たすための3本柱として「実学主義」「教養教育（リベラルアーツ教育）」「少人数教育」の重視があり、教育実践に反映させ、各種媒体で広く社会に公表している。理念や教育目的は頻繁に更新するものではないが、必要とあれば時代や社会状況に合わせて改定を検討し、各ポリシーや教育方針との関係についてより明確にする必要性を認識している。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

内部質保証のための自己点検・評価について、本学は学則第2条の2で「その研究教育水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検および評価を行い教育研究活動の改善および充実に努めるものとする」、としている（資料1-3）。

その上で、内部質保証の推進を責任を持って進める組織として認証評価室を規定し（資料2-1）、2019年に学長補佐（評価担当）が置かれた。学長のリーダーシップのもと、認証評価室が全学の自己点検・評価委員会を総括している。現在、大学としての自己点検・評価委員会は委員長である学長のもと、委員長代理であり、認証評価室長である学長補佐（評価担当）、各学部や研究科・部局・事務部門の長により構成されている（資料2-2）。この構成員は本学における教学の最高審議機関である大学協議会のもものと重なり、会議は定期的開催され、随時検討・報告され全学で課題を共有し、教育の質を中心とした内部質保証につなげている。

また、点検・評価の方法等については、全学の自己点検・評価委員会を中心に方針・計画を作成し、事務職員のサポートのもと各教員により教育が実践され、各部局の自己点検・評価委員会で点検・評価を行い、教育に関する事項であればFD委員会が中心になり改善・向上を後押しし、その先の実践につなげるという役割分担になっている。

部局ごとの点検・評価は、学部長等の部局長が主宰する各部局の点検・評価実施委員会が、それぞれ点検・評価活動を行ない、評価室長が主宰する運営・編集会議によりその結果を、自己点検・評価報告書に取り纏めて公表している。

以上から、本学では内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているといえる。

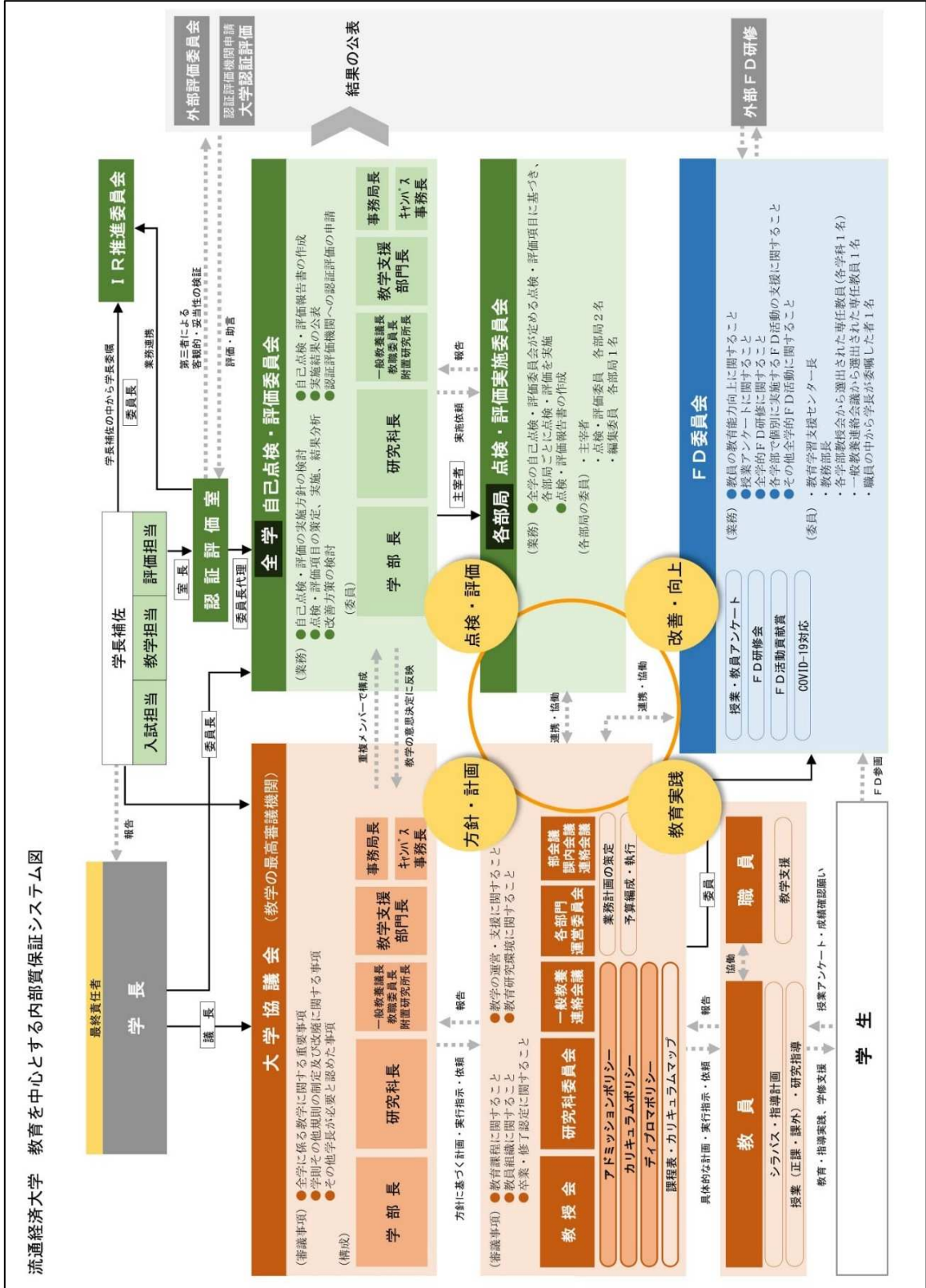
点検・評価項目②

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任をもって行う組織として認証評価室を置いている。また、学内の全組織が、建学の理念、教育の目的に基づいて策定された中期計画を実現するための体制は「本学の内部質保証システム(PDCAサイクル)」として次の通り図示できる(資料2-3)。



全学の自己点検・評価委員会は学長のリーダーシップのもと、認証評価室長である学長補佐（評価担当）、各学部や研究科・部局・事務部門の長により構成されている。「全学に係る教学に関する重要事項」を審議している教学の最高審議機関である大学協議会（資料2-4）は定期的開催され、教育の質の向上を中心とした内部質保証について随時検討、報告され全学で課題を共有している。

2020年度は「大学理念・教育目標等点検実施委員会」をはじめ、各部局での点検・評価実施委員会が自己点検・評価を行った。学部長・センター長などが主宰者となり、各2人の委員、編集委員によって構成されている（資料2-5）。主宰者の責任のもと、委員が自己点検・評価を行い、編集委員が報告を起草するという実施体制となっている。もちろん、点検・評価実施委員会の構成員だけでなく、多くの教職員が点検・評価に関わることとなっている。

2020年には学内諸活動の質の向上を効果的に行うための調査分析を担うIR推進委員会が設置され、認証評価室と連携することとなった。この委員会の前身は退学者防止委員会であった。前回の大学評価の指摘にもあった退学者の割合の高さについてはその課題の重要性を深刻に受け止め、学長の指示のもと、学長補佐（教学担当）を委員長とし、退学者分析と退学防止案の検討、退学者状況の報告を行う退学者防止委員会を2018年度に発足させた。教務部長、学生部長、教育学習支援センター長、教務課、学生生活課など部局を横断したメンバーで構成され、これまで2017、2018、2019年度分について退学状況を分析し、退学者防止策につなげるために大学・学部へ報告した（資料2-6）。課題解決には様々な要因があるため退学者防止策の具体的な提言にまでは至っていないが、この委員会の活動を通じて、データに基づいて教育の質向上に取り組むことの重要性が再認識され、IR推進委員会の設置につながった（資料1-10）。

以上から、本学では内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制が整備されているといえる。

点検・評価項目③

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

大学の運営・教育の質向上は、建学の理念に基づいた教育の目的のもと作成された中期事業計画に基づいて、組織的に行われている。自己点検・評価は各部局において継続的に進めてきているが、学長のリーダーシップのもと、各部局の負担を軽減しつつ全学の自己点検・評価をよりスムーズに行うため、本学独自の自己点検・評価フォーマットを作成した（資料2-7）。それに基づき、2020年度は全学の各部局で自己点検・評価委員会で点検・評価を一斉に行った（資料2-8）。

なお、点検・評価の実施における COVID-19対応としては、できるだけ対面でのやり取りを抑えるため、自己点検・評価の説明会をオンライン会議で行い、資料もクラウドで共有するなど、ほぼすべてのプロセスをオンラインで行なった。

学部の教育理念・目的とそれらに基づく DP、CP、AP は、随時各学部等で改善検討し、課程表の必要部分の改定につなげている。例えば、経済学部の教育理念・目的は、経済・経営両学科会議を通じて作成され、経済学部教授会において議論・承認したものである。こうした理念・目的の適切性については、学部長が主宰する点検・評価実施委員会において、定期的に検証している。

また、これまで明示的に作成されていなかったアセスメントプラン（アセスメントポリシー）については、2021年度カリキュラム改革に向けて全学の教務委員会が中心となってプラン作成に向けた作業が進められた。教務委員会において協議の上、検討案を示し、各学部学科でその内容が検討された。COVID-19への対応が原因で予定通りの進行とはならず、オンラインでの会議を積み重ねたが、2020年時点でどの学科でも作成に至っていない。しかし、その実効性については各学科で様々な議論が積み重ねられた（資料2-9）。このプラン実現の一部を担う「成績評価の可視化」システムは、予算化され、2020年度中に稼働することとなった。このように大学の方針に基づき、教育の PDCA サイクルを機能させる具体的な取り組みを行っている。

第2期認証評価での大学基準協会による大学評価結果受領後の改善の取り組みについては、指摘を受けた8項目の努力課題につき各学部教授会、各研究科委員会及び各種委員会等において検討の後、改善策を講じた上で改善報告書を提出した（資料2-10）。例えば、入学者の受け入れの項目では入学者定員を変更するなど改善をしたが、引き続き課題のある項目がある。総体として、自己点検・評価を行い、継続的に改善に取り組んでいる。

2017年度に開設したスポーツコミュニケーション学科の設置計画履行状況等調査については、開設年度から2020年度まで報告書を文部科学省に提出しており、これまでのところ指摘事項は付されていない。2021年度の報告書については、2021年3月時点で文部科学省の調査結果の発表が待たれている。

以上から、本学では内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

点検・評価項目④

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学は、2011年4月の学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を受けて、本学ウェブサイト上に情報を公開している。現在は、学内組織図、沿革、財務情報、学生に関する情報、教員数、大学評価、教育研究に係る基本情報、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学校法人日通学園中期事業計画のように、それぞれ項目ごとに公開している（資料2-11【ウェブ】）。

教育活動については、本学ウェブサイト上で各ポリシー、シラバス等を公表するとともに、各学部等がトピックを挙げ、多くの教員が教育研究活動等の情報を頻繁に発信している（資料2-12【ウェブ】、2-13【ウェブ】）。また、大学広報誌「RKU Today」（資料2-14）などにより、大学を取り巻くステークホルダーに教育研究活動等を広く周知している。

スポーツコミュニケーション学科の設置計画履行状況等調査についても、文部科学省への報告内容とその結果について本学ウェブサイト公表している（資料2-15）。2021年度については文部科学省の調査結果の発表が待たれており、結果が発表され次第、報告内容とあわせて公表することとしている。

以上から、本学では教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

点検・評価項目⑤

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部長等の各部局長が主宰する各部局の点検・評価実施委員会が、それぞれの部局の点検・評価活動を行ない、評価室長が主宰する運営・編集会議によりその結果を、自己点検・評価報告書という形で公表している。2013年4月以来、2020年まで自己点検・評価報告書としてはまとめてこなかった。前回の報告書にも記述があったが、その後、いわゆる評価疲れに陥らないような工夫を必ずしもうまく実現できなかった。その反省を踏まえ、2020年度の自己点検・評価においては、各部局の点検・評価実施委員会にこの7年における成果及び課題の点検・評価を依頼するにあたり、各部局が記入しやすいように作成した本学独自のフォーマットを用いて点検・評価の記録を集約しやすくするようにした（資料2-7）。今後の自己点検・評価活動においてはこのフォーマットを活用することを方針として確認し、2020年

度以降の自己点検・評価活動において点検・評価の記録を定期的に、かつ根拠資料とともに集約することとしている。

以上から、本学では内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

(2) 長所・特色

全学の自己点検・評価委員会は、委員長である学長のもと、学長補佐（評価担当）が委員長代理・認証評価室長として自己点検・評価を総括している。そして同委員会は、各学部や研究科・部局・事務部門の長が委員となっており、学長のリーダーシップのもと、全学的な視点で P D C A サイクルの循環を主導させることができる組織となっている。

また、自己点検・評価活動を継続的かつ効率的に行うために自己点検・評価フォーマットを新たに作成し、2020年度の自己点検・評価活動から活用されている。

加えて、教育の質向上に向けて、これまで明示的に作成されていなかったアセスメントプラン（アセスメントポリシー）について、全学の教務委員会が中心となって各学部・学科でその内容が検討された。このプラン実現の一部を担う「成績評価の可視化」システムは、予算化され、2020年度中に稼働することとなった。このように大学の方針に基づき、教育の P D C A サイクルを機能させる具体的な取り組みを行っている。

(3) 問題点

学部長等の各部局長が主宰する各部局の点検・評価実施委員会が、それぞれの部局の点検・評価活動を行ない、認証評価室長が主宰する運営・編集会議によりその結果を自己点検・評価報告書という形で公表している。2013年4月に2012年度の自己点検・評価報告書をまとめて以来、2020年度まで報告書としてはまとめてこなかった。前回の報告書にも記述があったが、大学教職員が教育・研究・大学運営・社会貢献において期待される内容の質と量が増大する中、いわゆる評価疲れに陥らないような工夫が必ずしも十分にはできなかった点を反省し、各部局が記入しやすいように作成した本学独自のフォーマットを2020年度から用いて点検・評価活動の記録を集約しやすくなるようにした。今後も改善に繋げやすくするために、日常的に行っている自己点検・評価活動を継続的かつ効率的にまとめることが課題となっている。

(4) 全体のまとめ

学長のリーダーシップのもと、学長補佐（評価担当）が全学の自己点検・評価委員会を総

括している。この委員会は各学部や研究科・部局・事務部門の長により構成されている。この構成員は本学における教学の最高審議機関である大学協議会のものと重なり、定期的に開催され、随時検討、報告され全学で課題を共有し、自己点検・評価活動を行っている。これを、報告書という形でまとめることについてより頻回に行うことを課題として認識し、そのための改善方策を実施し始めたところであり、全学及び各部局でのPDCAサイクルについては有効に機能しているといえる。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は建学の目的に即し、1965年に経済学部経済学科の単科大学として開学し、その後、1970年には経済学部経営学科を開設、1988年に社会学部社会学科を開設、1993年には社会学部国際観光学科を開設、1996年に流通情報学部流通情報学科を開設、2001年に法学部ビジネス法学科（開設時は企業法学科）及び法学部自治行政学科を開設、そして2006年にスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科、2017年にスポーツ健康科学部スポーツコミュニケーション学科を開設し、5学部9学科体制となり現在に至っている。また大学院5研究科も学部・学科の開設に引き続いて設置されている（資料3-1【ウェブ】，大学基礎データ表1）。これらの学部・学科、また大学院の設置は、社会や時代の要請に応じて、本学の教育理念を実現し、有意な人材を育成するために必要な措置であり、社会で活躍している多くの卒業生の存在は、大学がその役割を十分に果たしてきたことの証でもある。

なお学則第1条には、「教育基本法および学校教育法に則り、広く知識を授け人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆と文化の発展に寄与すべき優秀な人材を養成する」と定めている（資料1-3）。この教育目標と上記の大学設立時の建学の理念とが、本学における教育研究組織の編成原理であるといえる。

学部・大学院以外の組織としては、物流科学研究所、三宅雪嶺記念資料館、一般教養連絡会議、体育指導センター、教育学習支援センター、就職支援センター、国際交流センター、総合情報センター、スポーツ健康センター等がある。以下、これらの組織の現状について簡潔に述べる。

<物流科学研究所>

物流科学研究所は、1973年に産業経済研究所として設立され、その後1984年には流通問題研究所と改称され、1998年に現在の名称（物流科学研究所）に変更されている。本研究所は、文字通り物の流れを科学的に研究している。最近では時代に合わせ、「環境調和型物流を考え、循環型社会を指向する」ことをテーマとして掲げ、物が廃棄されることがない循環型社

会、あるいは環境調和社会に物流がいかに貢献できるのかを考える、いわゆるグリーンロジスティクスについての研究も進めている。

本研究所は、本学の設立の理念（「流通経済一般に関する研究と教育の振興」）を最もよく体現している研究機関であり、研究所の成果を集めた「物流問題研究」は、1980年の発刊以来、毎年発刊されて、各界から注目を集めている。

物流に関連する調査研究については、所員である専任研究員及び兼任研究員（専任以外の学内教員）が設定した自主研究テーマを中心に行われている。これは学内予算により実施され、年度でおおよそ2・3テーマが取り組まれる。また、業界団体や民間企業等から受託テーマとして調査研究を実施するケースもある。自主研究テーマによる調査研究の成果は、原則的にその成果を本研究所の機関誌「物流問題研究」に掲載し、研究成果を広く社会に発信している。

物流領域の情報発信については、上記の「物流問題研究」を年2回のペースで発行している。最新の2020年11月発行のものは通巻69号である。印刷版を各所に送付するほか、本学ウェブサイト「物流問題研究」のコンテンツを全て掲載している（資料3-2【ウェブ】、3-3【ウェブ】）。

<三宅雪嶺記念資料館>

本学では近代日本を代表する知識人の一人である三宅雪嶺の旧蔵書・旧蔵品の寄託を受け、記念資料館を設立している（資料3-4【ウェブ】）。この資料館は本学の設立の理念（「深く人文科学を攻究し、教養ゆたかな、視野の広い指導的人材を育成」）に合致し、本学の教職員、学生、また地域社会の啓発にも寄与しており、本学の誇りとするものである。

資料館は2002年5月、龍ヶ崎キャンパスに開館した。資料館の主な活動内容は、寄贈資料の保存・活用及び雪嶺に関する調査・研究である。具体的には、常設展示の案内、資料館ニュースの発行、特別展の企画・宣伝・実施、旧蔵書・旧蔵品の整理と目録化等を行っている。また資料館のない新松戸キャンパスでは、三宅雪嶺に関わる企画展示会や講演会を定期的に行っている。

<一般教養連絡会議・体育指導センター>

本学では学部を横断して教育指導等を行う全学組織の委員会として、一般教養連絡会議と体育指導センターが設置されている。

一般教養連絡会議は、本学の一般教養に関する科目に関連する事項を審議する。構成メンバーは、一般教養科目の専任教員である（資料3-5）。一般教養連絡会議の組織的な連携体制としては、各教授会の一般教養分科会主任が学部教授会との連絡を取るほか、教務委員会、FD委員会等に一般教養連絡会議の代表が参加することで調整を行っている。また一般教養連絡会議議長が大学協議会及び学部長連絡会議の構成メンバーとして大学全体との連絡調整を図っている。

体育指導センターは学長の選任した所長のもと、兼任の教員及び専任所員、兼任所員等から構成されている（資料3-6）。これらの所員は、専門分野の研究・教育の理論と実際（実践）の場としてセンターの運営に関わり、主として「体育・スポーツ課外活動の指導・助言」「学生の体力・形態測定」「体育・スポーツに関する公開講座」「体育・スポーツの施設運

用・管理」「健康やスポーツに関する啓蒙とその振興」「スポーツ・トレーニング実技（一般体育実技）指導」の役割を担っている。特に、強化振興を計画している7団体の課外体育・スポーツ活動には、それぞれ専門の兼任所員を配置している。

＜教育学習支援センター＞

本学は1965年の開学以来、「実学主義」「教養教育（リベラルアーツ教育）」「少人数教育」の重視というモットーを掲げ、学生一人ひとりに寄り添い、学生の個性を最大限に尊重する教育を一貫して目指してきた。

その一方で、近年は、高校とは異なる授業形式に戸惑ったり、他者との関係を適切に築くことができなかつたり、大学という環境にうまく適応できない学生が少なくない。こうした状況のなかで、教育学習支援センターは、「一人ひとりの学生を大切に育てる」という本学のこれまでの取り組みをさらに推し進め、学生一人ひとりに対してこれまで以上にきめ細やかなケアとサポートを行うことを目的として、2007年9月に設立された。

教育学習支援センターには、学長指名のセンター長、副センター長が置かれている。また、センターには、専任の所員（2020年度は7名）が常駐しており、事務職員と連携しながら、日々の業務を遂行している。これらのメンバーに加えて、各学部から選出されたセンター運営委員が参加する運営会議を定期的実施して、センターの適切な運営を図っている。

センターの主な業務には、①FD活動の推進に関する事、②学生の学習支援に関する事、③学生の出席状況の改善に関する事、④RKU WEEKに関する事、⑤ゼミ等の運営支援に関する事、⑥その他教育学習支援に関する事の6つが掲げられている（資料3-7）。

COVID-19の影響により、2020年度は対面での学生サポートを実施することができず、電話、メール、オンライン会議ツール等を活用した。

＜就職支援センター＞

進路支援・就職支援については、教員組織の就職委員会と事務組織の就職支援センターとが担当し、教養ある実業人を育成するための各種のプログラムを展開している。具体的には、「就職委員会は、就職支援センターと連携を保ちつつ、学生の就職に関する訓練・講習の企画に関する事項等」（就職委員会規則）を審議し（資料3-8）、就職支援センターは、①就職支援委員会に関する事、②学生の就職相談及び就職あっせんに関する事、③求人先の開拓推進及び連携強化に関する事、④就職相談ならびに就職あっせんのための資料整理と情報収集に関する事、⑤就職に関する調査及び統計に関する事、⑥学外に対する就職関係の業務連絡及び情報交換に関する事、⑦就職資料室の管理に関する事、⑧その他学生の就職に関する事に関する業務を行っている（資料3-9）。

＜国際交流センター＞

国際交流センターは2007年10月、国際交流を効果的に推進し、教育と学術交流の充実発展に寄与することを目的として設置された。外国人留学生の受け入れとその支援業務及び日本人学生の海外留学の業務に一元的に対応し、留学生支援をきめ細かく行うとともに、受け入れ体制の一層の整備充実を図ることを目的としている（資料3-10）。

本センターの運営委員は、センター長、副センター長、さらに専任教員の中から学長が委

嘱した者5名、入試センター長、教務部長、学生部長、センター事務部長またはそれに代わる者によって構成されている。

龍ヶ崎・新松戸の両キャンパスにセンター窓口を設置し、外国人留学生の留学生活のサポート及び外国への留学を希望する日本人学生のサポート、それに伴う様々な事務手続き、情報提供、各種相談を行っている。龍ヶ崎キャンパスでは中国語を母語とする職員を、新松戸キャンパスでは中国語とベトナム語を母語とする職員をそれぞれ配置し、学生と円滑なコミュニケーションがとれるように配慮している。

＜総合情報センター＞

総合情報センターは、情報ネットワークによる教育学修情報環境の整備及び教育・研究の推進を目的としている。本学独自の Wi-Fi 環境構築・維持、教育学習支援システムの導入・保守、高速・大容量対応のネットワーク環境整備及び強力なセキュリティ対策システムの導入、学生用・教員用のパソコンの保守・更新等を龍ヶ崎・新松戸の両キャンパスで行っている。

また個人所有のパソコン環境が十分でない学生への対応策として、パソコン教室の一部開放及びノート型パソコン・Wi-Fi ルーターの貸し出しを行っている（資料3-11）。

総合情報センターは、センター長、副センター長、総合情報センター運営委員会、情報システム課によって構成される。総合情報センター運営委員会は、センター長及び副センター長、学部から1名ずつ、一般教養連絡会議から1名、教務部長、総務部長、図書情報事務部長の計11名の教職員で構成され、利用者の意見聴取に努めつつ中短期の意思決定を行っている。情報システム課は、事務部長、専任職員5名、インストラクター業務契約職員3名、システム運用管理委託技術者1名から構成され、ハードウェア及びソフトウェアの保守・更新、パソコン室を利用した正課・課外の授業のサポート等のほか、情報環境の整備にかかわる日常業務全般を担っている。総合情報センター運営委員と情報システム課のメンバーは、総合情報センター運営委員会を通して情報環境の将来計画策定を補助するほか、情報セキュリティに関するリスクマネジメントにも関わっている（資料3-12）。

＜スポーツ健康センター＞

スポーツ健康センターは、龍ヶ崎キャンパスのスポーツ健康施設・設備を積極的かつ効果的に利用することを通して、本学の学生や教職員の健康増進を図ることを目的として設立された。これを実現するため、専任教員と教務、学生、総務、管財等の部・課長等で構成する「スポーツ健康センター運営委員会」を設置している。

運営委員会では、①学生、教職員の健康増進に関すること、②施設の学内外の利用に関すること、③施設を利用した事業の企画・立案・実施に関すること、④施設の運営及び管理全般に関すること、⑤その他スポーツ健康に関すること、等について検討し、施設の効率的な利活用を図っている。現状では、①施設・設備の管理・運用、②スポーツ健康相談室、③スポーツ健康推進室という3つの事業を大きな柱にしている（資料3-13）。

「施設・設備の管理・運用」では、上述した関連施設・設備が安全に運用されるよう日常管理するとともに、授業や課外活動、学外者への施設貸出を含む各種イベント等の利用予約調整を行っている。また、センター付属施設のトレーニングルームやプール等を本学学生・

教職員に一般開放し、健康増進の一助としている。「スポーツ健康相談室」では、学生・教職員の健康増進に関連する相談を広く受け付け、来談者のニーズに即して運動プログラムを提供したり医学的観点からアドバイスしたりしている。また、医事的な相談や傷害発生時の応急処置の体制を充実させるため、診療所開設許可を受けている。

以上から、本学の教育研究組織（学部・大学院、附置研究所、センター、記念資料館）は、設立の理念・目的に沿って適切に編成され、時代や社会の要請に応じて整備・発展してきているといえる。

点検・評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では教育研究組織の適切性について定期的に点検を行っている。全学的には学部長、研究科長等各組織のトップで構成される自己点検・評価委員会にて点検・評価を行うとともに、最高審議機関である大学協議会でも必要に応じて検討が行われている。また各学部教授会・学科会議、大学院研究科委員会を年間10回以上開催するとともに、各部局で点検・評価実施委員会を組織し、定期的に点検・評価を行っている。現在も、「実学主義」「教養教育（リベラルアーツ教育）」「少人数教育」の重視を適切に行うことができているかを中心に、全学的に点検及び改善に取り組んでいる。

2017年には中・長期的な戦略のもと、より充実した教育研究組織の実現を目指し、新学科としてスポーツ健康科学部にスポーツコミュニケーション学科を設置している。

本学の自己点検・評価についてはこれまで実施頻度を定めていなかったが、2020年度より認証評価室が主導して全学の点検・評価を定期的に行う体制としている。

以上から、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

(2) 長所・特色

本学の教育研究組織としては、建学からの教育方針「実学主義」「教養教育（リベラルアーツ教育）」「少人数教育」の重視をもとに、時代の要請に合わせ社会科学及びスポーツ健康科学の5学部9学科、学部構成を基にした大学院5研究科、物流科学研究所、三宅雪嶺記念

資料館、一般教養連絡会議、体育指導センター、教育学習支援センター、就職支援センター、国際交流センター、総合情報センター、スポーツ健康センター等を開設している。これにより、本学の教育目的を達成できる教育研究組織の整備・拡充が実現されている。

実学主義に根差した各学部・研究科、本学設立の理念（「流通経済一般に関する研究と教育の振興」）を体現する物流科学研究所、全学的な教養教育（リベラルアーツ教育）の実現に努める一般教養連絡会議、徹底した少人数教育の実現に向けた教育学習支援センター及び就職支援センター等の各組織が連携して教育・研究活動を行うところが本学の長所である。これら各組織は、前述のように主体的に改善・向上に向け継続的に取り組みを行っている。

(3) 問題点

本学の教育研究組織は、教育の理念・目的に沿って適切に編成・整備されてきているが、定期的な点検・評価を行っていくなかでいくつかの課題が出てきている。時代の要請、本学を取り巻く環境も考慮しながら、教学改革を進めていく必要がある。

前述のように2017年度に新学科を開設する等、課題に対する対応はこれまでも適時に行われてきており、現段階で大きな問題は生じていないが、今後も新学部・新学科の設立、現存学部及び研究科等の教育研究組織の改組・転換について継続的に検討していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は建学の理念を具現化する3本柱である「実学主義」「教養教育（リベラルアーツ教育）」「少人数教育」を重視し、「流通経済一般に関する研究と教育を振興して、我が国経済の飛躍的発展を図るとともに、深く人文科学を攻究し、教養ゆたかな、視野の広い指導的人材を育成して、国民生活の健全化と福祉の増進を図る」ことを目的として、学部・学科の増設と内容の充実に努めてきた。この結果、5学部9学科及び学部構成を基にした大学院5研究科から構成される社会科学系総合大学へと発展し、多くの附置研究所及びセンターが教育・研究を支援する体制が整っている。今後も時代の要請に応じ更なる社会貢献の実現に向けて教育研究組織を整備・改革する。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学及び各学部・学科、大学院各研究科の教育目的は、学則第1条及び第4条の2ならびに大学院学則第2条の2において明記されている。この教育目標を受けて、学則第19条は本学各学科を卒業した者に対してそれぞれの課程で授与すべき学位を、また、大学院学則第14条及び学位規則第2条において本学大学院各研究科を修了した者に対してそれぞれの課程で授与すべき学位を規定している（資料1-3, 4-1, 4-2）。

そして2012年度に各学科・各研究科の教育課程ごとに修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を具体的に明示するものとして、学位授与方針（DP）を策定した。これは大学協議会が主導し、実務的には教務委員会における全学的な調整作業を図りつつ、各学部教授会・各学科分科会・各研究科委員会での検討の後に、最終的に各学部教授会・各研究科委員会の議を経たものである。以来、2017年度施行済及び2021年度施行予定の教育課程改訂の機会をはじめとして、各学部・学科において適宜見直しを行い、学位授与の方針自体の適切さならびにその理解のしやすさ、そして公表・周知の方法、情報の得やすさについて定期的に検討している。

DPは、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、各学科が授与する学位にふさわしい学習成果を明示したものとなっている。学士課程の例として、経済学部経済学科は、学則に定められた教育目的のもとに、「経済・社会情勢を的確に見極めるための基礎知識を持ち、実践の場においてこれを応用できる人材」の養成を目指すことを確認したうえ、「経済学の理論と現実の経済をバランスよく学習し、それにもとづいて課題に対応していく知識や能力、態度」「自分で考え、周囲の人とコミュニケーションを図りながら、問題を解決していく知識や能力、態度」そして「豊かな教養と社会の規範を身につけ、健全で充実した社会活動を行う知識や能力、態度」を身につけた者に対して学士（経済学）の学位を授与する方針を提示している。ここにみられるよう経済学科をはじめとして、各学科はその授与する学位に応じて、ふさわしい知識、技能、態度等が明示するDPを策定している。また、大学院課程の例として、社会学研究科のDPにおいては、空理空論を語らない実学主義を重視するという理念のもとに「社会学の新たな視点から」社会の問題を「科学的に解決し、実践に役立たせることができる高度かつ専門的な知識や技能を身に着けた人材を育成する」ことを目的として、修士・博士後期両課程において求められる知識・技能・実践力、さらに

両課程それぞれにおいて必要な知識や態度を明示している。

D Pは、学内にあっては各学部及び大学院の履修要綱を通じて周知を図るとともに、学外に対しては本学ウェブサイトで公表を行っている（資料1-5【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-5【ウェブ】、4-6【ウェブ】、4-7【ウェブ】）。さらに学士課程レベルにあっては新生に対しては新生オリエンテーションプログラムであるRKU WEEK（初年次導入教育）中に開催される「学部・学科ガイダンス」にて、在学生に対しては新年度に向けた「在学生向け履修ガイダンス」にてD Pの説明を繰り返し行い、本学学士課程の卒業者に求められる知識、技能、態度等の学習成果の水準についての周知を図っている。また同様に、大学院課程レベルにあっては入学時の新生向けガイダンスや指導教員による履修指導を通じて周知を行っている。

以上から、本学は授与する学位ごとにふさわしい学位授与方針を明定し、かつそれを適切に公表しているものといえる。

点検・評価項目②

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）
及び公表評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

「点検・評価項目①」にて前述の通り、本学では各学科・各研究科の教育目標を明定し、あわせてD Pを策定している。このD Pと合わせて、2012年度に各学科及び大学院各研究科の教育課程の編成・実施方針（C P）を作成し、公開している（資料1-5【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-5【ウェブ】、4-6【ウェブ】、4-7【ウェブ】）。

学士課程における例として経済学部経営学科は、学則第4条の2及びD Pを踏まえて、C Pを設けている。経営学科のC Pでは、学士（経営学）を取得した者として、産業界が求めているグローバル人材を育成するために「教養のある人材であること、専門知識を英語で学んでいること、現役の経営幹部・実務者からビジネスの実態を学んでいることに対応したカリキュラム編成を基本とする」とした上で、「専門学修と教養学修を統合した4年間を一貫する演習（ゼミ）」や「グローバル時代に求められる集団適応力と自立した思考や行動を修得できる」ことを目指した卒業論文をはじめとして、設置すべき科目についての基本方針が定められている。また、大学院課程における例として経済学研究科は、大学院学則第2条の2及びD Pを踏まえて、C Pを策定している。経済学研究科のC Pでは、博士（経済学）及び修士（経済学）を取得した者として、経済学、経営学、会計学、流通論等の専門的知識を有する高度職業人または創造性豊かな研究者の養成を目指し、授業科目を配することが定められている。ここにみられる経済学科、経済学研究科をはじめとして本学各学科・各研究科は、その授与する学位及び教育目的ならびにD Pに即してC Pを策定している。

そして、C PはD P同様、履修要綱を通じて学生、教職員への周知を図られるとともに、

学外に対しては本学ウェブサイトを通じて公表されている。さらに学士課程レベルにあっては新入生に対しては新入生オリエンテーションプログラムである RKU WEEK（初年次導入教育）中に開催される「学部・学科ガイダンス」にて、在学生に対しては新年度に向けた「在学生向け履修ガイダンス」にてCPの説明を繰り返し行い、本学学士課程の教育課程の編成・実施方針の周知を行っている。また同様に、大学院課程レベルにあっては入学時の新入生向けガイダンスや指導教員による履修指導を通じて周知を行っている。さらに、シラバスにおいては当該科目が各教育課程のCPのいずれを具体化する科目であるのか（したがって、当該科目が、その教育課程において習得を求められている知識・能力・態度等のうち、いかなる要素の涵養に寄与するものであるのか）を明記している（資料2-12【ウェブ】）。

以上から、本学では授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、かつ、それを適切に公表しているものといえる。

点検・評価項目③

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

「点検・評価項目②」にて前述したCPに基づき、本学の各学科は、その授与する学位にふさわしい授業科目を開設し、教育課程の体系的な編成を実施している。

<学士課程における授業科目の編成の基本的枠組み>

本学学士課程における教育課程は、基本的には次のように体系化されている。

まず、教育課程内の科目は、1. 基本科目、2. 外国語科目、3. 教養科目、4. キャリア科目、5. 専門科目、6. 教職科目、の6種の系統に分類されている。ただし、スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科においては上記のうち「6. 教職科目」に代えて、教員免許取得に必要な科目及び教養科目と資格科目から構成される「自由科目」のカテゴリーを、同スポーツコミュニケーション学科においては同様に「教職科目」に代えて教員免許取得に必要な、かつ、卒業に必要な単位に参入される科目群である「資格基礎科目」のカテゴリーと、教員免許取得及びトレーニング指導者・健康運動指導士・健康運動実践指導者の資格取得に必要な、かつ、卒業に必要な単位に参入されない科目群である「資格発展科目」のカテゴリーを設けている。各学科はこの枠組みを踏まえて教育課程を編成している。

とりわけ各学科の特性が強く反映される専門科目の構成の大枠は、学科によって若干の名称の違いがあるが、(1) 必修科目としての専門共通科目（スポーツ健康科学部以外）、または学部必修科目・学科必修科目（スポーツ健康科学部）、(2) 選択必修科目としての専門基礎科目（法学部以外）、または専門基幹科目（法学部）、(3) 選択科目としての専

門発展科目（法学部以外）、または専門展開科目（法学部）、（4）他学科が開設する科目のうち、当該学科の教育上関連性がある有益なものとして位置づけられる関連科目（スポーツ健康科学部以外。スポーツ健康科学部においては設定されていない）から構成されている。これら専門科目の区分は、後述するように、個々の学科の扱う学問分野の体系を考慮したものであり、かつ、学習の順次性に配慮されたものとなっている。

上記の分類枠組みを踏まえて、各学科においてはDP、CPを具体化する形で、教育課程を構成する科目を編成している。そして、それら各学科の教育課程に配置された授業科目にはすべて、いわゆる科目ナンバリングが行われている。すなわち、教育課程内における専門分野の構成や学修の段階・履修の順序等を考慮してナンバリングを行い、学生の系統的な学修を支援している。また、各学科においては履修モデル（経済、経営、社会、国際観光、スポーツ健康科学、スポーツコミュニケーションの各学科）ないしコース（流通情報、ビジネス法、自治行政の各学科）を設定し、学生の将来の進路や学問的興味に対応し、かつ段階的・系統的に体系的な履修が可能になるように履修方法のモデルを提示している。

さらに、本学では2012年度に各学科においてカリキュラムマップ（以下「CM」）を整備したが、2017年度におけるカリキュラム改訂においてCMの大幅な見直しを行い、学生が希望する将来の進路と結びつけられた形で、教育課程を構成する各科目をどのように履修していけば良いのか、体系的で、かつ、視覚的にわかりやすい形で明示し、それぞれの学科の学問分野の特性に配慮しつつ、学生の学習の順次性、体系性に十分な配慮を行っている。

<基本科目>

基本科目は、「少人数教育」の理念を具体化するために導入している全員ゼミ制のもと、必修科目として各年次に配置された演習（通年開講、4単位）及び、大学への学習の導入と日常の知的活動において情報を扱うために必要な基礎能力修得を目的とした「情報リテラシー演習」（必修。スポーツコミュニケーション学科においては「情報基礎」）を配している。さらに4年間の学修の集大成・到達点となる卒業論文・卒業研究を必修科目として設置している学科（経営、社会、国際観光、流通情報）においては、「卒業研究」（経営、流通情報）、「卒業論文」（社会、国際観光）をそれぞれ配置している。

1年演習は、高校とは大きく異なる環境に置かれた1年生を対象として、「読む・聞く・見る」「調べる・考える」「整理する・組み立てる・まとめる」「話す・書く」「伝える・表現する」といった、大学生として基礎的な学修技能を獲得し、活用できるようになることを目指すという共通目標が設定されている。2年次以上の演習では年次に応じた形で各学科の教育目標、DP、CPに則した形で専門的な学習を展開している。

<外国語科目—教養教育（リベラルアーツ教育）の重視①—>

本学は教育の理念のひとつとして「教養教育（リベラルアーツ教育）」の重視を掲げている。外国語科目と教養科目はその理念の具体化であるといえる。

外国語科目は、国際社会で活躍できる人材の育成に向け、コミュニケーション能力の向上を念頭に置いて設定されている。スポーツ健康科学部以外の学部においては、外国人留学生以外の学生は英語が必修科目として6単位、外国人留学生は日本語が必修科目として6単位、それぞれ設定されている。また、選択必修科目としてフランス語、ドイツ語、スペイン語、

ポルトガル語、中国語、朝鮮・韓国語から1言語（2単位）を履修する（外国人留学生については必修科目とは別途2単位日本語を履修する）。スポーツ健康科学部においては外国人留学生以外の学生は英語が必修科目として6単位、選択必修科目として2単位、外国人留学生は日本語が必修科目として6単位、選択必修科目として2単位それぞれ設定されている。また全学部の学生は、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、中国語及び朝鮮・韓国語につき選択科目が設定されている。

必修科目としての英語については、総合的な英語力を涵養する「Comprehensive English 初級Ⅰ・Ⅱ」と TOEIC または TOEIC Bridge 受験を念頭に実用的な英語力を涵養する「Introduction to TOEIC Ⅰ・Ⅱ」を1年次に、英会話力を涵養する「English Communication Ⅰ・Ⅱ」を2年次にそれぞれ配置しており、順次、系統的かつ段階的な履修を可能としている。また、これらは、入学時に行われる RKU WEEK（初年次導入教育）内で実施される基礎学力テストに基づき「発展コース」「通常コース」「基本コース」にクラス分けした上で、学生の入学時点における英語の実力に応じてきめ細かに指導する方針が採られている。さらに「メディア英語」「English Writing」といった多様な選択科目を配置し、学生の意欲・実力に合わせた英語力を涵養する機会を提供している。

他の外国語においても、1年次において「選択〇〇語初級Ⅰ・Ⅱ」、2年次において「〇〇語会話Ⅰ・Ⅱ」を配置し、順次、系統的かつ段階的に履修することを可能としている。

<教養科目—教養教育（リベラルアーツ教育）の重視②—>

教養科目は、本学の教育の理念のひとつである「教養教育（リベラルアーツ教育）」の重視を背景に、広く社会に貢献できる教養豊かで視野の広い人材を目指して設置されている。

教養科目は、スポーツ健康科学部以外の学部においては2年次配当の必修科目としての「リベラルアーツ演習」と、人文、地域、社会、自然、スポーツ・健康の5つの領域からなる選択必修科目群から構成されている（すべての年次で履修可能。履修を求められる単位数は、学部によって違いがある。経済、流通情報、法の各学部は24単位、社会は20単位）。スポーツ健康科学部においては、他学部と同じく選択必修科目群（ただし「スポーツ・健康」領域の設定はない）から16単位を履修することを求めている。「リベラルアーツ演習」については、スポーツ健康科学部において「自由科目」のカテゴリーで配当されている。いずれの学科においても、特定の領域に偏ることのないようバランス良く履修することを求めている。また、教養科目については外国語科目と合わせて、学生の履修の指針を示すべく、「一般教養科目カリキュラムマップ」を策定し、履修要綱において学生に周知を図っている。

「リベラルアーツ演習」はそれぞれのクラスにおいて共通テーマを設定した上で2名の教員が1つのクラスを担当する形式が取られている。1クラスあたり30～40名程度で構成される。2年次に配当しているのは、とかく大学生活に慣れることに力が注がれがちな1年生ではなく、大学にも慣れ学習の仕方を確立してきつつある2年生にじっくりと教養を深める機会を提供するためである。担当教員の持ち味を生かすため、授業内容・方法はクラスによって異なるが、基本的に講義形式と演習形式を組み合わせることが多い。その場合、学生は課題ペーパーの提出や授業中の発言頻度等により評価される。

＜キャリア科目＞

本学では、教育理念のひとつである「実学主義」の重視のもと、各学科がその学問分野に即した形で学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を行うとともに、全学レベルにおいても共通的な教育を実施している。各学科の取り組みの具体例については「点検・評価項目④」でその一端を紹介することとし、ここでは全学レベルでの共通的な教育としてのキャリア科目について説明する。

本学では、「キャリア」を「仕事だけでなく家庭や趣味などを含めた人生全体」と捉えた上で、学生が大学生活において成長するための支援の一つとしてキャリア科目を位置づけている。また、キャリア形成支援はキャリア科目だけが行うものではなく、教育課程全体が学生のキャリア形成支援に資するものであるとの考え方を採る。この考え方のもと、「キャリア形成基礎」「社会・企業研究」「進路支援」の3領域から構成される「キャリア科目」群（選択必修科目）を設置し、全学部の学生に対して6単位以上の履修を義務づけている。キャリア科目の中核となるのは「キャリアデザイン」「キャリアマネジメント」の2科目（各2単位）であり、主体的に「キャリア」を形成するために必要な方法・知識・考え方を学び、将来を見すえた大学時代の過ごし方を考えるための授業が提供される。あわせて、「キャリア科目カリキュラムマップ」を作成し、本学におけるキャリア教育の体系を提示し、学生の履修を支援する仕組みが採られている。

これまでのカリキュラムにおいては、この「キャリア科目」群に学生の卒業後の進路選択に資する科目を多数設置していた。このことは学生の多様な興味関心に沿った履修行動を可能にする一方で、キャリア科目の中核となるべき「キャリアデザイン」「キャリアマネジメント」の両科目を必ず履修する保障が制度上担保されていなかったため、「そもそも『キャリア』とは何なのか」をキャリア教育の専門家の教員による指導のもと、じっくりと考えさせる機会がすべての学生に必ず確保されるとは限らないという問題点があった。

そこで、2021年度施行予定の改訂カリキュラムにおいては、従来「キャリア科目」群に置かれていた諸科目の大幅な見直しを行い、「キャリアデザインⅠ」を全学において必修科目化することとした（資料4-8）。

＜専門科目＞

前述の通り、各学科の専門科目は（1）必修科目としての専門共通科目（スポーツ健康科学部以外）、または学部必修科目・学科必修科目（スポーツ健康科学部）、（2）選択必修科目としての専門基礎科目（法学部以外）、または専門基幹科目（法学部）、（3）選択科目としての専門発展科目（法学部以外）、または専門展開科目（法学部）として、大きくは三つの段階に分類されている。

とりわけ、各学科では、専門共通科目または学部／学科必修科目において、高大接続・初年次教育という点で配慮が施されている。

例えば、経済学科においてはCPを踏まえて1年次に必修科目として「基礎ミクロ経済学」「基礎マクロ経済学」が配置されている。また社会学科においては「社会学基礎」「方法論概説」が、ビジネス法学科・自治行政学科においては「市民と法Ⅰ・Ⅱ」「国家と法Ⅰ・Ⅱ」が配されている。これらは、各学科において高校卒業直後の1年生が専門的な学修に移行するにあたって、入門的・基礎的な内容を扱う専門共通科目／学部必修科目・学科必修科目を

履修させることによって、高大接続への配慮を行ったものである。

これら専門共通／学部必修科目・学科必修科目を出発点として、専門基礎／基幹科目、専門発展／展開科目が段階的に配置されている。

他の科目同様、各学科の提供する専門科目は、各学科のCPを踏まえて、段階的・系統的な履修が可能となるように配置されている。例えばビジネス法学科においては、1年次に必修科目「市民と法Ⅰ・Ⅱ」「国家と法Ⅰ・Ⅱ」（ビジネス法学科CP1「法と政治の制度の枠組みを知る科目」に対応する）を設置している。これら科目において、高校を卒業したばかりの1年生が、それまで学んだことのない法学を学習する上で知っておくべき事項を学ぶことにより、ビジネス法学科での学びへスムーズに移行できるよう配慮している。2年次においては法学部及びビジネス法学科卒業生として身につけるべき知見を獲得するための専門基幹科目（例：「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「民法1（総則）」「民法2（物権）」等。おおむねビジネス法学科CP2「法的思考の基礎となる知識を学ぶ科目」に対応する）を、さらに主として3年次以上においてビジネス法学科卒業生にふさわしい応用的知見を身につけるための専門展開科目（例：「民事手続法」、「物流関係法」、「国際ビジネス法」等。おおむねビジネス法学科CP3「ビジネス活動に関わる法的知識を学ぶ科目」及び同4「企業活動における法令遵守・企業統治の実践に必要な知識を学ぶ科目」に対応する）を配置して、DPが要求する知識、能力、態度を系統的・段階的に修得できるよう科目配置に配慮をしている。

<教職科目（教職課程）>

教職課程は、全ての学科及び大学院スポーツ健康科学研究科において実施されている。本学の教職課程は、4つの「教職課程の理念」（「1. 教育現場に即した実践的指導ができる」「2. 生徒との信頼関係を築くことができる」「3. 分かりやすい授業が展開できる」「4. 生徒の命を守ることができる」）に基づき、教育職員免許法及び同法施行規則の定めるところに基づいて開設すべき科目を設置した上で、各学科・研究科において認定された教育職員免許状を取得できる課程を整備している（資料4-9【ウェブ】）。

<大学院>

大学院各研究科においても、その策定したDP、CPを踏まえて、学生がその専攻科目の研究指導を適切に受けられるとともに専攻科目及び関連する周辺分野の知識等を適切に身につけられるように教育課程が編成されている（資料4-7【ウェブ】）。研究科によって違いはあるものの、とりわけ修士課程においてはコースワークとリサーチワークのバランスに配慮をし、高度の知見を有した研究者や高度専門職業人の養成に配慮を行っている。例えば、スポーツ健康科学研究科修士課程においてはDPに基づき学生に必修共通科目（10単位）と選択科目（20単位以上）の履修を求めており、CPに沿って3つの科目群を設定し、バランス良く学修できるよう配置を行っている。具体的には学生自身の専門領域以外の科目も選択科目から幅広く履修できるよう、選択科目を3つに分類して他領域から4単位以上履修することとしている。また、必修科目のうち「研究方法演習Ⅰ」では、研究倫理も含めた研究活動実践上の基礎的知識の習得に重点を置き、近年関心の高まる研究倫理の問題に学生が適切に対処できるようにするとともに、学生の研究をより充実させるための科目としている。また、法学研究科では研究科の必修科目として「ガバナンス特論」を設け、オムニバ

ス形式でガバナンスをテーマに多様な研究手法を講義する科目が設定されており、本格的な法学研究への導入としている。さらに留学生に対しては「法学文献講読」（2単位）の履修を義務づけ、日本語の法学文献の基礎的な読解能力の向上を図るなどして、研究科における学修成果の向上を企図している。各研究科は、その研究する学問分野の特性に応じて、大学院における学習・研究活動を段階的・系統的に実施できるように、各研究科において配慮が行われている。

また、いずれの研究科修士課程においても、履修モデルを提示し、学生が修士課程修了後に希望する進路に応じて科目履修を図ることができるように配慮がなされている。

博士後期課程はいずれの研究科においても、研究指導担当教員が担当し、博士論文の作成を中心に研究科における学習・研究一般について指導を受けることを内容とする「研究指導」科目を3年間にわたって受講することとされており、リサーチワークとその指導に重点が置かれている（計12単位）。その一方で、関連知識の修得を図るためにコースワークとして「特殊研究」（1科目4単位を2科目履修）を履修することを義務づけている。

以上から、本学では各学科・各研究科の学問分野の特性を十分に踏まえた上で、各学科・各研究科の教育課程の編成・実施方針に基づいて、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

点検・評価項目④

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

本学では、単位制度を前提として、学習時間・内容の実質化を図るために、学生の学習を活性化し、かつ、効果的に教育を行うことを意図して、全学レベル及び各学部・学科レベルにおいて創意工夫を凝らした各種の措置・取り組みを実施している。

<年間履修登録可能単位数の上限>

単位制度の実質化の前提として、本学ではまず、学年の始期及び終期を学則第6条において定めるとともに、同第7条において学年を2学期に分けてそれぞれ春学期、秋学期としている。また、単位の計算方法は同第11条において規定している（資料1-3）。

また、年間における履修登録可能な単位数の上限（いわゆるキャップ制）を設けて、履修要綱において明示している。すなわち1年間の履修科目登録の上限を1・2年次については44単位、3・4年次については49単位としている。これは履修ガイダンスを通じて学生に周知されており、1年次から計画的に履修するよう繰り返し指導を行っている（資料1-5【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-5【ウェブ】、4-6【ウェブ】）。

＜履修等に関するルールの明示と周知＞

また本学では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行う前提として、各学部の教育目的、DP、CPをはじめとして、単位制度の仕組み、履修、単位認定、大学院課程における研究指導計画や学位論文審査基準、卒業及び修了に関するルール等大学での学習に関するルールについて、各学部および大学院それぞれの履修要綱において明示し、学生に対する周知を図っている（資料1-5【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-5【ウェブ】、4-6【ウェブ】、4-7【ウェブ】）。また、学士課程の学生に対しては、入学時のRKU WEEK（初年次導入教育）における各種のガイダンスで繰り返し参照したうえで履修登録に臨むよう指導するとともに、新年度に向けた在学生向け履修ガイダンスにおいて履修要綱を踏まえて履修指導を行うことを通じて繰り返しの周知を図っている。また大学院課程の学生に対しては、入学時のガイダンスをはじめとして指導教員による指導の中で、履修要綱を活用して指導を行っている。学生は、履修要綱を活用したうえで自らの大学における学習・研究計画を立案・遂行することになる。これを基本として、本学では以下に述べる各種の措置を通じて、学生の学習の活性化と効果的な教育を実現すべく努力している。

＜全学的な取り組み—RKU WEEK（初年次導入教育）等における履修指導—＞

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための全学的な取り組みとしては、まず、入学時のRKU WEEK（初年次導入教育）における新入生に対する履修指導が挙げられる。

RKU WEEKは、新入生が本学における教育課程やその後の進路についての具体的なイメージを理解するとともに、履修をはじめとする本学での学生生活の上で必要なルールを理解するためのオリエンテーションプログラムである。学生生活や履修についてのガイダンスだけではなく、配属予定の「1年演習」のクラスによるプレゼミや、各学部・学科による独自プログラムを実施することで、各学科における学びと将来の進路についてのイメージを具体化し、スムーズに学習に移行するための配慮が施されている。また、上級生のアシスタント（SA）を多数配置し、プログラムのアシスタントを担ってもらうとともに、新入生に対するよきアドバイザー役となってもらうことによって、学生間の交流を促進することも意図されている（資料1-7）。

また、在学中においても春期休業中に各学部・学科において在学生向け履修ガイダンスが行われる。これは新年次に向けた履修登録開始時（例年3月下旬）に全学科で行われるものであり、各学科の教育課程に即した履修ガイダンスが行われる。のみならず、例えば法学部においては公務員試験や法律資格取得に向けた授業や課外講座の履修方法についてのガイダンスが行われるなど、学生の将来の進路支援を意図したものとなっている（資料4-10）。また、学生の個別の相談に応じるなどして、きめ細かい履修指導を行うように努めている。

2020年度は COVID-19対応のなかでこれらのプログラムはオンラインによる実施を余儀なくされ、一部変更・中止せざるを得なかったプログラムもあるものの、本学が利用するLMS「manaba（学修支援システム）」を活用することで、多くのプログラムをオンデマンド配信により提供することができた。また、履修に不安のある学生についてはZoomで教職員と相談する機会を設けるなどして、コロナ禍において、可能な最大限の支援を行うことができたものといえる（資料4-11, 4-12）。

＜全学的な取り組み—シラバスと授業内容の整合性—＞

シラバスは学生が履修計画を立てる上での基本であり、かつ最重要の資料であることから、教務委員会では、教員に対してとりわけ、予習・復習に要する時間やその内容、成績評価の具体的方法や課題に対するフィードバックの方法について詳述するよう求めている（資料4-13, 4-14, 4-15）。また、学長からの指示に基づき、新年度に向けたシラバス入稿後、教務委員会において教務委員による全科目のシラバス記載内容の第三者チェックを実施し、必要な修正等が認められる場合には当該科目の担当教員に修正等を依頼している（資料4-16）。これは単なる誤記等に限らず、とりわけCPとの整合性にも留意したチェックとして実施している。

また、学生に対して提示されたシラバスのとおりに授業が実施されているか、という点については、主として学生を対象とする授業アンケートにおいて「この授業によって、シラバス等で示された到達目標を達成できましたか」という項目で調査を行っている。2019年度秋学期のデータによれば全学平均で4.1ポイントであり、シラバスと実際の授業との整合性はおおむね確保されていると評価してよいと考えられる（資料4-17【ウェブ】）。

＜全学的な取り組み—教育学習支援センター—＞

全学的なレベルにおける学生の学習支援体制のハブとなっているのが、2007年度に開設された教育学習支援センターである。高校から大学への進学にあたって環境の変化等にうまく適応できない学生が増えつつある中、「一人ひとりの学生を大切に育てる」という本学の取り組みをより推し進める組織として設置された同センターは、今日、各学部・学科や他部局と連携しながら入学前における基礎的学力の確認・習得から入学後における各種の学習支援、学生のさらなる学習意欲を喚起するための取り組み等広汎な活動を展開している。

①入学前学習指導

主にA0入試で入学してくる新入生に対して、主要3教科（英数国）（学部によっては5教科：英数国理社）の基礎的学力の確認・習得を目指し、学内サイトにおいてオンラインでの学習活動を行うよう指導をしている（資料4-18）。

②修学基礎講座

入学時に、入学前学習指導で扱った内容を中心とした基礎学力テストを実施し、基準点に達しなかった学生に対して、センター所員が教育学習支援センター内で補習指導を行っている（資料4-19）。

③レポート対策講座

大学に入学して初めてレポートを書く1年生を主たる対象として、レポート作法の基礎を学ぶ。センター所員が、大学オリジナル教材を作成するとともに、センター内でレポート対策講座を実施し、学生が実践的にレポート作成を学ぶ機会を提供している（資料4-20, 4-21）。さらに留学生向けに留学生チューターも交えて作文講座を行うなどして、（学術的な）日本語学習支援を行った（資料4-22）。

④「1年ゼミハンドブック」の作成

本学オリジナル教材として、1年生が履修する1年演習において活用できるハンドブックを学内サイトで配信している。ハンドブックでは、大学の施設の説明や大学生活の基本的な流れ、大学で学ぶ上での基礎的なリテラシー等を説明するだけでなく、練習問題を掲載している（資料4-23）。

⑤その他の活動

このほか、学生の学問的関心を啓発する観点から、昼休み時間を利用し本学専任教員を講師に迎えて教員と学生が語り合う「学問カフェ」というイベントを実施している（資料4-24）。

<少人数教育>

本学の教育は、「実学主義」「教養教育（リベラルアーツ教育）」「少人数教育」の重視を基幹的な理念としている。こうした理念を具体化すべく、学部・学科レベル、そして個々の科目レベル（すなわち個々の教員レベル）において、その学問分野の特性を反映させながら多様な教育活動を展開し、成果を収めているといえる。以下では、特に「実学主義」「少人数教育」に焦点を当てて説明する。

概括的にいえば、それはまず「全員ゼミ制」すなわちすべての学生がすべての年次においてゼミ（1-4年演習）に配属され、学習・研究に取り組むという制度や、各学部・学科の特性に応じて設けられている産官学連携の講座の実施等に現れている。以下、代表的な具体例を挙げていく。

全員ゼミ制を採用する本学においては、ゼミにおける教育で各種の創意工夫が凝らされている。1クラスあたりおおよそ15-20名程度で編成されるゼミは、前述のRKU WEEK（初年次導入教育）の段階から機能する。

また、各学科の必修科目については、必要に応じてクラス分けを実施し、1クラスあたりの人数を制限する運用を行っている。個別のゼミにおいて教員の指導によりフィールドワークを通じた地域との交流や、対外的な行事に参加し学生が培った専門的な技能の実践を図るといった各種の取り組みが行われていることはもちろんであるが、学科によってはゼミでの教育成果を共有し、さらに促進するための取り組みが行われている。例えば経営学科では、取手市や龍ヶ崎市等が実施するビジネスプランコンテストへの参加、1年生全員が参加する株式投資ゲームのプレゼン大会の実施を通じて、学科全体で実践的な学びを推進するなど、学科全体でゼミの活動を有機的に促進するための教育を展開している。

また、少人数教育の実践という点では、法学部では基幹的な科目について、優秀かつ意欲のある学生を10名前後選抜の上、一般のクラスとは別のクラスで授業を行う「特別クラス」の制度を導入するなどして、少人数教育の理念のさらなる実質化に取り組んでいる。

<実学主義>

「実学主義」の重視を教育理念のひとつに据える本学においては、教育の場における産官学連携を重視する。とりわけ本学は流通情報学部・物流情報学研究科において2011年度よりロジスティクス産学連携コンソーシアムを定期的に開催してきた。流通情報学部・物流情報

学研究科の開設する科目の実施状況を基に問題点の改善や教育の質の向上について、本学部教員と産業界等からの委員との間で検討を進めるなどして、その教育活動のPDCAサイクルを確立してきた。近時のこうした実績も背景として、本学は文部科学省私立大学研究ブランディング事業「高度なロジスティクス実現に向けての研究拠点と人材育成—ロジスティクス・イノベーション・PJ（プロジェクト）」に選定された。そして流通情報学科がその事業の中心を担っている。事業の目的に「高度なロジスティクス人材の育成」があり、企業人講師による実践講座及び企業訪問講座等の産学連携プログラムである科目を開講している。また、ブランディング事業が主催するシンポジウムに学生が参加し、現在のロジスティクスのもつ課題を認識する機会を提供している（資料4-25【ウェブ】）。

また、他の学部・学科においても産官学連携のもと教育活動を展開している。例えば、経済学部経済学科においては、経済・社会情勢を見極めるための知識と実践的な応用力を兼ね備えた人材を養成するため「野村証券寄付講座」を開設し、野村証券グループから講師を招き、資本市場において株式や債券が果たす役割と資産形成における基本的な知識と考え方を学ぶ科目を配置している。社会学部国際観光学科においては、「プロジェクト学習」を開設し、観光に関連する現場における主体的かつ実践的な学習を可能としている。法学部においては「法学部生のキャリアデザイン」を学部独自のキャリア科目として開設し、本学が立地する茨城県龍ケ崎市、千葉県松戸市の市長をはじめとして、公共機関の職員、法律専門職を招いて法と行政の現実と実践について学ぶ授業を提供している。また、スポーツ健康科学部においては鹿島アントラーズの協力のもと、鹿島アントラーズのスタッフによるプロスポーツ運営についての講義及び見学・実習から構成される企業マインド育成講座を実施している。また、スポーツコミュニケーション学科においては日本通運株式会社の人材育成部門である「NITSU グループユニバーシティ」との連携のもと、社会人へのマインドセットを図りビジネススキルを学ぶ「プレビジネスプログラムⅠ・Ⅱ」を開設している。

<教育活動における COVID-19対応>

いうまでもなく2020年度はコロナ禍に伴い、本学に限らず全国の大学において教育活動に甚大な支障が生じた。こうしたなか、本学は、その社会的責任、何より学生たちに対する教育の責任を果たすべく努力を積み重ねた。本項の記述は、内容面において学生の学習の活性化や効果的に教育を行うための措置に留まらないが、すべては学生の学習が適切に確保されるために行われたものであると考え、ここにおいて詳述する。

本学では学長を本部長とし、大学協議会構成員をメンバーとする「新型コロナウイルス感染症対策本部」が組織され、そのもとで各学部・学科、教務委員会、教育学習支援センター、総合情報センター等全学の各部局・全教職員が、新入生が大学における円滑な学習のスタートを切れるようにすること、在学生在が混乱なく学習を継続することができるようにすることに向けて全力を尽くした。

本学は当初、4月8日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえて、春学期授業の開始日を4月20日に延期した上で、5月中のオンライン授業の実施を予定していた。しかし、緊急事態宣言の効力が延長されることが明らかになった5月8日に、春学期のすべての授業をオンラインで実施する方針を改めて発出した。これと前後して教務委員会では教務委員会副委員長を主査とするワーキンググループを組織し、学部・学科等の

部局を超えた学生教育面についての COVID-19対応に関する連絡調整・課題解決を担当した（資料4-26）。当該 WG で対応した事項は多岐に及ぶが、具体例を挙げると、例えば、通信環境が良好ではない学生に対して本学総合情報センターの管理する PC 教室の開放措置や、卒論等で必要としている学生に対する図書館の利用措置等について関係部署との調整を行った。また、入国できずにいる留学生に対する配慮の措置、障がいをもつ学生に対する授業実施上の配慮について、さらに成績評価方法についてのガイドライン原案の策定を行い、教務委員会に提出・協議の上、各学部教授会に諮り承認を経て実施の運びとなった（資料4-27）。

また各学部・学科においては次のような取り組みが行われた。まず各学部・学科において学生・教員の通信環境等に関するアンケート調査を緊急に実施し、この結果を共有して各教員における授業方法構築の参考とした。さらに、上記 WG での調整を経ながら、オンライン授業が適切に行われているかについて、各教員が自己点検を行えるように、manaba（学修支援システム）を通じて「オンライン授業チェック」を実施した。オンライン授業の実施に際して支障を覚える教員に対しては、学部教務委員を中心にして適宜サポートを行った。

前述の通り、2020年度の春学期はすべてオンライン授業の形式で実施した。また、秋学期においても1年演習ならびに4年演習及び実技・実習系科目を除く科目においてオンライン授業が継続された。これらのオンライン授業では教務委員会の助言や総合情報センターのサポートを踏まえて、個々の教員の創意工夫に基づきオンライン会議システムを活用したリアルタイム型、Google Drive や YouTube を活用した動画・音声配信方式、あるいは LMS（本学は学修支援システム manaba を採用している）を活用した資料提示方式で授業が行われた。この間、双方向性を確保するために学生とのコミュニケーションを、リアルタイムまたは manaba を介して行いながら授業を運営した。また、各回の授業ごとに、あるいは適時に小テスト・レポート・課題等を実施・提出することを原則として、学生の理解度を確認しながら、授業が行われた。

さらに、学生からの意見を聴く機会の確保に留意した。例えば、社会学部においては、学生と教員が自由に意見交換できる機会として、オンライン会議アプリ「Zoom」を活用して、「Zoom Room 社会学部」という取り組みを行い、学生との率直な意見交換の機会の積極的な確保に努めた（資料4-28）。

各学部・学科におけるオンライン授業を支えるためにあたっては、総合情報センターが大きな役割を果たした。教材作成等の技術的サポート窓口を開設し、オンライン授業に取り組む学生・教員の技術的サポートを実施するとともに、本学が教員に提供するアカウントで YouTube、Cisco Webex 等を活用できるようにオンライン授業実施のためのインフラ整備を図った。さらに、秋学期のオンライン授業に向けてFD委員会、教育学習支援センター、総合情報センター共催で、Cisco Webex の操作について教員を対象とする講習会を実施するなどの支援を行った。

通常授業における学習支援のほか、教育学習支援センターでも、前述した「レポート対策講座」を、オンライン会議システムを使った形で実施するとともに、講座内容の復習ができるように、ウェブ上で受験できる確認クイズを実施した。さらにこれに留まらず、オンライン授業の受け方が分からない、課題のレポートの書き方が分からないという学生の不安に応えるために、学内サイト上で、「皆さんの学びをサポートします」というページを作成し、

様々なコンテンツを提供した（資料4-29）。

なお、以下については第6章でも述べるが、これらの教育活動についての振り返りと改善に向けた活動として、各学部・学科レベルでは頻繁に情報交換を行うとともに、全学レベルにおいても、例年春学期末に実施するFD研修会において春学期の振り返りを行った。さらに、秋学期におけるFD活動の一環として、FD委員会が主導して授業実践の相互参観を実施した。また、毎学期実施している授業アンケートにオンライン授業に関する新たな質問項目を付加した上でアンケートを実施し、学生からの意見を積極的に徴した。この点については第6章の説明に譲る。

以上から、本学では学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているものといえる。

点検・評価項目⑤

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

<本学における成績評価、単位認定及び学位授与の基本的枠組み>

本学学士課程における成績評価、単位認定、学位授与の基本的仕組み及びその前提となる履修方法の基本的仕組みは、学則第6章「試験、卒業及び学位」及び同第5章「履修方法」によって規律されている。学則第11条は、単位制度に基づき1単位あたりに要求される学修時間の計算方法を授業種別ごとに規定するとともに、第12条において各学部において卒業に必要とされる単位数が明定している。それを踏まえて、第15条は成績評価・単位認定に際して、原則として毎学期末に実施される試験によることを原則とする旨を定めるとともに、同条但書において成績評価につき平常点をもって試験に代えることを認められた科目についてはこの限りではないとすることを定めている。また、成績評価に際しては、学則第17条が試験の成績をS・A・B・C・Dの5級に分ち、S・A・B・Cを合格、Dを不合格として、試験に合格した者に単位を授与する旨規定する。そして、学則第18条は「本学に4年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を取得した者は卒業とする。」と規定して卒業要件を明示し、同第20条において各学科の授与学位を確認する（資料1-3）。

本学大学院課程については大学院学則第3章「履修方法等」が規律しており、大学院における単位の計算方法及び大学院の試験について学士課程についての規程たる学則の関連規程（学則第11条、第16ないし18条）を準用することを明記する。そして、大学院学則第5章「課程修了及び学位」が課程修了要件及び授与学位を明定する（資料4-1）。

なお、学士課程においては学則第14条に基づき、教育上有益と認めるときは、一定の要件のもとに他の大学等で修得した単位又は学修を本学における授業科目の履修により修得したものとみなす旨の規定を設けている。また、大学院課程においては大学院学則第12条に基づき、他大学大学院と協議のうえ、一定の要件のもと、当該大学院の授業科目の履修をもって本学研究科において当該科目を履修したものとみなす旨の規定を設けている（資料4-1）。

以上に概観した学則による成績評価、単位認定の基本的規律を具体化するものとして、試験規則が設けられている(資料4-30)。これは、定期試験の実施時期、定期試験の受験資格、試験の成績評価方法、追試験、再試験の受験要件、不正行為への対処を規定する。さらに大学院課程についてその修了ならびに学位授与の要件及び手続を規律するものとして、流通経済大学学位規則が設けられている(資料4-2)。

もちろんここに掲げた諸規則は、履修要綱、本学ウェブサイト、Ring(学内に向けた情報発信サイト)に掲載しており、学生・教職員は常に確認することができるようになっている。学生・教職員が、本学における成績評価、単位認定及び学位授与が客観的なルールに基づいて厳正に行われるべきものであるとの認識を共有するよう努めている。

<本学における成績評価、単位認定>

前記にて概観した成績評価、単位認定の仕組みについて詳述する。大学設置基準第21条の定めを受けて学則第11条は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とした上で、授業の方法に応じて1単位あたりの授業時間を規定する。本学では多くの科目において1学期1コマあたり2単位を配している。この1コマは15回の授業によって構成されている。年度固有の事情等で15回に満たない事態が生じた場合には、補講の実施やそれに代わる課題の提出等を通じて、学修時間の確保を教員に強く求めて、学修時間の実質的な確保に留意をしている(資料1-3)。

成績評価・単位認定は、原則として毎学期末に実施される試験(定期試験)によることを原則とする。ただし、教授会の承認を経て成績評価につき平常点をもって試験に代えることを認める旨定められている。なお、前述の通り2020年度はCOVID-19対応によりオンライン授業が原則とされたため、定期試験に代わる成績評価の実施方法につき、教務部・教務委員会において「2020年度春学期成績評価ガイドライン」を策定した。これを全教員に対して公表し、未曾有の事態における学修の機会の確保とならび、公正・厳格・適正な成績評価・単位認定を実施するにあたり留意すべき事項を教員間で共有した(資料4-27)。

前述の通り、試験の成績は、S・A・B・C・Dの5級に分ち、S・A・B・Cを合格とし、Dを不合格としている。試験規則はそれぞれの評語に相応する成績につき、Sは90点以上100点まで、Aは80点以上89点まで、Bは70点以上79点まで、Cは60点以上69点まで、Dは59点以下と定めている。また、成績表上、授業に3分の2以上の出席をしなかった場合や、定期試験を受験しなかったなどについては「評価不能」とし「/ (斜線)」で不合格を表示している。

これらの規程を受けて、個々の科目レベルでは、シラバスにおいて到達目標及び成績評価方法について、各科目の特性に即した形で具体的に記述することを通じて、受講する学生に対して成績評価がどのように行われるかを明示している。

<成績評価・単位認定に関する問い合わせ>

学生が履修登録した科目の成績評価・単位認定に疑義がある場合における確認・問い合わせについては、当該学生が「成績確認願」を教務課に提出することにより、担当教員に問い合わせをすることが可能になっている。これは、D(不合格)または「/ (斜線)」(評価不能)とされた場合において提出することが認められている。これによって、成績評価に疑

義がある場合における学生からの問い合わせを可能にするとともに、成績評価に対する信頼性の確保に努めている。

<編・転入者の既修得単位の認定について>

学則第42条第1項は他の大学・短期大学から選考の上本学への編・転入学を認める旨を規定するとともに、第2項において上限を設けた上で既修得単位の認定することを認めている。これを受けて本学は編・転入学に関する規則を定めており、同規則第3条はその内容に応じて本学の授業科目及び単位に変更または換算することができると規定している（資料4-31）。この規定に基づく編転入者の既修得単位の認定は教務委員会による確認協議を経た上で各学部教授会における一括認定（承認）を基本としているが、その際必修科目や専門科目については科目内容を吟味し、単位認定が可能かどうかを学科単位で判断している。

また、大学院における編・転入者の取り扱いについては、大学院学則第10条第1項により学則の編・転入学に関する規定を準用することが定められている。

<卒業・修了認定（学部・大学院）>

学則第12条は卒業に必要な単位数を全学部（全学科）とも124単位と規定した上で、第19条は「本学に4年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を取得した者は卒業とする。」と規定する（資料1-3）。これを踏まえた上で、学科ごとに定められた必修科目、選択必修科目、選択科目の別にしたがって卒業に要する科目・単位数が具体化されており、これを満たすことが求められている。これらは履修要綱において学生に公表するとともに、新生生に対してはRKU WEEK（初年次導入教育）において、在学学生に対しては在学学生向け履修ガイダンスにおいて繰り返し周知している。

卒業認定の手続は次の通りである。すなわち、学期毎に4年以上在学した者につき要件充足状況をリスト化した卒業判定資料が作成され、教務委員会での確認・了承を経た上で各学部教授会における協議・承認を受けて、卒業の可否が決定される。

また、大学院学則第11条は「修士課程修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科規則の定めるところにより、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することとする。」とし、また同第11条の2第1項は「博士課程の修了の要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。」と規定している（資料4-1）。各研究科においては、公開の中間報告会ならびに最終報告会及び口頭試問を実施することで、論文審査を実施する。大学院の修了要件についても、大学院履修要綱において公表するとともに、入学時のガイダンスや指導教員による研究指導のなかで繰り返し周知を図っている（資料4-7）。

また、論文審査に際して、各研究科においてはあらかじめ論文審査（成績評価）基準を策定して、これを履修要綱に明示し、それに基づいて厳正な審査を実施している（資料4-7）。ただし、大学院研究科規則第7条は、修士論文の審査につき、研究科委員会の審議を経たうえで学長が認めた場合において、特定の課題についての研究成果（特定課題研究）の審査をもって代えることができる旨規定しているが（資料4-32）、特定課題研究の審査基準は現在

策定されていない。

以上から、本学では成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているものといえる。

点検・評価項目⑥

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握・評価については、現在次のような形で実施している。

まず、学士課程における各科目レベルにおいては、当然のことながら「点検・評価項目⑤」に報告したような成績評価・単位認定のプロセスを通じて、学生の学習成果の把握・評価が行われている。また、第6章にて言及するが、毎学期末にFD委員会を実施主体とする「授業アンケート」を通じて、学生の側から見た各科目についての学習成果の把握・評価に努めている。これは主として授業における教育活動の改善を目的とするものである。その一方で、学生の側から見た受講科目における取り組み具合や達成度を捕捉する手段としても用いられている。

学部・学科レベルにおいては、ディプロマポリシーアンケートを実施している。これは4年生を対象として、例年12月に実施している。学生における主観的な達成度評価を調査・収集するものであり、学科における教育課程の達成度評価の参考資料としている。ただ、回収率が必ずしも高いとは限らず、実施方法等についてはなお見直しを行う余地がある。

また、流通情報学科においては、学科において設けたそれぞれのコース毎に設定されている条件を満たすことにより、卒業時にコース修了認定が実施される。このコース修了認定を受けた学生の数により、学習成果の把握を図っている（資料4-33）。

加えて、本学ではGPA制度を導入し、教育課程における学生の学習成果の把握に利用している。

さらに学生の中退防止を図るために、大学協議会のイニシアティブのもと、退学者防止委員会が組織され、退学率や退学者のGPAについての分析が行われ、その分析結果が大学協議会、学部教授会に報告されており、全教員に共有されている（資料4-34）。

従来これらの施策が、教育課程ごとの学生の学習成果を把握する手段として活用してきたが、その一方で教務委員会の主導のもと、アセスメントプラン（アセスメントポリシー）の策定・導入作業が行われてきた。2021年度からの本格実施に向け議論を積み重ねてきたが、

しかし、残念ながら COVID-19への対応を優先したことも大きく影響し、策定・導入作業は完了していない。ただし、アセスメントプランを支える成績評価の可視化システムの導入作業が進められている。アセスメントプランについては、各学部・学科のコンセンサスを丁寧に確立させながら早急に策定することが求められる。

次に大学院課程においては、学士課程同様各科目にける成績評価・単位認定のプロセスを通じて、学生の学習成果の把握・評価がなされる。大学院課程は在学者数が限られることもあり、匿名性を担保した上での授業アンケートの実施が困難である一方で、指導教員・授業担当教員とのコミュニケーションを通じて学生の学習成果をきめ細かく把握するよう留意している。

さらに、学位論文の審査において、学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握・評価が行われている。この際、研究科及び修士課程・博士後期課程の別に応じて若干の違いがあるものの、学位授与に向けては公開の中間報告会、及び最終報告会ならびに口頭試問を経ることとしている。

また、教職課程においては、例年教育実習の参加状況及び教員採用実績をとりまとめ、教授会に報告し、その成果を確認・点検している。

以上から、本学では学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているといえる。

点検・評価項目⑦

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程とその内容・方法の適切性については、各学科分科会、各学部教授会、各研究科委員会といった各教育課程に対応する会議体において定期的・継続的に検討が行われている。また一般教養連絡会議においては教養科目・外国語科目についてその内容・方法の適切性が検討される。その際、下記に述べるような授業アンケート、ディプロマポリシーアンケートの結果が参考にされる。また、おおむね4～5年に1度、全学的にカリキュラム改訂を実施している。

<授業アンケート・ディプロマポリシーアンケート>

まず、個々の科目レベルにおいては、毎学期、全科目について授業アンケートを実施し、学生からの意見・評価を徴して、授業内容の改善・向上を図る体制が構築されている。授業アンケートはFD委員会が中心になって実施し、その結果は担当教員及び学部長に報告されることとなっている。特に改善を要すると判断される授業科目については、学部長から改善についての助言・指導等が行われることになっている。授業アンケートの成果の概況は本

学ウェブサイトにも公表されている（資料4-17）。また、この授業アンケートの結果について教員に対するアンケートが実施されている。このアンケートは、担当する授業についての振り返りとして、どのような取り組み・工夫を行ったか、さらに改善するために今後どのような取り組みが必要であるかなどを問う内容となっており、個々の科目レベルでの教育改善活動に資するものとなっている。教員に対するアンケートの結果については授業アンケートの結果とともに本学ウェブサイトに公表されている。

<カリキュラム改訂—学部・学科（教育課程）レベル—>

また、学士課程においてはおよそ4～5年に1度、全学的に実施しているカリキュラム改訂が行われる。大学協議会の主導のもと、実務的には教務委員会での調整を図りながら、各学部・学科、一般教養連絡会議において、教育課程の成果や問題点の洗い出しを行い、問題点の改善に向けた教育課程の見直しを実施している。

例えば2021年度施行予定の新カリキュラムにおいては、前述の通り、全学的にはキャリア科目の大幅な見直し・整理が図られるとともに、必修科目「キャリアデザインⅠ」の新設が行われることとなった。また、経済学科においては従来4年演習において学生に論文を執筆・提出させることとしていたものを「卒業論文」として科目化し、学位授与にふさわしい学修成果の達成を学生に求める体制を確立すべく改革を行うといった取り組みがなされている。

以上から、本学では教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているものといえる。

(2) 長所・特色

本学の教育理念である「実学主義」「教養教育（リベラルアーツ教育）」「少人数教育」の重視は、前述したように本学の教育課程の随所に体现されている。とりわけ、空理空論を語らない実学主義の理念は、文部科学省私立大学研究ブランディング事業「高度なロジスティクス実現に向けての研究拠点と人材育成—ロジスティクス・イノベーション・PJ（プロジェクト）」に基づいて実践されている流通情報学科の教育活動をはじめとして、各学部において公共機関や企業と連携して教育活動を行っている点に具体化されているといえる。

また、教育学習支援センターにおける種々の取り組みや、さらに中退防止委員会を組織し中退原因の分析に取り組んでいる点にもみられるように、いったん本学に入学した学生に対しては、大学における学びを成功させるために責任をもって学習を支援する体制を確立しているといえる。

(3) 問題点

他方で、さらなる改善に向けて次のような問題点を指摘することができる。

まず、単位制度のもと、学生の学習を実質化する試みは様々取り組まれているものの、2019年度秋学期の授業アンケートにおける授業外学習時間についての質問の結果によれば、全学平均が30分～1時間程度に留まっている。周知の通りオンライン授業が展開された2020年度においては、全国的にテストや宿題が過大ではなかったかという指摘が報道のなかで繰り返さされてきたことに留意する必要があるが、学習の実質の確保についてはなお課題が多いものと考えられる。

また、「点検・評価項目⑥」において言及したように、現在本学ではアセスメントプラン（アセスメントポリシー）の策定に向けて作業が進められているが、2020年度のコロナ禍への対応を優先したこともあり、未だ策定までこぎ着けられていない。2020年度に全学的なIR推進委員会が設置されたことと相まって、より効率的で効果的なPDCAサイクルを実現するためにも、アセスメントプランの早期の策定と実施が肝要である。

さらに、2020年のコロナ禍によって、他大学同様本学も全学規模でオンライン授業の導入を行った。2021年度は原則として対面授業を実施することを方針として打ち出したが、この1年間のオンライン授業実践の経験というレガシーを、単なる「緊急事態に対する緊急避難的措置」として終わらせるのではなく、2021年度以降の本学の教育において具体的にどのように反映すべきか、別途検討していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

教育課程と学習成果という点については、本学の教育の理念に基づいた適切な実施体制の確立と着実な成果が認められるといえる。

しかしその一方で、2020年のコロナ禍が、これまでの本学の教育のあり方にも少なからず問題を提起したとも考えられる。

すなわち、2020年度はコロナ禍のもとにおいてオンライン授業を実施した。これらの取り組みはオンライン授業による通常授業のフォロー（オンライン学習システムの効果的な利用）の可能性を示した。オンライン学習システムの活用は非常時のみならず、平時の通常授業の際にも積極的に利用するよう環境整備が必要である。すでに教務委員会では、オンライン授業を可能にする教室システムの検討作業に入っているが、今後も、オンライン授業の可能性の模索と教育的効果に関する検証を行い、学生の学習を活性化するためのオンライン授業の活用方法等について、さらなる検討をする必要がある。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

評価の視点3：入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は、産業界の広範な支援のもとに設立された、産学連携を出発点とする大学である。我が国経済の繁栄のみならず福祉の向上と文化の発展にも貢献できる、視野の広い指導的人材の育成を目的とし、「優秀な産業人は優れた教養人でなければならない」との信念に基づき、開学以来、実学主義と教養教育（リベラルアーツ教育）を重視した特色ある教育に取り組んできた（資料1-4）。こうした本学の教育理念は、5学部9学科5大学院研究科からなる総合大学に発展した現在でも一貫しており、今日の世界情勢のなかで我が国が国際競争力を高めていくためにも、個性と創造力の溢れる人材の育成を目指して実学教育を旨とする、本学の教育が果たすべき役割は極めて大きいといえる。

ゆえに、学生の受け入れにおいても、将来社会や産業界の期待と要請に応え得るであろう、必ずしも一様ではない能力や適性を見出し、それを本学の教育環境で育むことを目的として、選抜を行っている。一般選抜（一般入試）や、大学入学共通テスト利用型選抜（大学入試センター試験利用入試）における学力考査による入学者選抜に加えて、学校推薦型選抜（推薦入試）や総合型選抜（AO入試）では、知・徳・体の人間的な総合力に優れた学生を選抜している。また、グローバル時代に活躍が期待される留学生も、広く海外から受け入れている。本学では、学生の選抜と受け入れに際しては、志願者の能力や適性を可能な限り多方面から見出し、何よりも公平かつ厳正な方法で選考にあたり、学生を受け入れることを旨としている（資料5-1【ウェブ】，5-2）。

上記の全学の方針をもとに、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学位課程ごとにAPを策定し、本学ウェブサイトにも明示している（資料5-1【ウェブ】）。APでは入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を明確に示している。

以上から、本学では学生の受け入れ方針を適切に設定し公表しているといえる。

点検・評価項目②

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入学試験の基本方針については全学入試協議会規則、また入学者の選抜については入学者選抜規則によって規定されている（資料5-3, 5-4）。

学生募集については、本学キャンパスにおいてオープンキャンパス・入試相談会を実施するとともに、各高等学校で開催される進学相談会等にも積極的に参加し、大学紹介、入試概要及び学生生活等について、受験生への周知を図っている。進学相談会や高校訪問等への派遣には、入試担当教職員のほか、大学の現状に詳しい課長・係長クラスの事務職員に進路アドバイザーを委嘱し、対応している。

入学者選抜方法については、本学では創立当初の早い段階から、当時全国でも例を見ない一般入試に小論文形式を取り入れるなど、独自の入試制度を採用してきた。大学の規模が大きくなり志願者が飛躍的に増加した現在でも、総合型選抜（A0 入試）をはじめ、様々な入学者選抜方法を採用することで、個性豊かで関心や学修歴の多様な志願者にも対応している。入学者選抜実施のための具体的業務は学長のリーダーシップのもと学長補佐（入試担当）をおき、入試センター長が助言を得ながら責務を果たしている。2年任期の副センター長を2名配置し、入試センター長、各学部入試担当運営委員を構成員とする入試運営委員会が一貫した業務を行う仕組みを整えている。なお、入学試験の日程や選抜方法から実施に関する全学的な方針の決定は、学長、入試担当学長補佐、各学部長、入試運営委員会、各学部入試委員及び事務局長で構成される全学入試協議会が行う（資料5-5）。

本学における入学者選抜は、すべての選抜方法について、全学部共通の内容と方法で実施されている。一般入試では科目試験を行い、その総合得点順位が各学部における合格者決定の基準となっている。また、学校推薦型選抜（推薦入試）では、調査書審査、面接試験、小論文、総合型選抜（A0 入試）では面接試験、小論文、外国人留学生入試では日本語試験と面接試験が課され、これにより合否を判定している（資料5-2）。これらにおいては、平均点や学科ごとの選抜方法別定員等を考慮して、科目試験・小論文それぞれ合格最低点を設定している。一方、推薦入試や総合型選抜（A0 入試）の面接では、評価の客観性を担保するため原則として志望学部の教員1名と他学部の教員1名との組み合わせにより、志望動機や卒業後の進路などの聴き取りを中心とした面接を行い、必要に応じて再面接の機会を与えるなど、適性判断に慎重を期している。

すべての入試の合否判定については、入試運営委員会が原案を策定し、全学入試協議会に

において全学的見地から調整・協議した上で、最終的に各学部教授会の議を経て決定される。

また、これらの評価基準、合格最低点、合格基準等については、高等学校教員への進学説明会で開示し、各高等学校の進路指導者に当年度の入試情報も含めて周知徹底を図っている。受験生に対しては、千葉県、茨城県をはじめ関東圏の受験生を対象に例年、各キャンパスで4、5回オープンキャンパスを開催し、学部・学科相談会等でできるだけ多くの入試情報を提供している。

COVID-19対応として、2020年度は対面でのオープンキャンパスが開催できず、WEBオープンキャンパスをオンラインで開催した。WEB会議システムを使用したことにより、遠隔地の高校生も参加できることとなった。初めての取り組みであり、回を追うごとに運営がスムーズになっていった。入試相談会は希望者のみ感染対策を徹底してキャンパスにおいて対面で行った（資料5-6【ウェブ】）。

特別な対応が必要となる障がいのある学生の受け入れに際しては、出願時点で、大学側の出来る対応について説明し、場合によっては必要なサポートができないこともある旨を伝えている（資料5-2）。その上で、単独での別室受験など受験生に応じて合理的な配慮を行っている。これまでに、重度の脳性まひの学生、筋ジストロフィーの学生、全盲の学生、聴覚障がいの学生等、様々な障がいのある学生が入学している。

経済的な理由で修学が困難な学生のために、日本学生支援機構奨学金や都道府県市その他の団体の奨学金及び保育士等修学資金貸与制度に加え、日本通運育英会奨学金、流通経済大学後援会奨学金など多彩な奨学金制度を整備している。2021年度入試では例年の受験料が35,000円であるところを30,000円とし、受験生と保護者の経済的負担に配慮した。

また、COVID-19対応として、コロナ禍対策緊急奨学生選抜を行い、入学試験で優秀な成績を取めた者を奨学生に採用し、原則4年間にわたり授業料相当額等の奨学金を給付することとした。学校推薦型選抜と総合型選抜の合格者にも、コロナ禍対策緊急奨学生選抜を1回に限り入学検定料免除で受験できるようにした（資料5-2）。

大学院の学生募集は、大学院ガイドを本学ウェブサイトに掲載し、資料請求者には郵送あるいは窓口で配布している（大学院ガイド）。大学院の入学選抜は、責任者である各研究科長と各研究科運営委員及び研究科教員と教務課職員が連携して実施にあたっている。入試問題の出題者がAPに基づいて入試問題を作成し、各研究科運営委員会がその適切性を確認している。出題者の匿名化、試験問題の秘密保持、口述試験担当者名の秘密保持、各運営委員会による試験問題及び採点結果のチェック体制により、入学試験の公平性・透明性が確保される仕組みを実現している。合否判定手続は、各研究科委員会で数値化された評価に基づいて公平かつ客観的に行われている。

以上から、本学では学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているといえる。

点検・評価項目③

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

2020年度の各学部の入学定員に対する1年次入学者比率は、経済学部1.17倍、社会学部1.10倍、流通情報学部1.18倍、法学部1.16倍、スポーツ健康科学部1.01倍であり、全体で1.12倍となった（大学基礎データ表3）。2016年度では全体で1.23倍でありこの5年にわたり定員超過率は減少して推移してきているため、入学定員は概ね適切に管理されてきているといえる。

入試種別ごとの募集定員に対する入学者の比率を見ると学部学科によつての違いがある。一般入試での入学者が募集定員を下回る学科が少なくないので、課題として認識し、検討が続いている。

2020年度の3年次編入学生については、社会学部国際観光学科3名（定員20名）、法学部両学科0名（各定員10名）となつており充足率はきわめて低く、編入学定員の確保ができていない状態である。流通情報学部流通情報学科はそれまで10名あつた2年次編入学の定員枠を2018年度からなくし、同じように20名あつた3年次編入学の定員枠を2019年度からはなくすなど、現状に踏まえて定員枠の変更改善につとめているが、課題はまだ残っている（大学基礎データ表3）。

2020年度の各研究科の入学定員に対する修士課程入学者比率は、経済学研究科0.6倍、社会学研究科0倍、物流情報学研究科0.1倍、法学研究科0.2倍、スポーツ健康科学部0.4倍であり、全体で0.23倍となった（大学基礎データ表3）。2016年度では全体で0.16倍であり定員未充足が緩和されてきているが、低い水準で推移している。研究科用のガイドブックを作成し、ウェブサイトを充実させるなどしているが、研究科のあり方について引き続き検討することとしている。

また、大学基礎データ表2にあるとおり、2020年5月1日現在の本学の在籍学生数は全学部合わせて5,481人であり、収容定員5,080人に対する在籍学生数比率は、1.08である。在籍学生数は収容定員をやや上回る状況にあるが、十分といえないまでも在籍学生数は適正に管理されていると考えられる。

以上から、本学では課題はありつつも適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているといえる。

点検・評価項目④

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学士課程において、質・量ともに適切な入学者の確保を目的に、入試運営委員会が社会状

況、志願者の動向や入試状況等を分析し、入試プロセス、結果の振り返りを行い、次年度の計画案を作成している。それを基に、毎年度初めの全学入試協議会において志願者の応募状況の結果を分析し、それを受けて大学協議会及び学内理事会で審議し、当該の学部教授会に諮ることとしている（資料5-3）。

従来から、本学では総合型選抜（AO入試）を始めとする各種入試で、学部・学科への志望理由と提供するカリキュラムとの合致を一つの受け入れ基準としてきた。これらの取り組みの結果を反映し本学では総合型選抜（AO入試）では、本面談の前の段階で、各学部・学科におけるカリキュラムの特徴についての説明を受験希望者に対して入念に行うと共に、志望理由について複数の教員が複数の機会にわたって確認を行った上で希望する受験生の出願を受け付ける体制を整え、受験生の入学後の希望学習内容と学部・学科の用意するカリキュラムとの不一致を避けることを目指してきた。なお、2020年度はコロナ禍において来校を制限する中、出願前のオンラインでの面接を取り入れた（資料5-7【ウェブ】）。

さらに、総合型選抜（AO入試）に偏らない学生受け入れ実績を実現するため、経済学部を中心に、総合型選抜（AO入試）におけるエントリー時点からの指導・受け入れ評価の厳格化にも取り組んでいる。2021年度入試では、入試種別による募集人員に対する入学者充足率の適正化を目指し、学校推薦型選抜の出願資格である評定平均値の見直しや、同一高校からの各学科の推薦枠を2名に抑えるなど大幅な指定枠数の削減を行った（資料5-8）。

加えて、学校推薦型選抜（推薦入試）、総合型選抜（AO入試）といった合否判定が早い時期になされる入試種別で受験する生徒への対応に関する高等学校からの要請にも応え、学校推薦型選抜（推薦入試）、総合型選抜（AO入試）での合格者の勉学意欲の継続・向上のための目標の提供を企図して、入学前学習指導を行ない、基礎学力の向上を図っている。

また、2020年度は COVID-19への対応の一環として、コロナ禍における経済的支援を主眼に、2021年度はコロナ禍対策緊急奨学生選抜を行うことが大学協議会を経て理事会で決定され、実施されている（資料5-2）。

今後、18歳人口の減少が続くことにより本学においても志願者の獲得が困難になることが予想される。各学部教授会はもとより、2020年からの中期事業計画に基づき入試制度改革を具体的に検討していくことが課題である。

大学院においては、各研究科委員会が教務課と連携しつつ入学者選抜を運営している。各研究科委員会では研究科入試担当運営委員が中心となって、都度入学者選抜の適切性を検証する体制が取られている。

以上から、本学では学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

（2）長所・特色

学生の受け入れ方針（AP）については、全学とすべての学部・研究科ごとに本学ウェブサイト、大学案内、学生募集要項（入試要項）などに明示され、さらにオープンキャンパス

や入試相談会を設けて、受験生への周知に努めている。その上で、APに基づき本学での学修意欲を持った個性豊かな学生を受け入れるために、一般入試のような学力試験だけでなく、小論文に加えて書類審査と面接を重視している学校推薦型選抜（推薦入試）や、志願者と時間をかけながら出願前の面接で学習への取り組み意欲を確認している総合型選抜（AO入試）などを実施している。

なお、学校推薦型選抜（推薦入試）や総合型選抜（AO入試）などにより早期に入学が決定する学生が多くなっていることや、基礎学力の向上を必要とする学生が多く入学していることなどから、合格から入学までの期間を有効に使うために、入学前学習指導（国語、英語、数学）を実施している。

また、本学では両キャンパスで6月前後に実施してきた高大接続の施策である近隣の高等学校との意見交換会を実施し、高等学校の意見・要望を反映させ、学生募集と教育活動の見直しに努めている。

今般の COVID-19への対応に関しては、オープンキャンパスをウェブで行うなど、オンラインにより受験生の相談を受けるなどして学生への情報提供を丁寧に行った。また、経済的支援を主眼に2021年度入試ではコロナ禍対策緊急奨学生選抜を行った。

(3) 問題点

近年、推薦入試や総合型選抜（AO入試）において募集人員に対する充足率が高まり、入試種別ごとの入学者数に偏りが生じている。そのため、2021年度の学校推薦型選抜では、募集人員に対する入学者数の適正化を図るために評定基準や指定校枠の見直しを行った。しかしながら、コロナ禍において年内に進路を確定したい傾向が高まり、抜本的な改善にはつながっていない。編入学については、流通情報学科では2年次編入学の定員枠を2018年度からなくし、3年次編入学の定員枠を2019年度からはなくすなど、現状を踏まえて定員枠の変更改善につとめているが、課題はまだ残っている。

大学院の学生募集においては、今後も積極的な入試広報活動が必要である。

(4) 全体のまとめ

学部の入学定員及び収容定員は、全体的には適切に管理されているといえる。文部科学省による「入学定員管理の厳格化」政策の影響のためか、年明けに実施される一般入試よりも年内に実施される学校推薦型選抜（推薦入試）や総合型選抜（AO入試）に大学進学希望者が数多く出願する傾向が強まっている。本学では2021年度入試では、入試種別による募集人員に対する入学者充足率の適正化を目指し学校推薦型選抜の出願資格である評定平均値の見直しや、同一高校からの各学科の推薦枠を2名に抑えるなど大幅な指定枠数の削減を行った。

大学院の各研究科については志願者数増加の努力を行ってきた。しかし、入学定員及び収容定員の適切性については、今後引き続き検討が必要である。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の求める教員像は、全学の専任教員に適用される専任教員規程第2条において「教員は、流通経済大学の学風を重んじ、学内の継続的行政事務に従事する場合の外、研究と教授に専念しなければならない。」と明記している（資料6-1）。ここにいう「流通経済大学の学風」とは、次の内容を指す。

本学はそもそも「流通経済一般に関する研究と教育を振興して、我が国経済の飛躍的発展を図るとともに、深く人文科学を攻究し、教養ゆたかな、視野の広い指導的人材を育成して、国民生活の健全化と福祉の増進を図る」ことを目的として開学した（資料1-1）。そして本学の教育の三本柱として「実学主義」「教養教育（リベラルアーツ教育）」「少人数教育」の重視を掲げてきた。

これを踏まえて、学則第1条は本学の目的を、教育基本法及び学校教育法に則り、広く知識を受け人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆と文化の発展に寄与すべき優秀な人材を養成することと定めている。そして、本学は法人寄附行為及び学則において、5学部9学科及び5大学院研究科、さらに専任教員を配置する附属研究所として物流科学研究所を設置することを定めるとともに寄附行為第4条第1号（学部・学科、大学院研究科）、学則第4条（学部・学科）ならびに第61条（物流科学研究所）、大学院学則第2条（大学院研究科）、これらのうち学部及び学科について学則第4条の2において、大学院研究科については大学院学則第2条の2において、また物流科学研究所については物流科学研究所規程第2条において、それぞれの目的を明記している（資料1-2, 1-3, 4-1, 6-2）。

以上、専任教員規程第2条及び学則等の関連規則を通じて、本学として求める教員像の明示を行っている。なお、本学の建学の理念は本学ウェブサイトにおいて公表しており、かつ、後に述べる専任教員の公募に際しては、応募資格・条件の一つとして「本学建学の精神を理解」する者を挙げている（資料1-8【ウェブ】）。

また、本学における教員組織の基本については、前述の通り学則第4条及び大学院学則第2条にて学部ならびに学科及び大学院研究科の組織編成を明記するとともに、学則第22条に

において「教育職員」として学長、教授、准教授、講師、助教、助手の職種を明定するとともに、同第23条第1項ないし第6項において教育職員の従事すべき職務を明記している。なお、本学において助教の職階は2015年に導入された。

点検・評価項目②以降で検討される本学の教員組織の編成、教員人事、及び教員組織の適切性の検証といった諸活動は、学則・大学院学則に明記された大学及び各部局の設置目的に従って行われている。

以上から、本学はその理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているといえる。

点検・評価項目②

教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

評価の視点3：教養教育の運営体制

<教員組織及び教員数>

「点検・評価項目①」において述べたように、本学は寄附行為、学則・大学院学則において本学の教育研究組織である学部・学科、大学院研究科ならびに附属研究所を設置する規定を設けるとともに、教員組織として学長、教授、准教授、講師、助教、助手を配置することを定めている。

本学は、大学基礎データ表1「組織・設備等」にて示すように、2020年度現在、学士課程において5学部9学科を有し、大学設置基準上必要な専任教員数143人（うち教授73人）に対し、162人（うち教授84人）を擁している。全学的には設置基準を超える教員を配することによって、より手厚い教育体制を確保するように努めている。この結果、教員一人当たりの学生数は33.8人となっている。もっとも、前述の通り全体としては設置基準の要求を超える教員を配することができるものの、現在社会学部国際観光学科においては、就任予定者が突如辞退してしまったこと等により、大学設置基準の定める基準数を下回る事態が生じてしまっている（基準数10人に対して9人、教授数5人に対して3人）。現在一刻も早い是正に向けて調整・採用準備を行っている。また、非常勤教員数は195人であり、専任教員と非常勤教員の比率はおおよそ1対1.2となっている。大学院課程においては、大学院設置基準上必要な研究指導教員数35人（うち教授27人）に対し73人（うち教授66人）となっている。また、各研究科においては大学基礎データ表1「組織・設備等」にて示すとおり研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数計を満たしている。

本学の専任教員の職階別教員数は、教授84名、准教授50名、講師13名、助教15名である（物流科学研究所専任研究員たる准教授及び教育学習支援センター専任所員を含む）。

専任教員の年齢別教員数は、60歳代41名、50歳代37名、40歳代53名、30歳代26名、20歳代

5名となっている（ただし学長1名を除く）（大学基礎データ表5「専任教員年齢構成」）。前回認証評価受審時に提出した本学「2014年度『大学評価』申請用自己点検・評価報告書」が指摘する教員の全学的な高齢化という点については、とりわけ経済学部、スポーツ健康科学部において、今後の本学の教育研究活動の中核を担う30歳代、40歳代の教員が過半を占めるようになった。定年退職者の補充等を行うなかで、経験豊かな年齢層の教員とのバランスを保ちながら一定の是正が進められている。

<全学レベルにおいて教育研究活動を展開するための教員組織編成>

本学においては学則はじめ学内諸規定に基づいて、学長を頂点として各学部・研究科、附置研究所及び教学支援部門の各部局が適切な権限分配と連携関係の構築を図りながら、本学の教育研究を推進するために適切な教員組織編成の措置を講じている。

まず全学レベルでは、学則第23条第1項が規定するとおり、学長は校務を掌り、所属職員を統督する。そして学則第26条において大学協議会の設置を定めている。この大学協議会は学長を議長として、各学部長、研究科長、一般教養連絡会議議長、教職課程委員会委員長、附置研究所長はじめ教学支援部門長を構成員とする会議体であり、「全学的な調和をはかり大学運営を円滑に行うため」に「全学に係る教学に関する重要事項」「学則その他規則の制定及び改廃に係る事項」「その他学長が必要と認めた事項」を審議する機関である（流通経済大学 協議会規則第2条、第3条）。概ね月1回のペースで定期的開催している（資料2-5）。

あわせて、学部の教学事項につき各学部間の調整を図り全学的整合性を確保するために、学長を議長とし各学部長を構成員とする学部長連絡会議がやはり月1回のペースで開催されている。

また、大学院における重要事項を審議する会議体として学長を議長とし各研究科長及び各研究科の教授2名を構成員とする大学院委員会が設置されており、必要に応じて開催されている（大学院学則第19条）。これらの会議体が、学士、大学院の両課程それぞれにおいて共通する、さらには両課程全体を通じて共通する課題の共有と解決を図るものとして機能している（資料4-1）。

さらにこのほか、各学部から選出された教員で構成される教務委員会、学生委員会、入試センター運営委員会、就職委員会、図書館運営委員会、教育学習支援センター運営委員会など、全学的な組織が整備されており、それぞれ教務部長、学生部長、入試センター長などが中心になり、規程に定められた教学に関するそれぞれの重要事項について、全学的な調整を行い、あるいは全学的な施策を推進することとされている。

加えて、学長が全学教員に対して本学の運営に関し方針ないし意見を伝え、または教員の意見を徴する必要がある場合などにおいて、全学教員会議を開催することとされている（学則第28条）（資料1-3）。

<学部・研究科レベルにおいて教育研究活動を展開するための教員組織編成>

次に各学部においては当該学部構成員（教授・准教授・講師・助教）から構成される教授会が設置されている。学部長が主宰者となり、「教育課程に関する事項」「学生の入学及び卒業に関する事項」「教員の教育研究業績の審査、選考に関する事項」をはじめ「その他学部の教育研究及び運営に関する重要事項」を審議し、学長に意見を述べるものとされる（学

則第27条)。こちらは月1回のペースで定例教授会が開催され、上記の事項についての審議が行われるとともに、入学試験における合格者判定を中心に必要に応じて臨時の教授会が開催される(資料1-3)。さらに、学部内には学科ごとに学科分科会が設けられているとともに、学部所属の教養科目担当教員による一般教養分科会が設けられている。これらは学部長の諮問に応じ、または分科会の発意に基づき各学科または教養科目の編成やその担当者の配置に関する事項等必要な事項を協議するとともに、当該学科の教育研究活動上の課題を検討するなど重要な役割を担う。また、大学院研究科ごとに研究科委員会が設置されている。研究科委員会は当該研究科を担当する本学専任の教授をもって組織される。研究科長が主宰者となり、教員組織に関すること、教育課程及び研究指導に関すること、課程修了及び学位に関することなど研究科の運営に関する重要事項を審議している(大学院学則第20条)(資料4-1)。

各学部教授会・各学科分科会そして各研究科委員会は、規程及びDPならびにCPに基づいて教育課程の編成、開講科目の担当教員を決定するとともに、教育課程に応じた教員組織の編成に対応している。

<全学共通の教育に関与する教員組織編成>

「教養教育(リベラルアーツ教育)」の重視を教育の理念のひとつに掲げる本学には、一般教養科目を担当する全学組織として一般教養連絡会議が、また特に教養科目のうち、「スポーツ・健康」領域の科目を担当する教員が関与する体育指導センターがあり、それぞれ学部を横断しての教育体制を整えている。これらの組織は各学部と連携して、教養教育についての責任ある運営体制を構築している。組織構成の詳細については、本報告書第3章「教育研究組織」における説明に譲る。

一般教養連絡会議は、本学の一般教養に関する科目に関連する事項を審議するとともに、代表である議長が大学協議会の構成員として全学レベルの教学事項の審議に参画する。このほか、各学部の一般教養分科会や教務委員会、FD委員会を通じて学部レベルの教学事項に様々なチャンネルにおいて参画する。体育指導センターは教養科目としての「スポーツ・トレーニング実技」を担当するとともに、現在本学において強化振興を計画している7団体の課外体育・スポーツ活動には、それぞれ専門の兼任所員を配置して、当該団体の指導にあたっている。

以上から、本学は教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているといえる。

点検・評価項目③

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する
基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

＜教員の募集、採用、昇任等の基本的ルール＞

本学における専任教員の募集、採用、昇任については、全学の規程である教員資格審査基準及び教員資格審査基準に関する内規が設けられている。また2015年に導入された任期付教員である助教についてはこれらに加えて任期付教員の任期等に関する規程及び任期付助教の任期の定めのない専任教員（准教授）への任用資格審査に関する細則が設けられている。さらに非常勤講師については、前記任期付教員の任期等に関する規程及び非常勤講師任用規程が定められている。さらに教員の募集、採用、昇任等の人事事項については教授会の審議事項とされており、学則及び各学部規則においても関係する規程が整備されている。本学における教員の募集、採用、昇任等は、これら規程に基づいて公正・厳格にして適切な手続が行われている（資料1-3, 6-3, 6-4, 6-5, 6-6, 6-7, 6-8, 6-9, 6-10, 6-11, 6-12）。

本学の教員の募集・採用・昇格の基準となるのは、教員資格審査基準及び教員資格審査基準に関する内規である。教員資格審査基準においては、教授、准教授、助教及び助手の資格を明記している。また、具体的な資格審査に際しての研究業績や経歴の評価基準の詳細については、教員資格審査基準に関する内規が規定を設けている。

＜教員の募集、採用の基本的プロセス＞

教員の募集、採用にあたっては、全学部とも原則として公募による。ただし、科目特性や教育課程にとっての必要性の観点から、特に優れた経験豊かな研究者や実務家を専任教員として招聘する必要がある場合には、公募によらずに個別に教員資格審査基準及び教員資格審査基準に関する内規に基づいて候補者の資格・業績の審査を行い、採用することがある。また非常勤講師については、非常勤講師任用規程に基づいて教員資格審査基準及び教員資格審査基準に関する内規を準用し審査・採用を行うが、やはり科目特性や教育課程にとっての必要性の観点から、公募によらずに審査・採用することも少なくない。

公募による場合の基本的プロセスは以下の通りである。まず、各学部・学科において欠員が生じた、もしくは生じる見込みである場合、また教育課程の改訂などにより新規に教員採用の必要が生じた場合、学科分科会・学部教授会での協議を経た上で、学部長と学長とで協議を行う。この結果、新規採用が可能と判断されると、学部長から学部教授会の新規教員の募集・採用を行う旨の発議を経て、人事委員会に採用のための審査手続の付託を行う。ここで学部長及び人事委員ならびに新規採用にかかる専門分野と同じまたは近しい専門分野の教員を含めた審査委員会を組織し、審査実務を担当させる。並行して学部長名で、本学ウェブサイトならびに国立研究開発法人科学技術振興機構が提供する「JREC-IN Portal」を利用して募集要項を公表する。あわせて全国の大学をはじめとする研究機関にも募集要項を送付し周知を図り、優秀な人材の応募を求めている。

採用にあたっては、審査委員会が、前述の教員資格審査基準及び教員資格審査基準に関する内規が示す基準に基づき、業績・経歴について書面による審査を行った上で、書面審査において適格な候補者と認められる者数名に審査委員会による面接を実施する。学部教授会はこの面接結果の報告を受けて、学部として採用するに適した者を理事会に推薦する。理事会では学部教授会の推薦を受けた者について面接を実施し、本学教員としての適格性を審査した上で、専任教員の採用の可否を判断する。

また、専任教員のうち、教養科目を担当する教員については、一般教養連絡会議で人事の

発議を行い、募集科目に関連する分野の教員を中心に選考委員を決定した上で、新規採用者が所属する予定となっている学部の学部長及び学部人事委員を含めた選考委員会を組織した上で、上記と同様の書類選考及び面接を実施する。その後、一般教養連絡会議及び所属予定学部の教授会の議を経て候補者を選出し、理事会に推薦する。以降は上記と同様の手順となる。

なお、前述した審査委員会による面接においては、その実施について明文の根拠規程があるわけではないものの、模擬講義を実施する例が多くなっている。多くの例では審査委員会による面接の際に実施されるが、スポーツ健康科学部では学部の全教員が聴講するかたちで模擬講義を実施しているなど、教育について少しでも高い資質を持った教員の採用に工夫を重ねている。大学教員は研究に従事するとともに教育活動にも従事しなければならないことから、模擬講義を実施することで候補者の教育者としての資質・能力の審査の一助としている。

<教員の昇格審査について>

教員の昇格審査についても教員資格審査基準及び教員資格審査基準に関する内規に則って厳正にして適切な審査が行われている。なお、この点は、2015年に導入された任期付教員である助教とそれ以外の専任教員とでは若干の違いがあるため、まず助教以外の専任教員の昇格審査についてその基本的プロセスを説明する。

専任講師から准教授、准教授から教授への昇格については、各学部において、学部長が規程に基づいて昇格審査の申請を受け付ける。学部長は申請者の履歴書及び教育研究業績書に基づいて申請者の資格を確認した上で、資格ありと認められる場合には、学部人事委員会に当該申請者の昇格について諮問する。人事委員会は当該申請者の専門分野を審査しうる教員を審査委員として委嘱し審査に当たらせて上で答申をまとめ、教授会に答申を行う。教授会はこの答申を受けて、審議の上、申請者を除く教授会構成員の投票により昇格の可否を決定する。

次に助教から准教授への昇格審査の基本的プロセスを説明する。2015年に導入された新たな職階としての助教は、任期付教員の任期等に関する規程を根拠として原則として3年、2回を限度に各1年の再雇用、通算5年間を上限とする任期が付されている。そしてこの規程に基づく助教については、任期付助教の任期の定めのない専任教員（准教授）への任用資格審査に関する細則に基づき、任期の定めのない専任教員への任用資格の転換が認められるとともに、その審査手続が設けられている。

助教から任期の定めのない専任教員（准教授）への任用資格転換に際しては、助教が原則として本学採用後2年経過後に任期の定めのない専任教員（准教授）への任用資格審査を学長に申請することによって始まり、これに基づいて学長が任用審査委員会を設置し、資格審査を行う。当該委員会は、助教の所属する学部長に当該助教の業績等審査を依頼する。学部長は学部人事委員会を招集して業績審査等を行い、結果を任用審査委員会に報告し、任用審査委員会での議と学長及び理事による面接を経て、理事会に当該助教の任期の定めのない専任教員（准教授）への任用を推薦する。理事会ではこれを受けて当該助教の任用資格転換及び准教授への昇格を審議し、その可否を決する。助教から准教授への昇格審査は、他の専任教員と異なり任用資格の転換も含まれるため、より一層厳正かつ適切な審査が行われている。

＜大学院担当教員の任用について＞

大学院担当教員の任用については、大学院学則第21条第1項が「大学院の教員組織は、原則として各研究科の基礎となる学部、研究所等の教員をもって構成する」と定めている。そして、具体的な教員の資格については、全学共通の大学院修士課程担当教員資格基準内規及び大学院博士課程担当教員資格基準内規が規定する（資料6-13, 6-14）。

すなわち大学院において講義を担当する者については「教員資格審査基準第2条に定める教授の資格を有する者で、当該研究科委員会が、当該研究科において専攻学科目の講義を担当するのに必要かつ適切と認められた者」と規定されている（大学院修士課程担当教員資格基準内規第1条、大学院博士課程担当教員資格基準内規第1条）。また、修士課程における指導教授については、大学院修士課程担当教員資格基準内規第1条によって講義担当教員と認められた者のうちから当該研究科委員会において指導教授となるにふさわしいと認められた者、博士課程における指導教授については教員資格基準第2条第1号（教授）または第2号（准教授）のうちから当該研究科委員会において指導教授となるにふさわしいと認められた者として定められている。各研究科は、これらの規程に基づいて大学院担当教員の任用を行っている（大学院修士課程担当教員資格基準内規第2条、大学院博士課程担当教員資格基準内規第2条）。なお、スポーツ健康科学研究科は独自に内規としてスポーツ健康科学研究科研究指導担当教員及び授業担当教員の任用基準を策定し、上記全学共通の資格基準に加えて任用を行っている（資料6-15）。

大学院担当教員（講義担当、指導教授）の審査については、大学院修士課程担当教員資格基準内規3条及び大学院博士課程担当教員資格基準内規3条に基づいて、次のように行われる。すなわち、研究科長は、当該研究科委員会の議を経て当該研究科担当教員たる教授から2名の審査委員を選出し、審査委員に審査を付託する。審査委員は審査の後結果を研究科委員会に報告し、研究科長は研究科委員会の審議（構成員の過半数の賛同）を経て、大学院担当教員の可否を決定する。なお、大学院研究科における非常勤講師についても学部の場合と同様に非常勤講師任用規程に基づいて、関連規程を準用して審査・任用を行う。

以上から、本学では教員の募集、採用、昇任等については、学内の関連規程に基づき、厳正かつ適切に行われているものといえる。

点検・評価項目④

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

＜組織的なFD活動—全学レベルの取り組み—＞

本学では、全学レベルのFD活動を担う組織として、各学部・各学科・分科会、教務・教育学生支援センターなどからの代表者を委員とするFD委員会が設置されている。このF

D委員会が中心となって学士課程、大学院課程を超えて全学レベルのFD活動を行っている（資料6-16）。現在FD委員会において全学的に展開している活動としては、①学生向け授業アンケート及び教員向けアンケート、②学内・学外でのFD研修会の開催・参加、③「FD活動貢献賞」の授賞、④その他のものが挙げられる。以下説明する。

①学生向け授業アンケートと教員向けアンケートの実施

各学期（セメスタ）の末に、授業に関する2つのアンケートを実施している。先に学生向けのアンケートを実施し、彼らの意見や要望をまとめた上で教員に伝えている。その後実施される教員向けアンケートでは、学生向けアンケートの結果を各教員がどのように受け止め、自らの授業の改善にどのように生かそうとしているのかを回答するようになっていく。こうして、個々の授業、個々の教員のレベルにおいて、授業の質を向上させるためのPDCAサイクルを回す仕組みを確立し運用している。また、学部長にはそれぞれの学部の授業アンケートの結果を報告している。さらに、大学全体としてもアンケートの結果を総括した資料を本学ウェブサイトで公開している（資料 6-17【ウェブ】）。

②学内・学外でのFD研修会の開催・参加

学内では学期（セメスタ）ごとの全学科一斉FD研修会を開催している。この研修会は全体共通で行う第一部と各学科に分かれて実施する第二部との二部構成である。全学科一斉の第一部ではタイムリーな話題の特別講演や特色ある授業実践例の紹介などを行っている。学科別の第二部では、第一部を受けつつ学科固有の課題検討などを行っている。さらにこれに加えて新任教員に対しては新任教員フォローアップ研修会を実施している（資料6-18【ウェブ】）。これら研修会は校務等の都合がない限り原則として参加するものとされている（資料6-19、6-20、6-21）。

さらに学外でのFD研修は、私立大学情報教育協会主催の大会の聴講（各学科から最低1名ずつが参加する）を行っている。参加者は「報告書」を提出し、FD委員会内で情報を共有している（資料6-22）。

③「FD活動貢献賞」制度の制定

授業改善における努力や工夫を学内外の研修会等において報告した教員を表彰する制度（「FD活動貢献賞」）を2019年度に制定し、FD活動の発展に繋げている。表彰された教員の業績は本学ウェブサイト上で全学教職員・学生に告知され、優れた教育業績を残した教員の事績を共有できる体制が整えられた（資料6-23）。

④ その他の活動

2017年度には、FD委員会、教育学習支援センターの教職員の支援のもと、学生主体のFD活動を実施した。本学においては従前より学生会及び情報関係のボランティアグループである「ヨリトモ」など、学生が自ら主体的に大学の教育活動に対する意見を集約したり、改善のために貢献する組織が存在している。これが学生の自主的かつ実質的なFDへの貢献となっており、大学としてもこれらの活動に対して活動スペースの確保や資金的な支援などの措置をとっている。また、全国的な学生FD活動への参画についても実験的に取り組

んでおり、こうした学生FD活動の内容を取りまとめて学生自ら2018年に学生FDサミットで報告した(資料6-24【ウェブ】)。このほか、主要なFD活動状況の本学ウェブサイトに掲載するなどしている。

<組織的なFD活動一部局レベルの取り組み>

全学レベルの取り組みとは別に、各部局レベルにおいてもFD活動が行われている。まず、全学レベルのFD研修会において、各学科のFD研修の機会が設けられている。

また、例えば、スポーツ健康科学部においては、月替りで教員1名がホスト役となってサロンを開催する、教員自身の研究成果に対する意見交換や教員交流の場として教員サロンを2017年度から2018年度にかけて開催していた。

また、大学院レベルでは、例えば経済学研究科においては2015年度に研究指導のあり方を一部改めて「研究指導計画書」を修士課程1年次に作成することになったことに伴い、FD委員会を開催し、具体的な制度化に向けた検討作業を行い、2016年度から実施している。また、社会学研究科においては教員と大学院生や研究生との「教員院生連絡会議」を定期的に(半期ごとに年2回)開催し、大学院での教育活動の向上を図っている。

さらに後述の通り、COVID-19の感染拡大に伴うオンライン授業の実施に対応するために、各学部において積極的なFD活動が行われた。

<教員の研究・社会貢献と資質向上>

教員の研究活動・社会貢献活動についてはオンラインを介して「流通経済大学業績システム」に入力し報告することが可能になっている。またこれを利用して毎年1月、全ての専任教員に対して、当該年度の研究業績や社会貢献活動についての報告を求めている。こうして蓄積される研究業績、さらに教育業績は、前述した教員の昇格審査の際の重要な資料として用いられることになる。また、各学部には学術研究委員会が置かれ、各学部独自の学術研究会の開催や各学部における紀要の刊行が行われている。なお、紀要をはじめ学位論文等本学の研究成果は「流通経済大学学術情報リポジトリ」に収録の上公開されている。

<COVID-19への対応>

2020年のコロナ禍のもと、とりわけ本学の教育活動の質的向上に向けて様々な取り組みが行われた。一部第4章における記述と重複する部分もあるが、ここで述べる。

まず、全学レベルでは、定例の春学期の全学科一斉FD研修会において「オンライン授業」をテーマに各学科で研修を行い、春学期の振り返りを通じて教育上の課題の整理・検討が行われた(資料6-25)。また、春学期に実施した学生対象の授業アンケート及び教員アンケートにおいてはオンライン授業に関する質問項目を追加した(資料6-26, 6-27, 6-28, 6-29)。8月及び9月には、各学科の教員が学外研修として私立大学情報教育協会主催の研究発表会や大会に参加し、他大学の取り組み状況に関する情報を収集した(資料6-30)。なお、春学期の研修会やアンケートなどから出された意見等はオンライン授業の充実化策としてとりまとめられ、本学ウェブサイト公表されて教員などの参考に使われている(資料6-31【ウェブ】)。

さらに、秋学期の「オンライン授業」について、各学科で「オープン授業」を実施し、教

員による相互参観を行い、授業の改善の参考に供することとした（資料6-32, 6-33）。また、オープン授業を担当した一部の教員には授業紹介動画を準備してもらい、秋学期の全学科一斉FD研修会において全教員がそれらをオンデマンド視聴し、学科別の研修会において今後に向けての意見交換が行われた（資料6-34）。

加えて、各学部レベルでは、突然迎えた「オンライン授業の実施」という事態に適切に対応すべく、学内LMS「manaba（学修支援システム）」を活用するなどして教員間で積極的に情報やノウハウの交換・共有を図ったり、学生の意見や要望を募ったりした。さらに、オンラインバーチャルラウンジを利用して、直接的に授業に関する意見や要望を学生から聞き取ることも試みられた。この点については、第4章の記述を参照されたい。

以上から、本学ではFD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているといえる。

点検・評価項目⑤

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部・学科及び大学院研究科においては、毎年の授業科目担当者の決定において、またおおむね4年に一度行われる全学的な教育課程改訂の機会に教員組織編成を点検するとともに認証評価受審に際して総括的な自己点検を行うことによって過去に遡って妥当性の検証を行う。

また、教員に欠員が生じることが確定した際に改めて教員組織の適切性について点検・評価し、教育組織としての長所を伸ばし、または問題点を改善するために、各学部・学科及び大学院研究科の教育目的、DP、CPに基づき適切な研究分野の教員を採用している。教員人事、授業計画案の作成等、教育課程の編成に関する事項については、分科会の意見を反映させ、学部・学科の教育研究を具体的に実現している。

以上から、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

(2) 長所・特色

本学の教育理念のひとつである「少人数教育」を実現するため、全学としては大学設置基準の要求を上回る専任教員数の配置を行い、教育上主要と認められる科目（基本科目など）

においておおむね専任教員が担当できる体制が確立されている。

また、全学レベルでは学長の下組織される大学協議会、学部長連絡会議、大学院委員会が設置されるとともに、学部学科・研究科レベルでは学部長・研究科長、教授会、分科会、研究科委員会が設置され、適切な権限分配と機能分化が図られるとともに、教学事項について連携して対処するため教務委員会をはじめとする組織が設置され、適切な対処を可能としている。

さらに、前回認証評価受審時の自己点検・評価報告書において指摘された教員の高齢化についても、教員人事の適切な実施により、経験豊かなベテラン教員とこれからの本学の教育研究の中核を担う若手・中堅教員のバランスは徐々に是正されてきているといえる。

そして、FD活動についても、全学レベルでFD委員会が主導するFD研修会において、必ず各学科のFD研修がセットで行われることによって、FD研修に各学科教員が主体的に参加する体制が確保されている。

(3) 問題点

何より社会学部国際観光学科の教員数は、就任予定者の辞退等によるものとはいえ、当然ながら早急な是正を要する。

また、上記「(2) 長所・特色」で述べたように、全学としては大学設置基準の要求を上回る専任教員数の配置を行うことができおり、教育上主要と認められる科目においておおむね専任教員が担当できる体制が確立されているものの、そのことの裏返しとして教育活動の負担が増大しているとの懸念がある。また、教育研究のみならず校務の負担が増大する傾向にあることは否みがたい。これらの負担が過大となることは教育研究の質に負の影響を及ぼす危険性もある。教育研究の質を向上させるために、可能な限り効率性を確保し、過剰な負担があればこれを是正する必要がある。

加えて、年齢構成のバランスが一定程度是正されているといえる一方で、教員構成のジェンダーバランスや外国人教員比率については、なお改善の余地があるといえる。教育・研究能力が第一であることはもちろんながら、教員組織の多様性を確保することも教育研究の質向上にはプラスの効果をもたらすものと考えられるため、今後はこの点に留意した教員組織の編成に留意する必要もあろう。

(4) 全体のまとめ

点検・評価項目①において述べたように、本学は「流通経済一般に関する研究と教育を振興して、我が国経済の飛躍的發展を図るとともに、深く人文科学を攻究し、教養ゆたかな、視野の広い指導の人材を育成して、国民生活の健全化と福祉の増進を図る」ことを目的として開学し、本学の教育の三本柱として「実学主義」「教養教育（リベラルアーツ教育）」「少

人数教育」の重視を掲げてきた。本学の教員組織とその運営体制は、なお課題があるとはいえ、これらの理念を着実に、かつ適切に実現すべく構築されてきたといってよい。この歩みをより一層着実に進めていくことが大切であるといえよう。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、学生支援（修学支援・生活支援・進路支援）に関わる事柄は、教育学習支援センター、学生部、就職支援センター、国際交流センター、総合情報センター、スポーツ健康センター等が関与している。全学的な学生支援の方針としては、2007年に行われた認証評価の際に「学生生活」支援の指針として7点の到達目標を掲げており、基本的にはこれに準じた学生支援を行っている（資料7-1）。具体的な到達目標は以下の通りである。

- ① 本学の学部及び大学院の学生が入学時の目標を達成できるように支援する
- ② 学生が心身ともに健康に過ごせるように、日々の健康管理やその啓蒙に努める
- ③ 勉学意欲の維持や伸張を、学生本人や保護者と話し合い、協力して行う
- ④ 学生生活の背景となる経済的基盤への配慮と支援を行う
- ⑤ 課外活動や地域活動への積極的な参加を支援する
- ⑥ 学生に人生設計の重要性と働くことの意義を学ばせ、就業意欲の高揚に努める
- ⑦ 体系的なキャリア形成支援、就職活動支援のプログラムを確立し、展開する

この方針について、2020年度に本学ウェブサイト上で公表し、学生支援の実態を内外に広く示した（資料7-2【ウェブ】）。

以上から、本学では学生支援に関する大学としての方針を明示しているといえる。

点検・評価項目②

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

<学生支援体制の適切な整備>

本学の学生支援は、学生部と教育学習支援センターを中心に、就職支援センター、国際交流センター、総合情報センター、スポーツ健康センター等も関わるかたちで行われている。

教育学習支援センターは学生の学習支援、初年次教育、出席状況の改善（留年・中退の防止）、ゼミの運営支援を含めた教育支援全般を担当している。また学生部は学生相談、奨学金、特別奨学生、授業料減免、心身の健康保持等を中心に学生の生活一般を幅広く支援している。

国際交流センターは外国人留学生及び日本人留学希望者のサポートと外国語教育の支援を主に行っており、スポーツ健康センターは学生の身体的な健康増進のサポートを行っている。また就職支援センターでは学生のキャリア教育及び就職活動を支援している。図書館及び総合情報センターによる学習環境支援も適切に行われている。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

○RKU WEEK（初年次導入教育）

本学では新入生を対象に、入学式後1週間にわたり RKU WEEK（初年次導入教育）を実施している。この RKU WEEK は教育学習支援センターが準備・実施を統括し、学部、部局また SA（先輩学生）と連携を取りながら、丁寧に入生の指導にあたっている。主な実施内容は、各種ガイダンスや学部学科の学びを理解するためのプログラム、新入生同士の交流を深めるプログラム、情報ガイダンス等である（資料1-7）。

2020年度は COVID-19の影響によって、実施プログラムを絞り込み、対面式からオンラインに切り替え実施した。新入生からの質問については、メール、電話、オンライン会議ツールを使って回答した。

○学問カフェ・ぴあ+

教育学習支援センターでは「学問カフェ」と称し、時事問題や季節の行事等について壁新聞で情報提供を行うほか、講師によるミニレクチャーや実地見学等を開催している。また、友人や居場所作りを目的とする学生交流イベントとして、ぴあ+も実施している。

2020年度は COVID-19対応により、オンラインで実施した（資料4-24）。

○学生及びゼミ担当教員からの相談の受付

教育学習支援センターでは窓口及びメール等にて、学生からの大学生活に係わる様々な質問や相談を受け付けている。質問や相談に対しては、所員及び事務職員が回答している。内容によっては、関係機関との連携も行う。

またゼミ担当教員からの、学生支援・指導に関する相談も受け付けており、ゼミ担当教員と協力しながら、必要に応じて、センター所員による面談や個別指導等の対応を行っている。

○学生の能力に応じた補習教育、補充教育

○レポート対策講座

教育学習支援センターでは、レポートの書き方がわからずに悩む学生を対象に、レポート対策講座を年2回開催している。またレポートに関する相談は、日常的にオンラインで受け

付けている。

2020年度は COVID-19対応により、オンラインでレポート対策講座及び個別相談を実施し、延べ67名が参加した。それとは別に、レポートの書き方に関する資料を学内サイトで提供し、その内容の理解度を確認するクイズをオンラインで実施した。この確認クイズには321名が回答した。

○修学基礎講座「スキマドリル」

本学では基礎学力の向上を目的に修学基礎講座を開講している。大学の授業内容を理解する上で重要な基礎学力が十分に身につけていないと、単位取得が難しくなり留年や退学のきっかけになってしまいかねない。そのため、修学基礎講座としてWEB教材「スキマドリル」を採用した。このスキマドリルは、高校の主要5教科（英数国理社）及びSPI対策講座から成っており、学生はそれぞれの能力に合わせて問題レベルを選択して解答していく。継続して取り組むことで基礎的な学力が身につくよう設計されている。パソコンだけでなくスマホからもアクセスでき、通学中や休み時間等のスキマ時間を活用することも可能となっている（資料4-18）。2020年度は日本人学生29名と外国人留学生7名がこの講座に取り組んだ。

○WRGP (Welcome to RKU Girls' Project)

WRGP は、本学の女子学生の有志による活動であり、教育学習支援センターが会場の提供等の支援を行っている。学内の女子学生の学び方・環境に関する議論を行うほか、他大学（共立女子大学、十文字学園女子大学等）との学生交流を行い、ジェンダー等についての勉強会を行っている。またキャリアライフを考えるためのOG講演会や他大学や本学の女子学生を対象とした環境向上のためのアンケート調査を行った。その成果が学長に認められ、女子トイレへの全身鏡設置も実現した。またRKU WEEK（初年次導入教育）では、女子新入生同士の交流企画（女子会）を開催している（資料7-3）。

2020年度は、女子会の準備を進めていたが、RKU WEEK（初年次導入教育）がオンラインで開催されることになり、女子会は中止となった。現在は、オンライン下での活動を検討中である。

<正課外教育>

○山中湖セミナーハウス

学外施設として、山梨県の山中湖畔には設備の整ったセミナーハウスがあり、学生や教職員がこのセミナーハウスを授業やゼミあるいはサークル活動等に利用している。

2014年から2019年の間、主に7～9月の夏季を中心に年平均523名が利用している（資料7-4 pp111-116）。

なお2020年度は COVID-19の影響により3密回避のためセミナーハウスの利用を認めていない。

山中湖セミナーハウス利用者数

	2014	2015	2016	2017	2018	2019
学 生	445	435	494	500	367	443
教職員	70	58	48	51	55	95
校 友	0	28	29	22	0	0
合 計	515	521	571	573	422	538

○課外講座

本学では資格取得や公務員試験対策等、正課の講義に加えて学ぶ意思のある学生を対象に課外講座を開講している。2020年度は日商簿記検定や宅地建物取引士、旅行業務取扱管理者（国内・総合）、日商 PC 検定、公務員試験対策、TOEIC 等の対策講座が開講されている（資料7-5）。

2019年度は各講座合計466名の受講があったが、2020年度は COVID-19対応で開講方法の変更や非開講となった科目もあった関係もあり受講者数が減少し、合計281名が受講した。

<留学生等の多様な学生に対する修学支援>

○国際交流スペースの設置

国際交流スペースを龍ヶ崎キャンパス（CLIP:Community Learning International Plaza）と新松戸キャンパス（ICP:International Community Plaza）に設置して、語学力向上のためのサポートやイベント開催を行っている。主な活動は次の3点である。

- ①海外留学の紹介、相談から実現までと帰国後のサポート
- ②海外留学が安全に実り多きものとなる事を支える語学力研修と安全面のサポート
- ③学内でも国際感覚を培うことのできる国際交流体験（キャンパス内留学）の提供

CLIP・ICP 利用実績（2019）

2019年度 CLIP 利用者数

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月
Speaking Club	16	45	63	84	7	44	49	57	9
留学相談	3	0	0	0	0	2	2	1	0

2019年度 ICP 利用者数

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月
英会話(初級)	42	45	29	15	11	25	23	18	6
英会話(中級)	16	23	16	7	7	20	10	11	3
英会話(上級)	7	13	6	0	0	0	8	6	3
Active English	115	114	93	50	10	0	0	6	0
留学相談	12	4	2	2	5	22	2	1	1

CLIP と ICP は、いずれも英語のネイティブスピーカーを含む専属スタッフによって運営

されている。昼食時間帯には英語でコミュニケーションを取る Speaking Club (CLIP)、Active English (ICP) を開催している。また留学や英語学習に関する個別相談に応じている。これに加え、CLIP では海外学会での発表用ポスター作成の支援等も行っており、また ICP ではネイティブスピーカーによるレベル別英会話クラス、Reading クラス、TOEIC・英検対策等を開講している。それ以外にも、留学説明会や各種催物を通じ、ネイティブスピーカーと直接会話できる機会を多数創出している（資料7-6【ウェブ】）。

○国際交流センターによる留学生支援

外国人留学生への対応として、その受け入れや学生生活、学生相談、奨学金や学費補助、アパート等の寄宿舍紹介、ビザ更新の手続き等全般的な各種支援を行っている。入学後も、ゼミや授業担当者と密に連携し、必要に応じて随時面談を行う等、きめ細かく対応している。

留学生の相談に関して、龍ヶ崎キャンパスには中国語を母語とする職員を、新松戸キャンパスには中国語とベトナム語を母語とする職員を配置し、学生との円滑なコミュニケーションがとれるように配慮している。

留学生は入学当初、日本語に不慣れなことも多く、履修登録等就学にあたっての各種手続きを円滑に行えないことも多い。入学時オリエンテーションにおいて、在学留学生を SA として採用し、留学生の新入生の履修相談や履修登録のサポートを行っている。

また外国人留学生に対する本学独自の経済的支援として「流通経済大学私費外国人留学生奨学金」がある。これは、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学困難である者を対象に、留学生数の2割程度に対して月額3万円を支給するものである。2020年度の採用人数は、春学期採用（通年支給）が65名、秋学期採用（半期支給）が15名であった（資料7-7, 7-8）。

これ以外の奨学金については国際交流課で取りまとめて申請業務を行っている。なかでも「私費外国人留学生に対する学費補助」は、授業料（年額）の30%の学費補助がなされるため、利用者が多く、2014～2020年度の各年度において留学生の約90%が利用している。

一方、成績不振留学生については学期毎に面談を行っている。留年者及び休学者には国際交流課職員が必要に応じて指導を行っている。また退学希望留学生には、退学後の帰国手続き等について指導している。

なお教育学習支援センターでは、N1挑戦レベル相当の一定の日本語力のある学生に対して、より論理的な日本語読解力と表現力を身につけるための講座を実施している（資料4-22）。

また中央アジアからの留学生の要望により、礼拝可能なスペースを ICP の一角に設置している。

○留学希望者支援

本学では留学を希望する学生に対し、留学の前後に国際交流センター運営委員が面談を行って、きめ細かい指導を行っている。留学前は、学生に留学の目的を明確にさせ、各人に即した留学への心構えや現地での生活等へのアドバイスを行う。留学後は、語学力の評価の他に、海外で得た経験や意識の変化を活かして、これからの国際社会を担う人材となるようアドバイスを行っている。

留学実績（2014～2020年度）

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
交換留学	1	1	2	2	2	1	1	10
海外留学	13	5	5	7	24	14	1	69
異文化研修	31	30	30	26	35	22	0	174
合計	45	36	37	35	61	37	2	253

実績としては、2014～2020年度の間に253名の学生を派遣している。交換留学（協定校への1年以内の留学）が10名、海外留学（交換留学を除く2ヶ月以上1年以内の留学）が69名、異文化研修（夏季・春季休暇期間の短期留学）174名である。

留学希望者に対する経済的支援は、上記の留学制度により異なる。交換留学は、各協定等に基づき、留学先大学の学費が免除される。海外留学は、原則として本学の授業料等は全額所定の期間内に納入しなければならないが、留学期間が6ヵ月以上となる場合は、留学期間中の本学の授業料が50%減免となる（資料7-9）。

また本学卒業生の組織である校友会による国際交流支援の一環として、2015年度から長期に外国の大学等に留学する学生に対し選考の上で奨学金を給付している。給付金額は、1ヶ月1～4万円である。

校友会による奨学金の給付金額

	1. 交流協定校またはその附置機関への交換留学	2. 1.以外への海外留学
①アメリカ、ヨーロッパ、オセアニア地域	1ヵ月4万円	1ヵ月2万円
②アジア地域、①以外の地域	1ヵ月2万円	1ヵ月1万円

給付実績としては、2015～2019年度において、23名の学生に奨学金として計約300万円を給付している（資料7-10, 7-11, 大学基礎データ表7）。

<障がいのある学生に対する修学支援>

本学では、従来から、特別な対応が必要となる障がいのある学生の受け入れに際しては、入学時点で、大学側の出来る対応について説明し、場合によっては必要なサポートが出来ないこともあると伝えている。その上で、障がいのある受験生に、入学をするかどうかの判断を委ねている。現在までに、重度の脳性まひの学生、筋ジストロフィーの学生、全盲の学生、聴覚障がいの学生等、いろいろな障がいをもつ学生が入学し、また無事に卒業していった。こうした学生に対しては、基本的には個々の学生のニーズに応じた対応策を講じており、障がい学生の学習支援も多様である。

施設面では、両キャンパスともに、学内施設のバリアフリー化に努めている。新規に建設する建物にはエレベーターやスロープを設置し、既設の建物にもスロープや自動ドアの増設を行っている。下肢障がい学生のための駐車スペースも両キャンパスに用意している。現

在、龍ヶ崎キャンパスには、教育棟・研究棟に合わせて13基のエレベーターと23ヶ所の自動ドアが設置されており、下肢障がいのある学生のための駐車スペースが4台分用意されている。新松戸キャンパスでは、7基のエレベーターと20ヶ所の自動ドア、そして2台分の下肢障がいのある学生のための駐車スペースが用意されている。

なお障がいのある学生の在籍者は、その数の多い時点で、龍ヶ崎キャンパスでは、重度の聴覚障がい学生が1名、視覚障がい学生が1名（点字使用）、新松戸キャンパスでは、車椅子利用の学生が8名（うち視覚障がい車椅子利用の学生が1名）、聴覚障がいのある学生が2名在籍していた。

近年では、発達障がい等以前は注目度合いが低かった障がいへの対応として、担当教員への配慮文書の配布等を行っている。また2019年度からは、聴覚障がいのある2名の学生に対して、ノートテイクをつける等の対応をしている（資料7-12）。

今後ともこの方針を堅持し、障がいのある学生もいない学生も、ともに学べるキャンパスの実現に向けて努力を続けていく。

<成績不振の学生・留年者・休学者・退学希望者の状況把握と対応>

○留年者・退学者の状況

留年者数については、2013年度（304名）と比べて徐々に減少傾向にあり、2019年度に至っては半数以下（143名）となり改善したといえる。退学者数についても、2013年度（236名）と比べて減少傾向にあるといえる（2019年度164名）。退学者数については前回報告書に遡ると、2010年から2012年にかけて増加傾向（3年間の年平均327名）にあり改善が必要と指摘されていたが、今回は大きく改善したといえる（資料7-13）。

また本学の休学者は、全学の合計でも10名前後以下に留まっており、在籍者数からみると極めて少ない。

退学希望者に対しては、学生生活課の職員あるいは学生委員会に所属する専任教員等が必ず面接を実施し、退学理由を把握するとともに、必要なアドバイスを行っている。

学科別の留年者数及び退学者数（年度別）

		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
経済学科	留年者	78	66	50	57	46	45	34
	休学者	0	1	2	2	0	0	1
	退学者	47	41	32	37	39	45	37
経営学科	留年者	48	42	30	27	25	27	24
	休学者	0	1	1	2	2	1	7
	退学者	37	22	31	30	35	36	30
社会学科	留年者	37	44	34	28	23	22	23
	休学者	2	3	2	0	0	1	3
	退学者	29	15	18	22	25	20	15
国際観光 学科	留年者	30	28	18	15	13	21	14
	休学者	0	0	1	0	0	1	0
	退学者	30	19	13	17	14	19	22
流通情報 学科	留年者	49	34	35	44	20	18	19
	休学者	0	0	0	2	2	0	1
	退学者	33	27	17	15	22	17	16
ビジネス法 学科	留年者	16	9	11	9	9	3	8
	休学者	0	1	1	1	0	0	0
	退学者	17	14	14	5	11	10	10
自治行政 学科	留年者	20	16	14	15	19	20	15
	休学者	0	0	1	1	1	0	0
	退学者	13	12	14	15	10	8	9
スポーツ 健康科学科	留年者	26	21	13	17	8	11	6
	休学者	0	0	0	0	0	0	0
	退学者	30	24	15	14	16	19	25
スポーツ コミュニケーション 学科	留年者						0	0
	休学者					0	0	0
	退学者					1	3	8
全学科計	留年者	304	260	205	212	163	167	143
	休学者	2	6	8	8	5	3	12
	退学者	236	174	154	155	173	177	172

○年度末面談

学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）への対応に関しては、春学期及び年度末に、取得単位の少ない学生に対して学生部と教育学習支援センターが連携をとり教員が対面で面接を行っている。学生部で実施する年度末面談では、連続して留年することになった学生や当該年度に全く単位を取得していない学生等に対し、面談のなかで成績不良の原因を省みる機会を与え、適切な指導を行っている。全学の面談対象者の合計人数は、2017年度が76名、2018年度が57名、2019年度が36名となっている。また全学の面談対象者以外で成績不振等のため面談が必要と判断される学生については学部毎に面談を実施している。

2019年度末及び2020年度に関しては、オンライン会議ツールや電話を利用して、学生との面談を実施した。

○父母懇談会

父母懇談会は大学と父母を結びつけるものである。保護者が当該学生の大学生活・成績・就職・課外活動等について直接知る機会であり、本学としても重視している。学生部、就職支援センター、教務部、教育学習支援センターと連携し、保護者に対して、学習状況、就職活動、課外活動、学生生活全般について詳しく説明している。開催にあたっては、新松戸・龍ヶ崎キャンパス及び地方会場を設けている。実施状況は以下の通りである。

(2017年度) 12会場、725名参加

開催地：盛岡、仙台、松本、龍ヶ崎、新松戸、富山、静岡、大阪、岡山、徳島、佐賀、鹿児島

(2018年度) 10会場、737名参加

開催地：札幌、いわき、山形、龍ヶ崎、新松戸、新潟、米子、松山、広島、福岡

(2019年度) 12会場、752名参加

開催地：青森、秋田、郡山、龍ヶ崎、新松戸、高崎、金沢、名古屋、神戸、高松、熊本、那覇

なお、2020年度についてはCOVID-19流行のため、父母懇談会は全て中止した。

<奨学金その他の経済的支援の整備・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供>

○奨学金

本学における学部学生及び大学院学生に対する経済的支援は、日本学生支援機構による奨学金の貸与が中心で、2018年度は2,323名（1種：589名、2種：1,734名）、2019年度は2,069名（1種：592名、2種：1,477名）であった（大学基礎データ表7）。

このほか、日本通運奨学金（4名）等各種団体による奨学金制度がある。また留学生にも別途奨学金制度がある（前述）。これらの募集等については、説明会の開催やパンフレットの配布、Ring（学内に向けた情報発信サイト）への掲示等で、学生への周知徹底を図っている。

奨学金受給者数

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
日本学生支援機構（第1種）	372	382	424	450	493	589	592
日本学生支援機構（第2種）	1,869	1,876	1,740	1,760	1,588	1,734	1,477
日通育英会奨学金	3	3	8	4	2	0	4

○特別奨学生制度

本学では以前は、日本学生支援機構等の公的な機関による奨学金制度が中心で、学生の経済的な支援の側面で手薄な状況であった。そこで2013年度より、本学独自の奨学金制度（特別奨学生制度）を創設し、本格的な学生支援に取り組むこととなった。

この特別奨学生制度は2本立てで、入試の段階で奨学生選抜入試を行うとともに入学後も学内選抜者を選出している。いずれも給付型の奨学金である。奨学生選抜入試は、優秀な成績を取めた向学心に富む学生を特別奨学生に採用し、原則4年間にわたり学習奨励費として授業料相当額となる月額6万円を支給するものである。また入学後の学内選抜者（成績及び面接等で選抜する）には月額3万円を支給している。

2019年度には奨学生選抜入試志願者330名に対して給付者23名、学内選抜者志願者51名に対して給付者7名を選出し、2018年度以前に給付者となった者と合わせて146名に奨学金を給付した（大学基礎データ表7）。

特別奨学生人数

		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
入学前 (60,000円)	志願者数	216	281	281	295	350	245	330
	給付者数	26	32	24	24	17	36	23
入学後 (30,000円)	志願者数	19	75	70	54	72	44	51
	給付者数	19	38	29	18	21	13	7
給付者総数		45	105	148	186	169	155	146

本学の特別奨学生制度の特徴は、単に学費相当額を給付型で支給するだけでなく、特別奨学生には教育学習支援センター所員によるポートフォリオ指導と「RKU 未来力チャレンジ」の活動を義務づけることにある。ポートフォリオ指導では、1年生が学習及び振り返りの習慣を身につけるよう教育している。またRKU 未来力チャレンジは2年生が対象であり、将来を見据えた能力を獲得するために奨学生自らテーマ設定を行って幅広く活動するものである（資料7-14）。

2020年度のポートフォリオ指導はオンライン会議ツールを使用して実施している。11月頃までを前半として学習の振り返りの実施、11月以降を後半として未来力チャレンジの準備を行う。学習の振り返りでは情報整理能力と課題発見能力を養い、未来力チャレンジの準備ではグループワークによる意見の深化と発表能力を身に付けるよう指導する。

特別奨学生に対しては上記に留まらず4年間にわたり継続して徹底した指導を行うことで、本学の模範的な学生として、勉学面だけでなく人格的にも優れた指導者として育てることを目標としている。

○学費納入猶予制度

経済的な困難を抱える学生の増加に伴い、学費納入猶予の制度を設け、最大2ヵ月間の納入猶予も行っている。2019年度春学期においては、日本人学生124名、外国人留学生134名がこれを申請し、利用している。また留学生には学費減免制度があり、多くの留学生がこの制度を利用している。

学費納入猶予学生数

	2013		2014		2015		2016		2017		2018		2019	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
日本人学生	185	151	170	152	177	139	124	129	127	99	146	121	124	118
留学生	68	32	65	31	42	13	32	22	51	20	102	36	134	57
総数	253	183	235	183	219	152	156	151	178	119	248	157	258	175

○RKU 学修環境整備奨学金

COVID-19感染拡大に伴う授業方式等の急遽の変更に伴う、学生及び保護者の精神的、経済的な負担を軽減するため、学校法人日通学園の奨学基金のうち、約5億円を財源として「RKU 学修環境整備奨学金」を創設し、全ての在學生に奨学金を給付することとした。(2020年5月15日付本学ウェブサイト掲載、各家庭へ通知文郵送) 給付額は自宅通学生8万円、自宅外通学生10万円である。給付対象者は2020年10月8日現在で、自宅通学生3,153名、自宅外通学生2,239名である。

奨学金の振込状況については、適宜本学ウェブサイトに掲載して周知を図っている(資料7-15【ウェブ】)。

COVID-19拡大の影響による当該アルバイト収入の大幅な減少等により、大学等での修学の継続が困難になっている学生に対する、文部科学省の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』(第2回)についても本学ウェブサイトで周知を行い、学生生活課取りまとめの上申請を行った(資料7-16【ウェブ】)。

RKU 学修環境整備奨学金 給付学生数

	自宅学生	自宅外学生	計
経済学部	1,198	420	1,618
社会学部	688	381	1,069
流通情報学部	301	281	582
法学部	475	428	903
スポーツ健康科学部	485	707	1192
経済学研究科	0	6	6
社会学研究科	1	3	4
物流情報学研究科	2	3	5
法学研究科	0	2	2
スポーツ健康科学研究科	3	8	11
計	3,153	2,239	5,392

○被災による授業料の減免

学生に対する経済的支援（授業料減免）に関して、本学では近年増加傾向にある震災・風水害等の被災学生への学費減免に関する体制を整備している（資料7-17）。近年、同制度の適用対象となった震災・風水害は以下の通りである（資料7-18, 7-19）。

- ① 2016年4月14日、16日に発生した熊本地震
- ② 2016年8月に発生した台風10号
- ③ 2019年10月に発生した台風19号

上記災害において学費の全額免除と一部減免措置を受けた人数の合計は、2016年度については3名、2019年度についても3名となっている。

<学生の相談に応じる体制の整備・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮>

○学生相談室

メンタルヘルスに関する全般的な支援は、主に学生相談室が担当している。本学学生相談室は1967年に開設され、開設当初は心理学関連科目を担当する教員が兼務で行っていたが、多様化する学生が抱えるメンタルヘルス上の問題に幅広く対応できるよう、2007年度より専門資格を有する学生相談専従の職員の採用・配置を行い現在に至っている。

2020年度の学生相談室の人員体制は、室長1名、専任相談員2名、非常勤相談員が1名となっている。そのうち公認心理士資格を有する者が3名、臨床心理士資格を有する者が3名、社会福祉士資格を有する者が1名おり、メンタルヘルスに関する問題を含む学生が抱える様々な問題や課題に対し専門的支援が行えるよう配慮を行っている（資料7-20）。

学生相談のための面接室は新松戸キャンパスに2室、龍ヶ崎キャンパスに1室設置されており、両キャンパス共に月曜日から金曜日の10～16時の間、開室し学生相談活動を行っている。近年は龍ヶ崎キャンパスから新松戸キャンパスにいくつかの学部が移ったことに伴い龍ヶ崎キャンパスでは相談件数が減少している。一方新松戸キャンパスでは、学内にある教育学習支援センター等の支援機関と連携し、メンタルヘルス上の問題発生を予防する活動や学生対応にあたっているため、在籍する学生数は増加しても相談件数は以前と変わらず安定している。基本的に相談員数は充足されていると考えるが、現状の人員配置では急な事情で相談員に欠員が生じた際、相談を希望する学生数に提供できる相談対応可能な枠組みが不足する可能性も考えられるため、今後は更に余裕のある相談体制となるよう努めていきたい（資料7-21 p28）。

学生相談室における延べ相談件数

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
龍ヶ崎C	412	263	174	116	81	189	90
新松戸C	607	631	357	501	491	610	606
総数	1,019	894	531	617	572	799	696

学生相談室におけるメンタルヘルス関連の取り組みは大きく3つに分けられる。

まず在学生の精神的問題の予防と健康増進を目的とする活動として、入学時にオリエンテーションを行うとともに「心の健康調査」を実施し、その結果に基づき必要な学生に対して個人面談を実施している。その後も学生の自己成長と対人能力向上を目的とするグループワークを定期的実施している（資料7-21 p8）。

ついで、何らかのメンタルヘルス上の課題を抱えた在学生とその保護者に対する相談支援を通年で実施している。

さらに、メンタルヘルス上何らかの悩みや問題を抱えており、授業への参加や大学への登校が難しいなど、通常の指導・助言では状況の改善が難しい学生と関わる教職員に対し、学生対応に関する助言・指導や、当該教職員に対する心理サポートを行う心理コンサルテーションを通年で実施している。

<ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備>

本学では教育・研究の場としての大学にふさわしい、男女が互いに自由で対等な関係で能力を発揮しコミュニケーションできる快適な修学・就労上の環境をつくることを目的として、1999年6月1日付で「流通経済大学ハラスメントの防止等に関する指針」を制定した。その後2007年と2019年に指針を改正して現在に至っている。

本学のハラスメント防止指針としては、ハラスメントの種類をセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントとし、適用範囲を、本学の構成員間及び本学の構成員と学外者との間で生じたものとしている。ハラスメント防止委員会は幅広い教職員から構成されることとなっている（資料7-22）。

本学は全員ゼミ制（学部）及び指導教員制（大学院）を採用しており、学部及び大学院ともに、教員と学部学生及び大学院学生とのコミュニケーションが確保されている。また学部を越えた教員間の交流が盛んで、教員の中から選ばれた3名の相談員が職員との情報交換及び意志疎通を図り、各種ハラスメントの防止に十分な対応ができる仕組みを確立している。またすべての学生・教職員にパンフレットを配付して、学内での掲示やゼミの時間を利用したの周知・啓蒙に努めている（資料7-23）。

<学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮>

○定期健診等の実施

毎年全学生を対象に行う健康診断を定期的（例年毎年4月）に実施しており、さらに、夏休み前に熱中症予防対策講座（各部活動の代表者が対象で2019年度は31名が参加）を開催したり、インフルエンザや感染症胃腸炎等について時期に応じて学内に向けた情報発信サイト（Ring）への掲示をしたり、さらにゼミの時間に担当教員から健康管理の重要性について話をしよう依頼するなどして、日常的に注意喚起に努めている。

またスポーツ健康センターでは、主に新入生を対象として、トレーニングルーム利用講習会を実施している。

なお2020年度は COVID-19の影響により健康診断を実施していない。

○スポーツ健康センターによる支援

スポーツ健康センターは①施設・設備の管理・運用、②スポーツ健康相談室、③スポーツ

健康推進室の3つの事業を基盤としている。

学内のスポーツ関連施設のうち、いくつかの施設について、一般開放の時間を設けて多くの関係者が利用できるように配慮している（一部施設の利用人数増加に伴い、監視員の増員を行った）。

またセンター内にスポーツ健康相談室を置き、学内の医師免許を持つ教員が医学的見地からも相談を受けている（予約制）。

センター運営における意思決定は、学内各部局からメンバーが参画する運営委員会で行われる。またその下に小委員会を置き、全体の意思決定の前に具体的な対策等を検討するとともに、1～2週に1回の頻度で実務担当者レベルの会合を行い、各事業での課題を逐次拾い上げて、担当者レベルで解決可能な問題と全体で決定すべき問題とを切り分けながら改善活動を実施している。

学生や教職員に開放されている施設については、年度（あるいは半期）ごとに利用者数を算出し、次の事業計画立案に役立てている。

こうした施設についての案内リーフレットを作成し、センター施設に配架するとともに、新入生オリエンテーションで全員に配布している。

2020年度については、COVID-19の感染拡大を防止するため、対策のためのガイドライン（「スポーツ健康センターにおける新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染拡大防止対策手順」）を策定して運用している。

<学生の進路に関する適切な支援の実施、キャリア教育の実施>

第4章で詳述した通り、本学では学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を行うとともに全学レベルで共通のキャリア教育を施している。キャリア形成支援はキャリア科目だけで行うものではなく、教育課程全体が学生のキャリア形成支援に資するものであるとの考え方のもと、「キャリア科目」群の科目について全学生に6単位以上の取得を義務づけている。これらの科目を受講することで、主体的に「キャリア」を形成するために必要な方法・知識・考え方を学び、将来を見すえた大学時代の過ごし方を考えるための授業を提供している。あわせて、「キャリア科目カリキュラムマップ」を作成し、本学におけるキャリア教育の体系を提示し、学生の履修を支援する仕組みとなっている（資料7-24）。

なかでも新入生に対しては「キャリアを考える」と題したキャリア教育ガイダンスを行っている。2017年度まではRKU WEEK（初年次導入教育）のなかで実施し、2018年度からは1年演習で1時間確保して行ってきたが、2020年度はCOVID-19対策としてオンラインでの実施となった。2018年、2019年については演習時間内での実施となったため実施状況を十分に把握できなかったが、2020年度についてはオンライン実施で最終課題の提出率の把握が可能になった（70%程度）。2017年度までは入学直後に実施していたこともあり提出率は非常に高かったため、実施方法が変わった現状に対応するかたちで提出率を高める工夫が、今後必要と考えられる（資料7-25）。

なお、2021年度施行予定の改訂カリキュラムにおける「キャリア科目」群については、前述の第4章「点検・評価項目③」において記述している。

<学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備>

○キャリアアドバイザー

本学ではキャリアアドバイザーを両キャンパスに各1名配置している。面談件数の多い新松戸キャンパスについては、週5日相談日を設定している。

○進路支援事業

本学の進路支援は、教員組織の就職委員会と事務組織の就職支援センターが担当し就職支援プログラムを展開してきたが、2018年度より教員組織のキャリア教育委員会とも連携することで、課題であった1・2年次の支援について、キャリア科目とも連動した就職支援プログラムを検討する体制が整った。

これに伴い、本学キャリア教育の一環として、2019年度より卒業生アンケートを実施する体制とすることで、次年度以降の就職支援にも活用する仕組みができた。

また個別支援の強化のために、就職支援センターから個々の学生へ「直接」情報提供してきた仕組みを活かし、積極的に就職支援センターへの来室を促し、個別面談に繋げる働きかけをした。成果として、2016年度までの就職ガイダンスの1回あたり平均参加者数が減少していることを受け、2017年度より就職支援センターより個々の学生に電話連絡する際に来室を促したことで、相談件数が増加したことが挙げられる。

<進路選択に関わる支援やガイダンスの実施>

○3年次就職支援プログラム

近年の進路支援においては、個別支援の強化へと活動方針の転換を図っている。就職活動に向けて本格的な準備に入る3年生に対しては、春学期に自己分析とインターンシップ、秋学期には業界企業研究にテーマを絞って様々な活動を行った。

また、学内合同企業説明会への招聘企業も、業界での規模等基本的な情報に加え、本学卒業生の活躍等も参考に絞り込み、企業と学生のマッチングにつなげている。

これらの活動の成果として、就職ガイダンス1回当たりの平均参加者数が2017年度より増加に転じ、2019年度には100名を超える水準となっている。各年度の就職ガイダンス平均参加者数は、2014年度115.5名/回、2015年度84.6名/回、2016年度35.4名/回、2017年度57.5名/回、2018年度63.6名/回、2019年度108.0名/回となっている。

なお2020年度にはコロナ禍への対応で相談等のオンライン化を実施した。6月よりメールマガジンの定期配信を開始するとともに、就職ガイダンスをすべてオンラインに切り替えた。就職模擬試験等についても自宅受験に切り替え、実施や就職ガイドブックの自宅発送等、学生が在宅で就職活動の準備ができるよう対応した。また、就職支援センターで新たにコミュニケーションアプリ（LINE）を導入し、きめ細かな情報提供ができるよう整備した。

○4年次就職支援プログラム

4年生に対しては就職相談や履歴書等の添削、模擬面接練習等を行っている。

2020年度はコロナ禍の影響を受け、相談や添削等を対面で行うことができなくなったことから、オンラインで対応できるよう調整した。まず4月には電話や電子メールで受け付けて自宅から相談できる仕組みを確立し、5月からオンラインでの就職相談や模擬面接練習も

開始し、対面と同様の学生支援を提供した。6月以降は4年生全員に就職支援センターから直接連絡し、未内定者の支援を行うとともに、メールマガジンの定期配信も開始した。7月からオンライン合同企業説明会を開催するとともに学生には葉書等でも案内した。

○1・2年次就職支援プログラム

キャリアへの導入教育として就職活動を早期の段階で理解させるべく、1・2年次からのキャリア指導として「就職準備講座：1・2年生用」を行っている。

進路確定状況（2017年度～2019年度）

	2017年度	2018年度	2019年度
A 卒業者	1,018	1,117	1,194
B 就職者	846	967	1,021
C 大学院進学者	10	9	11
一次的な仕事に就いた者	35	21	15
D 就職活動継続中の者	10	10	18
その他	117	110	129
就職率 (B/B+D)	98.8%	99.0%	98.3%
実就職率 (B/A-C)	83.9%	87.3%	86.3%

<博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供>

博士後期課程学生の在籍数が少数に留まるため、各種の情報提供は博士論文の指導教員に委ねられている。今後、博士後期課程学生の増加とともにその適切な支援のあり方について検討していくことになる。

<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施>

本学には多数の課外活動団体（部・サークル）が存在し、年間を通しウェルカムパーティや大学祭、クリスマスイベント等の様々な催物が行われている。課外活動団体の組織や運営方法に関する情報、大学祭への参加方法、その他課外活動・催物に関する情報は、冊子を通じて学生に情報提供を行っており、個々の問い合わせに応じて、学生部がその都度助言と指導を行っている（資料7-4 pp126-142）。

なお2020年度は COVID-19の影響により両キャンパスの大学祭は中止した。

<その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

○図書館の取り組み

展示案内、新着案内を図書館外で定期的に掲示したり、学生の要望を受け付ける掲示板（コミュニティボード）を設置して学生・職員間のコミュニケーションを図る等、潜在的利用者の発掘に注力している。またゼミでの利用を促進するため図書館利用促進チラシを作成し配布した。

例年1年生のゼミの1回を使い、図書館内で図書館の利用案内を行ってきたが、2020年度はコロナ禍のためウェブでの案内に切り替えた。

またコロナ禍により図書館の利用制限を行ったため、郵送による書籍の貸出・返却サービスを行った（送料は大学負担）。第一次緊急事態宣言解除後には、学生が職員と接触せずに貸し出せるよう、図書セルフ貸出処理機を設置した。また、資料を利用者に届けるため予約システムを含め図書館システムの改修を行った。

○総合情報センターの取り組み

教職員及び学生が、学内のどこでも情報環境を活用して教育研究活動を行えるよう、Wi-Fi 環境を学内全般に整備し、日々運用改善して最適な環境を提供している。

また教育学習支援システム及び高速・大容量対応のネットワーク環境、セキュリティ対策システムを導入している。これに加え、情報セキュリティ講習会を実施し、利用における情報セキュリティ点検を継続的に行っている。アクティブ・ラーニングルームにおけるネットワーク情報環境を整備し、授業等を支援している。

2020年度はコロナ禍で大学への入構が制限されているなか、自宅のパソコン環境が整備されていない学生に対しては、オンライン授業の受講や課題提出のために、感染対策を最大限講じるなかで、予約制でパソコン教室の一部開放を実施した。また、ノート型パソコンやWi-Fi ルーターの貸し出しも行っている。加えて自宅にプリンタのない学生への対応として、コンビニエンスストアで無料印刷ができる「ネットワークプリント」を2020年秋学期から導入している。

以上から、本学の学生支援体制は充実し、学生支援に関する個々の取り組みは学生のニーズに沿ったものであり、学生支援が適切に行われているといえる。

点検・基準項目③

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では1973年以降、学生生活全般に関する状況を把握するため、学生の生活実態調査をほぼ4年に一度の割合で行っている。本調査は、在校生全体の4分の1の学生を対象とし、学部・学科で偏らないようランダムに抽出し、勉学やキャンパス内での生活の状況・経済状況・悩み・課外活動・生活時間・健康等の把握を目的としており、調査結果は報告書としてまとめられ、教職員に配付している。

教育学習支援センター及び国際交流センターでは各種の取り組みやイベントの参加者数等を記録し、このデータをもとに実施方法や内容のブラッシュアップに努めている。学生相談室の来室数や就職支援センターが実施するガイダンス等についても同様であり、実績と

要望をもとに改善するサイクルができています。総合情報センターはパソコンや教育学習支援システムの更新時に利用調査を行ってシステム改善に役立てています。図書館では隔年で全学生対象に「図書館利用と読書の実態調査」を行い、これをもとに改善点を洗い出し可能な限り対応している。

以上から、本学において学生支援が適切に行われているかどうかについては、常に点検・評価を行って改善・向上に向けた取り組みを進めているといえる。

(2) 長所・特色

本学の学生支援の特色は、学生一人ひとりにきめ細かく対応した学習支援及び就職支援にある。

学習支援については、専門部署である教育学習支援センターがRKU WEEK（初年次導入教育）を主催するとともに成績上位学生に対応する特別奨学生支援、成績不振学生に対応するレポート対策講座や修学基礎講座及び学生面談を行い、学生の継続的な学びが達成できるよう最大限の配慮をしている。特に成績不振学生に対して教員が集中的に行う学生面談は、他大学でもあまり例のない学生支援であり、本学の建学の理念（少人数教育）に合致した試みである。毎年、各地で父母懇談会も開催しており、保護者との連絡体制についても十分な体制となっている。

また就職支援については、初年次からキャリア教育を継続的に行う体制を整え、3年次・4年次で学生のニーズに合った各種ガイダンス及び面談、面接練習、履歴書添削等を行っている。本学の就職率は高い数値で推移しているが、これはこうした施策の成果の表れであると考えられる。

加えて経済的支援についても手厚く行っている。特に2020年度はコロナ禍に伴う経済的支援として、在籍する全学生を対象に一律給付を行った点については、他大学にない支援であり本学独自の取り組みとして特筆すべきである。

(3) 問題点

本学の学生支援の問題点は、全学の学生支援に関する方針に基づき、部局間で連携のとれた取り組みが十分に行えていないところにある。各部局の取り組みには他大学にない優れたものも多く、学習支援では留年者・退学者の減少、就職支援では就職率の向上等成果が出ているものがいくつも存在するように、学生支援に関わる施策の質は高いと考えられる。今後本学では、こうした点について改善しこれまで以上に部局間の横の連携を強化することで、より学生の実情に即した支援を実現させていく必要がある。

またキャリア支援に関しては1・2年次におけるプログラムの充実が必要であり、また課外

講座との連携を深めて特に公務員志望者の支援を強化することが望まれている。外国人留学生及び留年者への対応についての方針を定めることも課題として挙げられる。

(4) 全体のまとめ

本学では教育学習支援センターと学生部を中心に就職支援センター、国際交流センター、総合情報センター、スポーツ健康センター等の部局がそれぞれ質の高い学生支援を行っている。成績不振学生に対する修学支援や面談、学部3・4年生に対する全学的な就職支援、全学生を対象とした奨学金給付といった、特に優れた取り組みが目立つ一方で、全学的な連携が不十分なことや大学院生及び留学生、障がいを持つ学生に対する支援等個別対応はしているものの取り組み方針が明確でない部分も見受けられる。

今後は各部局の横の連携を強化しつつ、上記の課題について教職員が協力して対応し、更なる改善を図っていく必要がある。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

学園の中期事業計画（2020～2024）における学園全体の事業計画の中に、キャンパス整備計画の推進について、大学の既存建物で20年を経過しているインフラ設備の更新、グラウンド設備の更新、大学の教育・運営方針に沿った各キャンパスの再整備計画を策定し、推進することを明記している。この方針により、教育研究活動に関する具体的な環境や条件を整備する方法を今後策定することが示されている（資料1-9）。

大学における施設・設備、教育環境の整備については、学内理事会、大学協議会等の議論を踏まえ、また各学部・学科、大学内の各部局の要望等を考慮して、毎年3月に開催される法人理事会・評議員会において事業計画が提示され、5月に開催される全学教員会議でその説明が行われることとなっている。しかし2020年度については COVID-19の感染防止の観点から全学教員会議が開催されなかったため、教職員間でも整備計画が共有されているとはいえない。

以上から、本学では現状では方針の大要については示されているものの、具体的な方針が明記されているとはいえないので、今後早急に整備方針について検討・決定し、明示する必要がある。

点検・評価項目②

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理
評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<大学全体の施設・設備整備概要>

本学は、茨城県龍ケ崎市と千葉県松戸市という1時間以内の通学圏内に2つの校地と校舎を有している。新松戸キャンパスの開設時より、入学時に選択したいずれか一方のキャンパ

スで、卒業までに必要な単位の殆どを修得できる「キャンパス選択制」を採用している。通学の利便性に配慮した本学独自の取り組みである。

この制度の現在の対象学科は、経済学部経済学科・経営学科及び法学部ビジネス法学科・自治行政学科である。首都圏を中心とする入学者の増加傾向から、新松戸キャンパスの学生数が多くなっている。学友が集う学生生活及び効果的かつ効率的に教育を行う環境を実現するための措置として、社会学部社会学科・国際観光学科及び流通情報学部流通情報学科は新松戸キャンパスに集約している。これに伴い、新松戸キャンパス内の教員研究室を増設し、学生の傍で教員が対応できる環境を整えている。

上記の措置が行われた背景に、創立50周年事業として記念校舎を建設したことが挙げられる。新松戸キャンパスに2号館、龍ヶ崎キャンパスに新2号館をそれぞれ建設し、教育環境の整備に努めた。

なお、スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科・スポーツコミュニケーション学科の学生は、グラウンドや体育館等の教育環境の観点から、学部設立当初より龍ヶ崎キャンパスで学んでいる。また大学院講義も龍ヶ崎キャンパスで開講されている。

両キャンパスの教育施設はすべて全学部共用の施設・設備である。校地面積は255,494m²、校舎面積は80,580m²で、いずれも大学設置基準上必要な面積を大きく上回っている。講義室・演習室・学生自習室等は合計151室（収容能力は9,811名）、総面積は14,284m²となっている（大学基礎データ表1）。

龍ヶ崎キャンパスは、龍ヶ崎市街地より北へ約1km離れた小高い丘の上に位置しており、恵まれた緑の環境の中にある。周辺の環境については、大学正門坂の東側に数軒の民家があるだけで、その他周囲は、グラウンドと学生駐車場であり、特に周辺住民へ影響はない。

龍ヶ崎キャンパスの施設は、校舎として1、2、5、6、7号館があり、それ以外に澤村記念館、図書館、スポーツ健康センター、佐伯記念武道館、自彊館（研修所）、尚綱館（部室棟）等を備えている。また、体育施設として北側運動場（ラグビー場）、南側運動場（サッカー場）、東側運動場（アメリカンフットボールフィールド）、弓道場、第2ラグビー場、陸上グラウンド、野球グラウンド、テニスコート等が整備されている。全教室数は94室となっている（大学基礎データ表1）。

龍ヶ崎キャンパスの校地面積と校舎面積は、ともに大学設置基準をはるかに上回っており、教室数等も教育目的を達成するための施設・設備としては十分な水準にある。

新松戸キャンパスの校舎には、2004年に竣工した1号館と2016年に竣工した2号館がある。1号館は、高層棟13階に6階の西棟、南棟、東棟とすべて連結しており、コ型の形に配置されている。高層棟には中教室、語学教室、ゼミ教室、教員研究室等、西棟には大教室、中教室、パソコン教室等、南棟には図書館、総合情報センター等、東棟には学生食堂、学生ラウンジ等、そして中央1階に講堂を設置している。また2号館は4階建て校舎で、1階に体育館を設置し、2・3階に小・中教室を設置している。全教室数は57室となっている（大学基礎データ表1）。

なお学外施設として山梨県の山中湖畔に設備の整ったセミナーハウスがあり、学生や教職員がこのセミナーハウスを授業やゼミあるいはサークル活動等に利用している。

<ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備>

本学では講義室の多くにパソコンを使用できる設備があり、AV 機器等の設備も設置されている。全てのパソコン教室、研究室、事務室が学内 LAN へ接続されており、また学内の大半で Wi-Fi にストレスなく接続することが可能となっている。学内 LAN に接続することで、インターネットだけでなく各種サーバやプリンタの利用等が可能となる。

また、全ての個人研究室と全教員が使用できる共同研究室にパソコンを配置し、教育研究活動を行うための環境整備を整備している。

こうした施策に関しては、総合情報センターが、教育理念に基づく実学主義とゼミ等を通じた学生中心の少人数教育を実践するための情報環境を整備し、ICT 活用の変化に応じた学修情報環境整備計画を立て実践している。具体的には総合情報センター運営委員会を中心として各学部教授会や教務委員会等々と連携して本学における各学部・研究科の目的等を踏まえた情報環境に関する方針を明示するとともにその改善に組織的に取り組んでいる（資料8-1）。総合情報センター運営委員会は各学部教授会代表を含み構成され運営委員を通して各学部教授会からの教育にかかわる要望等を調査した上で情報環境の条件や整備方針を明示している。さらに Ring（学内に向けた情報発信サイト）を通して適宜学内に方針を発信している。

今日の COVID-19 対策として、教員・学生双方の情報環境は大きな変更を余儀なくされた。従ってさらに、各学部教授会や教育学習支援センター等の組織との連携をとりながら情報環境の整備が学修の質保証に効果的に機能するよう基本方針を改善し（具体的には教育における BYOD: Bring Your Own Device 方向）、かつその方針について学内への情報共有を行う予定である。

教育学修支援情報環境基盤整備計画は、アクティブ・ラーニングによる学生の主体的学びを推進する教育学修支援情報環境を整備することを目標とするものである。この計画に基づき、授業支援用教員パソコン・学生用パソコンの配置・アクティブ・ラーニングルームの情報環境整備、無線 LAN の整備、統合認証及びトータルの情報システムである Ring・授業支援システムである manaba の導入、ネットワークの高速化・クラウド化及びセキュリティの強化、ソフトウェアの無償配布、オンデマンドプリンタの導入を実施している。

そして、2020年に発生したコロナ禍への対応として WEB 会議システムの導入、パソコン・ネットワーク環境の整わない学生への環境整備を実施している。また学内ネットワークからのみアクセス可能なウェブサイトから学外からアクセスすることができる仕組みとして SSL-VPN 接続を2017年から導入しているが、これにより学外でも学内と同じようにデータベースや電子ジャーナルが利用できるようになっており、コロナ禍に対応した自宅からの研究・教育活動に対する支援は充実している。活用のためのマニュアルを作成した他、講習会等の案内についても行っている。

<施設、設備等の維持及び管理及び衛生の確保（龍ヶ崎キャンパス）>

龍ヶ崎キャンパスの施設・設備等の維持・管理は、総務課と管財課、学生生活課が総括し、委託業者と連携して行っている。業務委託内容は、①建物管理業務、②建物清掃業務、③校内警備業務（常駐警備、機械警備）、④一般ゴミ収集運搬業務である。

施設・設備の管理範囲は次の通りである。

- ・ 管財課：①構内・校舎の安全管理、②給排水・雑排水管理、③樹木剪定・消毒、④除草
- ・ 総務課：①構内警備、②防災対策
- ・ 学生生活課：①食堂の衛生管理

<施設、設備等の維持及び管理及び衛生の確保（新松戸キャンパス）>

新松戸キャンパスは住宅地・商業地域に位置しているため、地域住民との連携を図り、地域のイベント等にも参加する等周辺環境に配慮するように努めている。また生活環境については、ごみ処分は業者委託により構内環境を整えている。構内から出る雑排水については、公共下水道に接続している。雨水については、校舎の地下に雨水貯留槽を設けて逐次排水溝に放流している。

施設・設備等の維持・管理は、総務課で総括し、委託業者と連携して行っている。業務委託内容は、①建物管理業務、②建物清掃業務、③校内警備業務（常駐警備、機械警備）、④一般ゴミ収集運搬業務である。また総務課の施設・設備管理業務は、①構内・校舎の安全管理、②空調及び電気設備の管理、③防火対策、④食堂の管理、⑤校内の植栽及び樹木等の管理である。

<安全の確保>

本学では、大震災に対応する行動基準をそれぞれのキャンパスで定めており、RKU WEEK（初年次導入教育）期間中に資料を配布して指導している（資料8-2）。

<バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備>

本学では施設・設備のバリアフリー化を積極的に推進している。各施設（澤村記念館を除く）にエレベーターを設け、同じ階の各棟への移動に支障がない状態となっている。また各教室棟に障がい者用のトイレも設置している。大教室はスロープ式としており、また手すりも設置してあるため、教室内の移動に支障がない。パソコン教室、図書館でも移動に十分なスペースがある。机や椅子も全ての教室に移動可能なものを配置しており、車椅子利用の学生が学ぶのに支障のない施設となっている。

<学生の自主的な学習を促進するための環境整備>

学生の自主的な学習を促進するために、講義のない時間帯のパソコン教室のパソコンは自習で活用することが可能となっている。

図書館設置のパソコンも自習で使用可能となっている。また龍ヶ崎図書館にグループ学習室（リブル1、2、3）及び雑誌等ブラウジングコーナーを設置するなど、学生の学びを支援するスペース作りに努めている。

また両キャンパスの教育学習支援センターには、学生のフリースペースが併設されており、いつでも気軽に立ち寄り、相談できる環境となっている。ここで自習することも可能であり、学生が学習しやすい環境であるといえる。ただ2020年度は、COVID-19の影響により、教育学習支援センター及び併設のフリースペースは学生立ち入り禁止にせざるを得なかった。その代替措置として、オンライン会議システムを使用して、学生が履修や学生生活、授業に関する質問ができる機会を設けた。

＜教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み＞

最高情報セキュリティ責任者である学長は、2017年度から教員及び職員に対し、情報セキュリティ講習と点検表の提出を義務づけている。総合情報センターは学長の命を受けて情報セキュリティ講習の実施及び点検表の管理を行っている。また、全学教職員必須の情報セキュリティ講習会の開催やウェブサイト、利用ガイドに関連情報を掲載することで、コンプライアンス教育を実践している。標的型メールに対する実践的訓練についても実施している。

学生に対しては、1学年の必修科目として「情報リテラシー」を開講している。また利用手引きや教室内掲示、本学ウェブサイトを紹介して、学生が授業の課題として出されたレポートの作成に際し、インターネット上で公開されている他人の文章を無断借用することは著作権侵害であることを周知している。

以上から、本学では必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているといえる。

点検・評価項目③

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館は龍ヶ崎図書館と新松戸図書館からなり、龍ヶ崎図書館は6階建て4,224m²、新松戸図書館は新松戸キャンパス中央部5階(6階教育支援センター部分を含む)の1,340m²である。龍ヶ崎図書館の一部を除き全面開架となっており、図書館のすべての図書資料、情報環境が利用できるようになっている。新松戸図書館については、書架スペースが狭隘化していたため、2014年に集密書架2.5万冊分を追加し、収容能力を増強した。また、2017年度には龍ヶ崎図書館の拡張工事により教員・学生の便宜を図った。

蔵書数は龍ヶ崎333,683冊、新松戸110,408冊、合計444,091冊である。通常の受け入れ雑誌は資産扱いとせず、雑誌のバックナンバーはそのまま所蔵し、国立情報学研究所のデータベースに所蔵登録されてILLサービスの対象となっている。これらの資料は一部の古い資料を除き、全面開架方式を取っており、誰もが自由に書架で手にとって見ることができる。蔵書はWebOPACで検索できる。

＜国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備＞

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備の一環として2017年度より流通経済大学学術情報リポジトリを開設した。2020年8月時点でのコンテンツ数は以下の通りである。

- ・ 流通経済大学流通情報学部紀要 [520件]
- ・ 物流問題研究 [192件]
- ・ 流経法學 [463件]
- ・ 流通経済大学スポーツ健康科学部紀要 [182件]
- ・ 流通経済大學論集 [1969件]
- ・ 流通経済論集 [647件]
- ・ 流通問題研究 [353件]
- ・ 流通経済大学社会学部論叢 [729件]
- ・ 創立五十周年記念論文集 [35件]
- ・ 修士論文 11件
- ・ 博士論文 2件

<図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備>

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備については、2015年度より電子書籍の導入を進め、633冊（2020年3月31日現在）導入済みである（資料8-3）。

本学図書館について特筆すべきこととして、流通に関わる重要な資料を専門機関との連携で充実させていることが挙げられる。特に流通技術黎明期に作成された日通の映像資料を見られる大学図書館は国内唯一である。

<学術情報へのアクセスに関する対応>

学術情報へのアクセスに関する対応としては、2017年度より学術認証フェデレーション（学認）を導入し、オンラインデータベースへの自宅からのアクセスを可能にした。学認に対応していないデータベースについてはSSL-VPNかIDパスワード方式にてアクセスを保証している。2018年度11月に両キャンパスで利用の多い8つのデータベース講習会を行った（資料8-4）。特に図書館職員はすべての講習会に参加して理解を深め利用促進の準備ができた。また、NIIの提供するILLサービスに加入し、相殺サービスにも参加することで利便性を高めている。新松戸キャンパスでも2016年度よりサービスを開始した（資料8-5）。

2019年度には高騰する外国雑誌を見直し、要望の多いオンラインデータベースの導入へ大きく舵を切り、利便性を向上させた（10月から11月にかけて70以上のデータベースのトライアルを行い、その中から23のデータベースを契約した）（資料8-6, 8-7）。

<学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備>

座席数は龍ヶ崎600席、新松戸278席で基準を充たしている。開館時間については、授業期間中は、龍ヶ崎図書館は平日9時から19時、土曜日9時から13時、新松戸図書館は平日9時から20時、土曜日9時から13時である（資料8-8）。

なお2020年度はCOVID-19拡大防止対策として開館時間を短縮して平日9:30～16:30のみ開館とするとともに、学生の貸出冊数上限を10冊まで増やしている。

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

図書館の人員構成としては、専任職員4名、業務委託8名、派遣社員2名、パート2名、ほか

に学生アルバイト7名により図書館業務を行っている。龍ヶ崎キャンパス図書館は、専任職員3名、業務委託8名及び学生アルバイト2名で運営している。そのうち司書の資格を持っている者は7名である。新松戸キャンパス図書館は専任職員1名、派遣職員2名、パート2名、それに学生アルバイト5名で運営している。そのうち司書・司書補の資格を有するものが3名である。

2017年より他大学図書館の経験のある専門性の高い職員を新松戸図書館に配置し、また龍ヶ崎図書館と新松戸図書館の連携を強めるため委託業者を含めて定期的な意見交換を行っている。

以上から、本学では図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、それらが適切に機能しているといえる。

点検・評価項目④

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

<大学としての研究に対する基本的な考え方の明示>

本学は建学時より、「流通経済一般に関する研究と教育を振興して、我が国経済の飛躍的発展を図るとともに、深く人文科学を攻究し、教養ゆたかな、視野の広い指導的人材を育成して、国民生活の健全化と福祉の増進を図る」ことを目的としている。流通経済に関わる研究振興を本学の重要な使命として掲げているように、学生に対する教育に留まらず社会に役立つ研究成果を挙げ続けることが不可欠であることは大学として明示しており、以下に示すようにそのための支援に関わる措置についても十分に講じている。

<研究費の適切な支給>

本学では、個人研究費規程（1990年4月制定）により、職位に関係なく、専任教員に年間35万円の個人研究費が一律支給されている（資料8-9）。同規程第3条により、用途は研究活動で必要となる下記の経費に充てられる。

- ①研究用備品（図書を含む。）
- ②消耗品ならびに印刷、文献複写、通信、謝金等の経費
- ③学会の入会金、会費、掲載料等の経費
- ④学会出張、研究調査費等の経費
- ⑤その他学術研究に必要な経費

この個人研究費のほかに、以下が支給される。

- ① 学会等出張旅費は1人当たり12万円の枠内で別途支給。

また、国外の学会参加の場合に、研究発表等を行う場合に限り、20万円の枠内で出張旅費を別途支給（資料8-10）。

- ② 専任教員は年間20万円（2020年度から30万円を目途として限度額を緩和）まで研究用図書を図書館にて発注可。

また別に、高額で個人研究費では賄えない図書や学部に通ずる新たな雑誌の購入用として、各学部（研究科を含む）にそれぞれ年間200万円（2020年度から200万円を超えても申請可）の図書購入費（特別研究図書費）も認められている（資料8-11）。

<研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等>

龍ヶ崎キャンパスには6号館及び7号館に、新松戸キャンパスには1号館及び2号館に研究室が設備され、専任教員には全員に個人研究室が用意されている。書架・研究用机・椅子・電話機等が整備されているほか、パソコンが全室に導入され、学内LAN、Wi-Fi環境も完備されている。個人研究室の1室当たりの平均面積は23m²である。

個人研究室のほかに龍ヶ崎キャンパスには専任教員及び兼任教員が利用できる共同研究室が1室、教員控室が1室ある。共同テーブル・椅子・ロッカー・パソコン・コピー機、シュレッダー等が備えられている。

新松戸キャンパスにも専任教員のための共同研究室が1室、さらに兼任教員も研究室として利用できる教員控室が2室用意されている。研究用机・椅子・ロッカー・コピー機・電話機、シュレッダー、共同テーブル、学内LANとWi-Fi環境が完備されている。

研究時間の確保の観点では、近年、各種委員会業務や入試業務をはじめ、諸々の業務が教員の負担のもとに行われているのも事実であり、この点は業務の効率化等による負担軽減を図る必要が出ていた。2012年度には各学部2名選出していた各種委員会の委員数を、学生委員会、課外活動計画振興委員会、図書館運営委員会、教育学習支援センター運営委員会、就職委員会において1名に削減し、教員の負担減を実現した。

本学の教員の責任コマ数は5コマだが、実際は学部だけで6から7コマ担当し、大学院担当教員は更に2から3コマを負担している。教員の大学への出校日数は創立時からの慣行で週3日が最低のノルマとされていたが、近年新松戸キャンパスでの学生数の増加に伴い、新任の教員には週4日出校のケースもあることを伝え、すでに着任している教員でも、必要に応じて週4日出校している。

長期の研究時間を確保させる方途として、「特別研究期間制度」や「教員留学制度」がある（資料8-12, 8-13）。専任教員は、「特別研究期間制度」により一定期間研究のみに専念することが可能である。この制度は、専任教員のうち6年以上の在職経験があり、かつ65歳未満の者に対して、半年間の特別研究期間を与えるもので、毎年全学部で計8名がこの制度の適用を受けることができる。一方、1973年に設けられた「教員留学制度」は、専任教員のうち3年以上の在職経験があり、かつ満55歳以下の者に対して、1年間の長期留学を認める制度である。留学費（渡航費・滞在費・研究費等）が本学の留学基金から支給され、毎年全学部で計3名の専任教員がこの制度の適用を受けることができ、主として海外の大学に留学している。

教員の研究活動に必要な研修等については、講義・入試等の本来の業務に支障のない限り、学会等への自由な参加が保障されている。学会・研究会等への参加にかかる旅費等について

は、「国内における学会出席に対する交通費・宿泊費等の支給に関する規則」（1996年施行）により1人当たり年間12万円を、また「外国における学会出席に対する経費の補助に関する規則」（1996年施行）により年1回20万円を限度として、補助を行っている（資料8-14, 8-15）。

上記以外にも、「私費留学に関する内規」が設けられ、「3ヶ月以上1年以内の期間連続して留学し研究に従事」、あるいは「2ヶ月以内の期間連続して留学し、研究に従事」する機会も与えられており、申請して認められれば、夏休み期間中等に個人研究費等を利用して国内外の大学への留学、又は研修に参加することもできるため、これを利用する教員も多い（資料8-16）。ただし、学会報告のための参加ではなく、学会等への単なる参加の場合には、入試等の学内業務が優先されるとの申し合わせがなされている。

このほか、学内の紀要の発行、研究会の開催は各学部の学術研究委員会が担当し、さらに専任教員が共同で行う研究活動を支援するために、学内の共同研究費を交付している（資料8-17）。

<外部資金獲得のための支援>

外部資金確保に向けては、関係の情報を総務課が定期的に教員に向けて情報提供を行い、応募を促している。この際、研究倫理についての注意喚起を行っている。この点のみに焦点を合わせた施策については現在は行っていないが、ここまで記してきた通り本学では各教員の研究支援体制を十分に整えており、その結果として科研費の獲得総額は、2017年度16,585,432円、2018年度17,551,046円、2019年度19,332,579円と年々増加している（大学基礎データ表8）。

<ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制>

本学ではティーチング・アシスタント（TA）あるいはリサーチ・アシスタント（RA）について定めておらず、在籍する大学院生の一部が指導教員の裁量・責任で指示を受けてアシスタントを行っているのが実態である。スポーツ健康科学部では、授業の特性上インストラクターを置いているが、この機会に支援体制を制度的に確立すべく調整しているところである。

以上から、本学では教育研究活動を支援する環境や条件を整備するための施策を順次実施しており、教育研究活動の促進を図っているといえる。

点検・評価項目⑤

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み・規程の整備

＜研究倫理に関する学内審査機関の整備＞

本学では、2011年度に「流通経済大学教育・研究倫理綱領」を制定し、そのなかで「流通経済大学に所属し教育と研究に携わるものが、自らの社会的責任を自覚し社会の信頼に応えるべく、遵守すべき教育・研究倫理綱領」を以下のように定めている（資料8-18）。

（流通経済大学教育・研究倫理綱領）

第1条（教育・研究者の責任）

教育・研究者は、学術の中心として高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、自らの専門的知識と能力によって、人類の福祉と社会の安寧、環境の保全等に貢献する責任を負う。

第2条（教育・研究者の基本姿勢）

教育・研究者は、学問的良心に従い真理を真摯に探究し、専門的知識の拡大と深化、研究能力の向上に努める。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的かつ客観的に示す努力をし、研究者相互の評価にも積極的に関与する。教育にあつては、学生の人格を尊重し敬意をもって接する。

第3条（教育・研究活動）

教育・研究者は、自らの教育・研究活動の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において本綱領の趣旨に沿って誠実に行動する。調査・研究データの記録保存は厳正に取扱い、捏造、改竄、盗用などの不正行為を行わない。教育にあつては、教育目標を明確に示し、常に授業改善に努めて、学生の自主的学習を支援する。

第4条（法令等の遵守）

教育・研究者は、教育・研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令ならびに関係規則を遵守し、学内外から交付される研究資金等を不正に使用しない。

第5条（教育・研究対象などへの配慮）

教育・研究者は、教育・研究への協力者の人格と人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

第6条（人権侵害・差別の排除）

教育・研究者は、教育・研究・学会活動等において、性、地位、思想・宗教、人種、国籍などによって個人を差別せず、個人の人権と人格を尊重する。

本学の教員はこれらの倫理規範に従って、各自の教育・研究に従事している。なおこのほか同年に、『流通経済大学における「人を対象とする研究」倫理基準』を設け、本学教員が実施する「人を対象とする研究」に関する必要事項を定め、それぞれの研究が「倫理的、法的、社会的に適正に実施」されるように配慮している（資料8-19）。また研究倫理審査委員会規程も設けて、人を直接の対象とする研究の可否を審査するための委員会（学長が招集）も設置している（資料8-20）。

＜教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）＞

教員の倫理意識を高めるため、日本学術振興会による研究倫理 e ラーニングコースの受講を義務づけている。

上記の研究倫理規定や研究者としての心得等を学生側にも厳守してもらうために、2020

年度入学生から4月度のオリエンテーション期間中に、大学院生向けに「日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース」の受講、人を対象とする研究倫理、論文執筆（作成）に関する研究倫理という内容で、研究倫理教育を行っている。

以上から、本学では研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

点検・評価項目⑥

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では毎学期、全教員を対象としたアンケートを実施し、点検・評価を行い改善に役立っている。また年度ごとに授業開講状況、履修者数、教室利用状況等を取りまとめ、次年度以降の環境改善に活用している。

情報関係では、学修情報環境システムについての意見要望を集約し改善を行っている。また年次点検についても実施している。

図書館では、教員からの要望に対応する体制を整え、定期的に改善を行っている。オンラインデータベースの導入へ大きく舵を切ったのはその一例である。また隔年で全学生対象に「図書館利用と読書の実態調査」を行い、これをもとに改善点を洗い出し可能な限り対応している（資料8-21）。

以上から、本学では教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

(2) 長所・特色

本学では早い時期から ICT 関係整備を進めており、例えば学内の Wi-Fi 環境は十二分なものとなっている。2020年のコロナ禍による講義のオンライン化においても、こうした施策による下地があったことから比較的スムーズにオンライン講義への移行が可能となった。このような環境を維持するにはきめ細やかに実情を把握する必要があるため、随時調査を実施して環境実態を見直し、日々運用改善して最適な環境を維持している。

こうした情報環境を有効に活用するため、教職員は情報セキュリティ講習と点検表の提出が義務づけられている。受講状況は良好である（資料8-22）。

学修支援システム manaba を活用することで、オンライン講義における資料提供等につい

でもスムーズに実施できており、学生からも好評である。対象学年または授業内容によっては、リアルタイムに参加できない学生のため、オンデマンドで履修できることとしている。

研究支援については、学内で毎年支給される研究費が手厚く、学会出張や留学、図書購入等も含めて非常に充実していることが特色といえる。

(3) 問題点

本学の教育環境整備方針については、大枠では定まり公表されているものの、詳細については共有されておらず、より詳細な計画の策定とその共有に努める必要がある。また新松戸キャンパスについては、敷地面積の関係で学生の交流スペースの確保に関して改善の余地があり、今後の検討課題となっている。

また複数の教育学修支援システムが導入されているなかで、関係部局がそれぞれに契約をしているために学修情報管理データの一元化がなされていない等、連携が不十分であるうえに、それぞれの学修支援システムの持つ機能に重複する部分が生じている。なお、現行システムの更新は COVID-19以前のコロナ禍を想定しない時期に実施されたため、現在のコロナ禍にあっては、研究室配備のパソコンはWEBカメラが非搭載であり、動画を使用した授業資料作成の支援が十分にできていないものとなっている。各教室設置のパソコンについても、WEBカメラが設置されていないものがあるため、リアルタイムでのオンライン講義を実施する環境としては不十分である。こうした実情にあって、オンライン講義の資料作成や実施方法について教員に対するサポート体制を確立しているものの、迅速な対応ができていない。こうした面での改善は今後不可欠である。

研究支援体制については、外部資金確保に向けた支援体制の確立や TA 及び RA 等の人的支援に関わる制度の充実が必要である。

(4) 全体のまとめ

本学では龍ヶ崎・新松戸両キャンパスの環境改善に継続して取り組み、近年も校舎の建て替えや新設、ICT 施策の実施等によって改善を実現させてきた。本学の施設の将来像については今後も検討を継続し、方針について共有する必要があるものの、これまでの成果として情報関係の施設の整備水準は非常に高く、また図書館の蔵書や活用方法、学術情報へのアクセス性といった側面でも利便性が飛躍的に向上している。

教員の研究環境についても、従来より研究費や研究専念期間等については十分な水準の支援がなされており、研究室やパソコン等の整備についても問題はない。現在改善を進めている外部資金獲得支援や TA・RA の制度整備がなされることで、さらに充実した研究環境が実現することが見込まれる。

研究倫理・情報倫理等については一定の施策を行っており、これまで大きな問題は生じていないが、今後の状況変化に備えてさらに体制を充実させる必要がある。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は学則第1条に明記するように、学生に対して「広く知識を授け人格の陶冶に努める」とともに「広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆と文化の発展に寄与すべき優秀な人材を養成することを目的とする」（資料1-3）。この目的、さらに遡れば本学設立の経緯に照らして、本学は社会科学の研究と学生の教育を第一義としながら、それに留まることなく広く社会の産業と文化の振興に寄与すべきことを使命としてきた。創立以来開かれた大学として本学の研究成果を広く社会に公開し還元すべく、本学が立地する茨城県龍ケ崎市及び千葉県松戸市と連携し市民を対象にした各種の公開講座・講演会を開催するとともに両自治体をはじめ、国・近隣地方自治体等の要請に応じて本学教員を各種審議会の委員等に送り出してきた。

現在、本学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する、文書化された包括的な方針は存在しない。しかしながら、本学は上記の目的のもと、1989年に公開講座運営委員会規則を設けて、この規則に基づいて、本学における研究成果を社会に還元することに努めてきた。また、2007年の認証評価に向けた自己点検において、①本学が保有する知的資源を社会に公開する、②大学の施設・設備を社会に開放し、生涯学習の機会を提供する、③地域社会の文化と教養の高揚に貢献する、④企業や国、地方公共団体等の社会組織との連携を強化する、との到達目標を掲げた（資料9-1）。本学の社会連携・社会貢献活動はこの到達目標の実現に向けて実践されてきた。

また、2004年には本学龍ケ崎キャンパスが立地する茨城県龍ケ崎市との間に「龍ケ崎市と流通経済大学の連携に関する協定（龍・流協定）」（資料9-2）が、2016年には本学新松戸キャンパスが立地する千葉県松戸市との間に「学校法人日通学園 流通経済大学と松戸市の包括的な連携に関する協定」（資料9-3）が締結された。協定締結以前から両自治体とは連携が行われてきたが、今日では当該協定に基づきより一層の緊密な協力関係が構築されており、多彩な活動が展開されている。また、学校法人日通学園の中期事業計画においても、地域社会からの信頼の維持、そして広く社会への教育内容等の情報開示や情報提供の必要があることを確認した上で、各種の社会貢献事業等を通じて社会各般の期待に添えるよう努力を続けるべき旨が確認されている（資料1-9）。

以上から、本学では公開講座運営委員会規則、2007点検・評価報告書に掲げた到達目標、そして茨城県龍ケ崎市及び千葉県松戸市との協定に基づいて、教育研究成果を社会連携・社会貢献活動に努めてきたといえる。

点検・評価項目②

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学では、前述のとおり公開講座運営委員会規則や、自治体との連携協定などに基づき、学外組織との適切な連携体制を構築しながら、2007年に示した社会連携・社会貢献に向けた到達目標を実現すべく、様々なレベルでの活動を行ってきた。その活動は今日、地域社会をはじめ、全国レベル、さらには国際的なレベルのものまで多様なものとなっている。以下では、「社会への還元」「地域との連携」「産学連携」「国際交流」に分けて説明する。

<社会への還元>

本学の社会連携・社会貢献は、まずもってその教育研究成果を社会に還元する活動において具体化される。本学は、本学及び本学各学部・附置機関において主催される公開講座、学術講演会を通じて、また学外において行われる各種講演会、出張講義等を通じて、さらに各学部・研究科及び物流科学研究所が刊行する紀要の公表を通じて、教育研究成果を社会に還元することに努めてきた。

大学が主催する公開講座は、既に1984年に創立20周年を記念して第1回が開催されて以来、今日まで30年以上に渡って、その実績を積み上げてきた。その開講科目は本学が擁する経済・経営、社会、観光、物流、情報科学、法律などの社会科学の諸学問はもちろん、「教養教育（リベラルアーツ教育）」の重視を教育の理念とする本学らしく、日本・外国文学、歴史・地理、IT スキルに広がり、さらに2004年のスポーツ健康科学部開設にともなって、スポーツ・健康科学に関する講座も積極的に開講している。

センター等の附置機関が主体となった各種の講座も開講されている。例えば、体育指導センターが市民を対象にした「フィットネス講座」を開講し、予防医学や健康管理に市民の関心が高まるなかで多数の市民が参加している。また1991年から毎年、「英語で学ぶ国際マナー」等のテーマで「市民講座」が開かれ、英会話の習得と国際化時代における文化の相互理解を目標に開講されている。講座内容もさることながら、講師を務める本学教員の指導に対する評価も高く、多くの参加者を得ている。

また、本学は茨城県教育委員会との間で、県内にある他大学とともに高大連携の一環として「茨城県立高等学校生徒を対象とした大学の授業公開等に関わる協定書」を交わし、これに基づいて茨城県教育委員会が主催する「プレ・カレッジ講座」（大学教授等による拠点校

での出前授業)に講師を派遣している。加えて、入試センターが窓口になって、茨城県及び千葉県等の近隣の高等学校からの出張講義(模擬授業)の要請に対しては積極的に対応するなど高大連携事業を進めている。本学の社会的評価の向上、ひいては明確な目的意識を持ち、意欲のある本学志願者の増加といった効用も期待される。

また、本学教員の研究成果は学生教育のみならず、各種メディアにおける論説やコメントの発表等を通じて積極的に行われているが、本学における研究成果の公表媒体である紀要類や学位論文本体(博士)またはその概要(修士)等は、2017年より運用が開始された「流通経済大学学術情報リポジトリ」を通じて、広く社会に公表されるようになった(資料9-4【ウェブ】)。

<地域との連携>

本学は開学当初から地域とのつながりを重視してきた。開学以来、学界の第一線で活躍する教員を擁する本学は、茨城県龍ケ崎市、さらに千葉県松戸市をはじめとして近隣地方自治体の、さらには国の審議会の委員に招聘されることが多く、政策形成に寄与している教員も少なくない。

本学は前述のとおり、2004年2月に龍ケ崎市とのあいだで「龍ケ崎市と流通経済大学との連携に関する協定書」を取り交わしている。それは、相互の知的・人的・物的資源の交流・連携(「龍・流連携」)を図り、まちの活性化と大学教育の向上を目的とするものであり、a.教育と文化の向上、b.スポーツの振興、c.産業の振興、d.人づくり・まちづくり等について、具体的な活動を展開している。「龍・流連携」事業の実績としては、①小・中学校、高校への学生派遣による学習支援・障がい児支援・部活支援等(小学校7校、中学校3校、高校1校)、②「ブログで楽しむパソコンライフ」講座の開設、③商工会との連携による中心市街地空き店舗調査の実施、④「龍ケ崎市スポーツ指導者講習会」への講師派遣などがあり、今後もこれらの事業を一層拡大していく予定である(資料9-5【ウェブ】)。また、新松戸キャンパスを開設したのを機に、松戸市及び松戸市商工会議所等と市内にある4大学との間で「まつど産学官懇談会」が組織され、連携事業の展開に向けて2004年から定期的に会合を開いている。図書館をはじめとする大学施設の開放や、松戸市内の小学校における総合学習・体験学習等への学生支援ボランティアの参加、松戸市及び商工会議所の主催する各種行事への学生ボランティアの参加などを中心に活動している。こうした実績を踏まえて、2016年には松戸市との間に「学校法人日通学園 流通経済大学と松戸市の包括的な連携に関する協定」が締結された(資料9-6【ウェブ】)。

また、本学関係者が関わって設立された組織等で行われるものとして、NPO法人「クラブ・ドラゴンズ」(顧問:学長、理事長:前スポーツ健康科学部長・学長補佐、副理事長:龍ケ崎市商工会会長など)の文化交流活動がある。これは、高齢化時代における生涯学習へのニーズの高まりや、学校5日制のなかでの青少年の育成に関わる地域社会の教育力への期待に応えるべく、スポーツ・文化活動を通じて生涯学習への支援や、社会教育の推進、子供の健全育成に寄与すること等を目的に設立されたものである。そして、2010年からは、2000年9月に出されたスポーツ振興基本計画にある多様多世代の交流を実践すべき総合型地域スポーツクラブとして現在に至るまで活動している。その事業は、知識・情報・施設など本学の人的・物的資源を活用して広範囲に及ぶものであり、小・中学生対象の「陸上教室」や、

中学生を対象にした「どら塾」（英・数・国・理・社の学習塾）、一般社会人、高齢者を対象とする「バドミントンタイム」や「ウォーキング講座」や「バイク（自転車）教室」など、広範囲にわたって事業展開を行っている。さらに、民間のスイミングスクールに通うにはハードルが高いと感じている子どもたちのための「スイミング教室」を実施したり、「はじめての〇〇」（〇〇にはスポーツ種目が入る）と称して、スポーツのきっかけづくりを行っている（資料9-7【ウェブ】）。

さらに本学の学生の活動が地域社会との連携を強化する事例となっているものもある。例えば、経済学部では、地域密着・市民参加型のビジネスプランコンテスト「Match みんなのビジネスプランコンテスト」を茨城県取手市や龍ヶ崎市などと共同運営するとともに、また、多くの学生も参加することを通じて、地域社会との連携強化につなげている。

<産学連携>

本学は、日本通運の実質的な出捐によって設立された、その意味で開学当初から産学連携の成果として生まれた大学である。そうした設立の沿革もあり、本学は産学連携に積極的に取り組んできた。

そのなかでも重要な取り組みとして、物流科学研究所を中心とした、大学におけるロジスティクスに対する実践的な人材育成を可能とするプログラムを開発、運営していくための「ロジスティクス産官学連携コンソーシアム」がある（資料9-8【ウェブ】）。これは流通情報学部が2008年度、2009年度に経済産業省から委託された「産学連携人材育成事業（サプライチェーン・ロジスティクス人材育成プログラム）」の検討委員会を母体に組織されたもので、2010年度以降、年2回、定期的に開催されている。構成員は日本ロジスティクスシステム協会、日本物流団体連合会、全日本トラック協会、全国通運連盟の委員、さらに企業のロジスティクス関連の委員（11名）、本学教員（13名）で構成されており、ロジスティクス産学連携プログラム（「ロジスティクス実践講座」、「ICT ロジスティクス実践講座」、「地域ロジスティクス実践講座」、「物流マネジメント実践講座」、「国際物流実践講座」、「情報システム実践講座」、「ロジスティクス企業訪問講座」、「ロジスティクス改善演習」、さらに寄付講座である「日本通運寄付講座」、「全国通運連盟寄付講座」で構成）について、より実践的な人材育成を可能となるように開発、運営していくため、内容・教育方法の検討を行っている。

こうした産学連携の取り組みの積み重ねの先に2018年度からの3カ年計画で、私立大学ブランディング事業に採択された「高度なロジスティクス実現に向けての研究拠点形成—ロジスティクス・イノベーション・PJ（プロジェクト）」がある。本学は「流通経済一般に関する研究と教育を振興する」という建学の精神のもと、体制を整備し、「物流、ロジスティクスは流通経済大学」という評価を既に得ている。これをさらに推し進め、ロジスティクスに関する研究拠点を形成し、人材を育成することを企図している。本事業では、ロジスティクス・イノベーション推進センターを立ち上げ、「1. 社会システムとロジスティクスに関する研究拠点の形成」「2. 地域とロジスティクスに関する研究拠点の形成」「3. 高度なロジスティクス人材の育成」の3プロジェクトを展開してきた。ブランディング事業は2020年度に終了するが、2021年度以降も学長のリーダーシップのもと、今後も継続して活動を展開していく予定である（資料4-25【ウェブ】）。

また、教育面においては、前述した「日本通運寄付講座」「全国通運連盟寄付講座」に加え「野村証券寄付講座」の寄付講座が開設されている。これらは、専任教員の運営のもと、各講座の寄付者の趣旨に従って学生に教育を行っている。日本通運寄付講座は「21世紀の物流と労働」というテーマの下、日本通運株式会社の役員をはじめとする多彩な講師陣が総合物流企業の立場から物流・ロジスティックス・労働の各分野にわたる内容で講義を行う。全国通運連盟寄付講座は、「環境への負担が少ない鉄道貨物輸送の役割と未来」と題して、鉄道貨物輸送のあり方について講義を行う。野村証券寄付講座は、「資本市場の役割と証券投資」というテーマで、「金融ビッグ・バン」以降の激変する日本の資本市場の全容と株式投資・債券投資等について、野村証券及び野村総合研究所の調査研究スタッフによるオムニバス形式で講義している（資料9-9【ウェブ】）。さらに経済学部経営学科では「Cocokara」という産学連携のサークルを設立し、活動させている。月1回程度、経営学科の教員、学生を中心に、社会人（経営者や卒業生など）が参加する勉強会を開催するなどして教育における産学連携を充実させている。

<国際交流>

本学は現在、海外の8大学（韓国・仁済大学校*、中国・海南大学*、北京物資学院、首都経済貿易大学、台湾・静宜大学*、アメリカ・南オレゴン大学、ポルトガル・ベイラ・インテリオール大学、フランス・リヨン第一大学）と学術交流協定を締結し、語学研修や実務体験など、様々な国際交流を進めている。とりわけ【*】が付された大学とは交換留学を実施している（資料9-10【ウェブ】）。

また、社会学部・国際観光学科（10名）、流通情報学部（50名）、法学部・ビジネス法学科（15名）では、それぞれ外国人留学生の募集枠を設けて、積極的に海外からの留学生受け入れを行なっている。

これらの国際交流は大学内部に留まらず、本学が立地する地域にも広がっている。例えば、2016年度から「SOU&RKU 交流プログラム」が行われている（2020年度はコロナ禍に伴い中止）。これは、校友会による国際交流支援の一環として、南オレゴン大学（SOU）の学生数名を本学に招聘し、異文化交流を目的とした一連のプログラムを実施するものである。その一環として、SOU 学生と本学学生（国際観光学科）が、新松戸西小学校で訪問授業を行った。このプログラムでは、小学生の外国語学習への興味関心を育てる異文化交流を目標としている。授業は、外国語活動が必須とされている第5及び6学年を対象に、「総合・生活」の授業時間に実施した（資料9-11, 9-12【ウェブ】, 9-13【ウェブ】）。また2018, 19年度においては、茨城県立竜ヶ崎第一高等学校で行われた国際交流プログラム（「レインボー国際交流」）に、本学国際交流課職員及び本学留学生が参加し、竜ヶ崎第一高等学校の学生と交流を行った（参加者は2018年度本学留学生8名、竜ヶ崎第一高生徒41名、2019年度は本学留学生7名、竜ヶ崎第一高生徒27名）（資料9-14【ウェブ】）。

さらに、本学は JICA（国際協力機構）との間で青年海外協力隊に関する連携覚書を締結した。これは、本学ラグビーフットボール部の学生（学部生・大学院生）や関係教職員を青年海外協力隊員として派遣し、インドネシアのラグビー選手の指導にあたるというものである。本学が重点的に振興する課外活動のひとつであるラグビーフットボール部の高い競技力とそれを支える高い指導力が、インドネシアのラグビー競技の質の向上、さらにはそれ

に関与する人材育成に貢献する貴重な活動となっている（資料9-15【ウェブ】，9-16【ウェブ】，9-17）。

以上から、本学では社会連携・貢献に関する取り組みを実施し、かつ、その教育研究成果を適切に社会に還元しているものといえる。

点検・評価項目③

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

前述した社会連携・社会貢献の諸活動については、それぞれの活動を所管する組織において企画立案がされるとともに、その成果について点検・評価を行っている。すなわち、公開講座については公開講座運営委員会、講演会については各学部学術研究委員会、交換留学や語学研修など国際交流については国際交流センターにおいて企画立案、点検・評価が行われる。これらの活動については適時各学部教授会において報告され、各学部からの意見等が反映されることになる。

以上から、本学では社会連携・社会貢献の適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているものといえる。

(2) 長所・特色

地域に根ざした、あるいは本学の独自性を活かした社会連携・社会貢献活動はいずれも本学の長所というべきであるが、まず特筆すべきは、本学の研究上の強みを発揮した「高度なロジスティクス実現に向けての研究拠点と人材育成—ロジスティクス・イノベーション・PJ（プロジェクト）」、そして本学が地域との間に長年にわたって形成してきた信頼関係を土台としたNPO法人クラブ・ドラゴンズの活動である。とりわけ前者については、産官学連携のシンポジウムの開催や研究成果の公表を通じて着実にその活動を社会に還元している（資料9-17【ウェブ】）。のみならず、企業人講師による実践講座及び企業訪問による講座を開講し、産学連携・社会連携を実践するとともに、ロジスティクス産学連携人材育成コンソーシアムにおいて、外部による連携プログラムの評価を受け、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行うPDCAサイクルを確立することにより、改善・向上に向けた取り組みを着実にしている。

さらに国際交流という点では、本学学生の教育に大きく貢献するのに止まらず、協定締結

校の学生が異なる文化に接する多様な機会を確保し得ているという点において、協定締結校の学生の教育にも貢献し得ていると考えられる。加えて、既に述べたように本学の国際交流は地域社会にも還元され、地域社会の国際交流にも大きく寄与するものとなっている。そして青年海外協力隊への隊員派遣は、本学の誇るべき活動により、国際的な貢献をなしえている点で特筆すべきものといえる。

(3) 問題点

以上に示した本学の社会連携・社会貢献のあり方には、他方で、社会連携・社会貢献のあり方についての包括的な方針が存在していないという問題点を指摘しうる。

また、社会連携・社会貢献活動が、公開講座運営委員会、各学部の学術研究委員会、物流科学研究所や附置機関それぞれにおいて行われている形になっている。この体制は社会連携・社会貢献のあり方が一様ではない以上、個別の実態に即した形で展開できるメリットがあると考えられるが、しかしその一方で、活動の運営の効率性という点ではさらなる改善の余地もあるともいえる。戦略的・統合的かつ効率的・効果的に社会連携・社会貢献活動を展開しうる組織的な体制整備を検討することも考えられよう。

(4) 全体のまとめ

ここに述べた社会連携・社会貢献の諸活動は、本学の教職員が本学の理念や設立の背景を深く理解し、その実践に努めてきからこそ、実現し得たと評価できる。そしてそれが本学の社会における評価の向上に貢献してきたことは疑い得ない。

その一方で、地域に根ざし社会に開かれた実学主義の大学として、また、日本を代表する物流企業の実質的な出捐により設立され、早い時期から産学連携を体現してきた大学として、より一層効率的・効果的に本学の知的資源・物的資源を社会連携・社会貢献に投じるための戦略を取りまとめることが望ましい。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

前述の通り、本学は「流通経済一般に関する研究と教育を振興し、我が国経済の飛躍的発展を図るとともに、深く人文科学を攻究し、教養ゆたかな、視野の広い指導的人材を育成して、国民生活の健全化と福祉の増進を図る」ことを目的に開学し、この旨は本学ウェブサイトにおいて掲載している（資料1-8【ウェブ】）。本学の理念に基づく将来を見据えた方針と計画については、寄附行為第11条及び第21条に基づき、評議員会での意見を踏まえ理事会の議を経て決定しているが、2020年度からの5年間の方針と事業計画は、「2020～2024中期事業計画書」に取り纏め、こちらも本学ウェブサイトに掲載している（資料1-2, 1-9）。

1965年に開学した本学が2015年に創立50周年を迎えた際の記念事業計画においては、教育環境の一層の充実を事業方針に定め、記念校舎の建設と流通経済大学みらい基金の創設を計画し、本学ウェブサイトと募金趣意書等により周知した（資料10(1)-1, 10(1)-2）。事業の進捗状況については記念式典等も含めて大学広報誌「RKU Today32号」に掲載し、完成した記念校舎では見学会を開催するなどして、地域の方々にも報告することができた（資料10(1)-3, 10(1)-4【ウェブ】）。

また本学では、2018年度において、文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に採択された。「ロジスティクス・イノベーション・PJ（プロジェクト）」をテーマに、本学の特色ある研究活動の進展と研究成果の社会還元を事業方針に掲げ、学長主導により3ヵ年計画に基づき現在も取り組んでいる。本事業はまさに「流通経済一般に関する研究と教育を振興」する本学の理念に適うものであり、国や地方公共団体、企業、物流業界団体との連携により、高度ロジスティクスの実現に向けた研究拠点形成と人材育成のための諸施策を展開中である。事業目的や年次計画、実施体制、取り組み状況は、専用ウェブサイトを開設して公開している（資料4-25【ウェブ】）。

学内構成員に対しての大学運営に関する方針・計画等の周知については、教授会や全学教員会議、事務職員部長会、その他会議体で適時報告することにより全体に行き渡るよう努め

ている（資料10(1)-5）。周知に際しては、直面する課題や今後の大学改革に向けた課題等を具体的に説明し、関連事項の審議過程や進捗状況、財務や予算編成に関しては基本的な考え方等も説明することで、学内構成員が各々の立場で大学運営に主体的に携われるよう丁寧な周知に努めている。

以上から、本学では大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中期計画に加え、周年事業、学長のリーダーシップのもとで複数年にわたり進められる研究事業についても、必要な方針を明示しているといえる。

点検・評価項目②

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

評価の視点3：COVID-19対応

<学長の選任方法と権限の明示>

本学では、学校教育法や私立学校法等の大学が依拠する関係法令の改正等に速やかに対応しながら、寄附行為、法人及び大学の諸規則に基づき、適切な大学運営のための組織を整備している（資料10(1)-6）。

学長の選任は、学長選考規則により、理事長が選考し理事会の承認を経て任命している（資料10(1)-7）。また、学長候補者選考規則に基づき、選挙において有権者総数の過半数の得票者1名を当選人とし、これを学長候補者として理事長に推薦している（資料10(1)-8）。学長候補者の選考にあたっては、学長候補者選挙管理規則により選挙管理委員会を設け、委員会の委員には教授会構成員の互選による者3名と専任職員の中から理事長が指名した者2名があたっている（資料10(1)-9）。なお、2020年12月には現学長の2021年3月末日付け任期満了に伴い、上記の諸規則に基づき、学長候補者選挙を行った。

学長の職務と権限については、学長は大学の包括的な最終責任者であり、学則第23条により、「校務を掌り、所属職員を統督する」と定めている（資料1-3）。また、学部長及び大学院研究科長の任命は、学部長に関する規則第2条及び大学院学則第20条により、理事会の承認を経て、学長が任命している（資料10(1)-10, 4-1）。大学の教学に係る最高審議機関である大学協議会については、大学協議会規則により、学長が招集し、議長となり、全学的な調和をはかりながら大学運営を円滑に進める責を担っている（資料2-4）。

<役職者の選任方法と権限の明示>

学長補佐は、学長補佐に関する規程により、本学教職員の中から学長が選考し、理事会の承認を得て任命している。職務についても定められており、学長の職務を補佐するとともに、学長の指示する特命事項について情報の収集及び企画・立案等を行っている（資料10(1)-

11)。なお現在は、3名の学長補佐が置かれ、それぞれに入試、教学、評価の担当業務を充てている。

学部長は、学部長に関する規則第2条により、各学部教授会の推薦に基づき、理事会の承認を経て学長が任命している。候補者の選考は各学部の学部長候補者選考規則第3条により、選挙において教授会構成員の過半数の得票者1名を当選人とし、これを学部長候補者として推薦している（資料10(1)-10, 10(1)-12）。学部長の職務については、学部の運営責任者として、各学部の学部規則に基づいて教授会を招集し、学則第27条に定める事項を審議し、学部を代表して学長にその意見を述べることとしている（資料10(1)-13, 1-3）。

研究科長は、大学院学則第20条により、当該研究科委員会の推薦に基づき、理事会の承認を経て学長が任命している。候補者の選考は大学院研究科長候補者選考規則第3条により、選挙において当該研究科委員会構成員の過半数の得票者1名を当選人とし、これを研究科長候補者として推薦している（資料4-1, 10(1)-14）。研究科長の職務については、大学院学則第20条により、研究科委員会を開催し、同第20条及び大学院研究科規則に定める事項を審議することとしている（資料4-32）。

<学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備>

本学では、学長が招集し議長を務める大学協議会において、各学部教授会や各部局の会議体等で議論された内容を審議し、最終決定している。大学協議会の審議事項は、大学協議会規則第2条により、（1）全学に係る教学に関する重要事項、（2）学則その他規則の制定及び改廃に関する事項、（3）その他学長が必要と認めた事項、と定めている（資料2-4）。大学協議会での決定事項は、学長の指示により各学部や各部局において、必要な場合は組織横断的に連携、協力して実行に移される。なお、規程化されていないが、学長は、大学協議会に先立ち、各学部長、教務部長、学生部長、教育学習支援センター長、一般教養連絡会議議長、事務局長を招集し、定期的に学部長連絡会議を開催している。忌憚のない意見・情報交換により、事前に教学等に係る施策の進捗状況や実施結果、課題等を把握し共有しておくことで、大学協議会がより実質的で実効性のあるものになるよう努めている。

<教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化>

教授会の役割等は、学則第27条及び各学部の学部規則に明記されている。教授会の審議事項は、学則第27条により、（1）教育課程に関する事項、（2）学生の入学および卒業の認定に関する事項、（3）学生の学内試験に関する事項、（4）学生の学園生活に関する事項、（5）学生の賞罰に関する事項、（6）教員の教育研究業績の審査、選考に関する事項、（7）その他学部の教育研究および運営に関する重要事項、と定めている。教授会の構成員は、学部規則により、学部に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成しており、必要に応じて教授会構成員以外の者の出席を求めることができる（資料1-3, 10(1)-13）。

2015年に施行された学校教育法の一部改正に際しては、大学が学長のリーダーシップのもとで大学運営を推進できる体制を築き、教学事項の最終的な決定権限は学長が有することを明確にするために、学則第27条を見直し、教授会は学長に対し意見を述べる関係にあることを明記した。

<教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化>

法人組織の権限と責任は寄附行為において定められ、同第11条により、理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。また、同第13条により、理事長の職務が示され、理事長は法人を代表し、その業務を総理するとしている。なお、本学では、教員から推薦される理事・評議員候補者の選出に関する内規に基づき、学長のほかに教員から3名の理事と4名の評議員が選ばれ、教学組織の大学を代表して、理事会の意思決定及び評議員会での審議に関わっている。また、学長と教員から選ばれる3名の理事は、学内理事協議会規則により適宜開催される学内理事協議会において、大学協議会で決定された教学事項を尊重しながら、法人組織と教学組織の円滑な調整を図っている（資料10(1)-15, 10(1)-16, 10(1)-17）。

<学生、教職員からの意見への対応>

教員の意見は、学部長や研究科長、教務部や学生部等の教学支援部門の部局長を通じて大学協議会や学部長連絡会議、各部門の運営委員会等の会議体において伝達される。また、職員の意見は事務部長を通じて部長会や適宜開催される打合せの場において伝達され、審議事項や報告内容等において生かされている。適宜開催される全学教員会議においても教職員の意見を聴くこととしている。日常においては、学長室が開かれた場であることも本学の特徴と言えよう。教職員が必要と判断した時は、学長に直接あるいはメール等で意見を伝えている。

学生の意見は、授業については授業アンケートにより学部や担当教員にフィードバックされ、授業以外については、ディプロマポリシーアンケートや学部・学科等で行うアンケート、RKU WEEK（初年次導入教育）等のプログラム終了時に行うアンケート等で確認される。ゼミの担当教員を通じて、学生の声が各種会議体に伝えられ、教学事項の協議・検討に生かされるケースも少なくない。全学生が入学時からゼミに所属する全員ゼミ制を導入している本学の利点といえる。

<適切な危機管理対策の実施>

火災、地震、その他災害に対応するため、本学では防火・防災管理規程により、人命の安全確保及び物的被害の軽減を図るための諸方策を定めている（資料10(1)-18）。大学における具体的な対策では、龍ヶ崎キャンパスと新松戸キャンパスのそれぞれに統括防火管理者を置き、平時及び有事の際の必要な業務対応にあたることにしている。インフラ面での電気、水道、建物の安全管理については、法令に基づく点検と、中・長期的な改修計画等に基づき対応している。2020年4月1日時点での建物耐震化率は99.6%である。

情報化時代に即した情報環境の危機管理については、2011年の東日本大震災を機に耐障害性の高いクラウドサービスへの切り替えを推進した。以前はシステムサーバを学内のサーバ室に設置していたが、2016年度からデータセンターへの設置やサーバのクラウド化を進めた結果、2019年度末には学生・教職員が利用するすべてのサーバをサーバ室から撤去した。これにより、万が一キャンパスの建物が被災したとしても統合認証システムや学内ポータルサイト等の各種システムは継続的に利用することが可能となった。なお、情報セキュリティ対策については、セキュリティポリシーにより、情報資産を守るための諸方策を定めて

いる（資料10(1)-19）。また、個人情報保護方針により、個人の人格尊重の理念のもとで学生、卒業生、教職員等の個人情報を適正に取り扱うことを定め、情報セキュリティ講習会の実施等の方策を講じている（資料10(1)-20）。

<COVID-19対応>

COVID-19対応については、学長が本部長となり指揮を執り、大学協議会メンバーで構成される危機管理対策本部を組織し、継続して対応にあたっている。対策本部では、正確な情報と適切な対応策の調査に基づき、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を取り纏め、これを学生及び教職員、保護者や関係者に対して本学ウェブサイト等により周知し、「感染しない」「感染させない」行動の徹底をお願いしている。対策の内容は、感染防止のための基本行動や授業方法、課外活動、キャンパスへの入構、研究環境、勤務形態等の15項目にわたり、0～5段階の「活動制限指針」に基づき作成している。また、政府・自治体から発出される外出・移動等の自粛要請や周辺地域の感染状況等を踏まえて、適宜内容の見直しを行っている（資料10(1)-21, 10(1)-22）。

本学では、2021年度より授業は原則として対面で実施する予定であり、現在その準備にあたっている。十分な換気、飛沫防止用の衝立設置、教室・食堂・共用場所の使用人数制限、定期消毒、建物の壁面・机・キーボードへの制菌コーティング等の施設環境面における対策に加え、マスク着用や入構時の検温、こまめな手洗い、日々の健康セルフチェック等の新たな生活様式の定着に向けて、あらためて学生及び教職員一人ひとりに健康と安全な行動を促す準備を進めている。

以上から、本学では方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示するとともに、それらに基づいた適切な大学運営、危機管理が行われているといえる。

点検・評価項目③

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

予算編成及び予算執行は、寄附行為第5章「資産及び会計」ならびに「経理規程」に基づき、明確性と透明性を担保し、標準化された業務により行われている（資料1-2, 10(1)-23）。

予算編成プロセスは、次の通りである。

- ① 予算編成会議において財務担当理事が各課に予算編成方針を提示する。
- ② 各課は予算編成方針を踏まえて予算原案を作成し、経理課に申請する。
- ③ 経理課は部局ごとにヒアリングと予算折衝を行い、全体を整理、調整した上で、理事長及び学長、財務担当理事に内容を報告し、協議を経て予算案を作成する。

- ④ 予算案は学内理事協議会において諮られ、基本合意を確認する。
- ⑤ 予算案は評議員会において意見を聴いた上で、理事会に提案され、最終決定される。

なお、予算決定後、経理課は各課に対し、勘定科目ごとに予算額を提示する。

予算執行プロセスは、次の通りである。

- ① 各課は電子稟議・ワークフローシステムにより予算執行の承認を得る。
- ② 主管担当課は経理システムで予算の有無を確認し、伝票と請求書等証拠書類を点検して経理部に提出する。
- ③ 経理部はそれらを点検し、経理責任者(事務局長)までの決裁を得て支払を執行する。
- ④ 予算管理は経理システムにより主管担当課と経理部が相互で行い、勘定科目に予算がない場合は伝票起票ができない設定としている。必要な場合は、主管担当課の申し出により経理部が内容確認し、総予算の枠内で調整して伝票起票ができるようにする。
- ⑤ 経理部では計算書類の月計、累計表を作成し、経理責任者に報告する。

なお、経理責任者は予算執行状況を管理し、必要に応じて理事長に報告する。決算時は監事が監査報告書を作成し、評議員会及び理事会に報告している。

上記の予算編成及び予算執行を適切に行うための業務プロセスは、基本的に従来と同様であるが、2018年に新規導入した電子稟議・ワークフローシステムや、2019年に稼働開始したクラウド型経理システムパッケージへの更新により、業務は大幅に効率化され、意思決定の迅速化も図られている(資料10(1)-24)。

以上から、本学では予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

点検・評価項目④

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

<職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況、業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備>

本学の事務組織は、法人部門、大学管理部門、大学教学支援部門に大別され、学則第63条及び事務組織規則により、各部門の役割を明確に定めている(資料1-3, 3-9)。

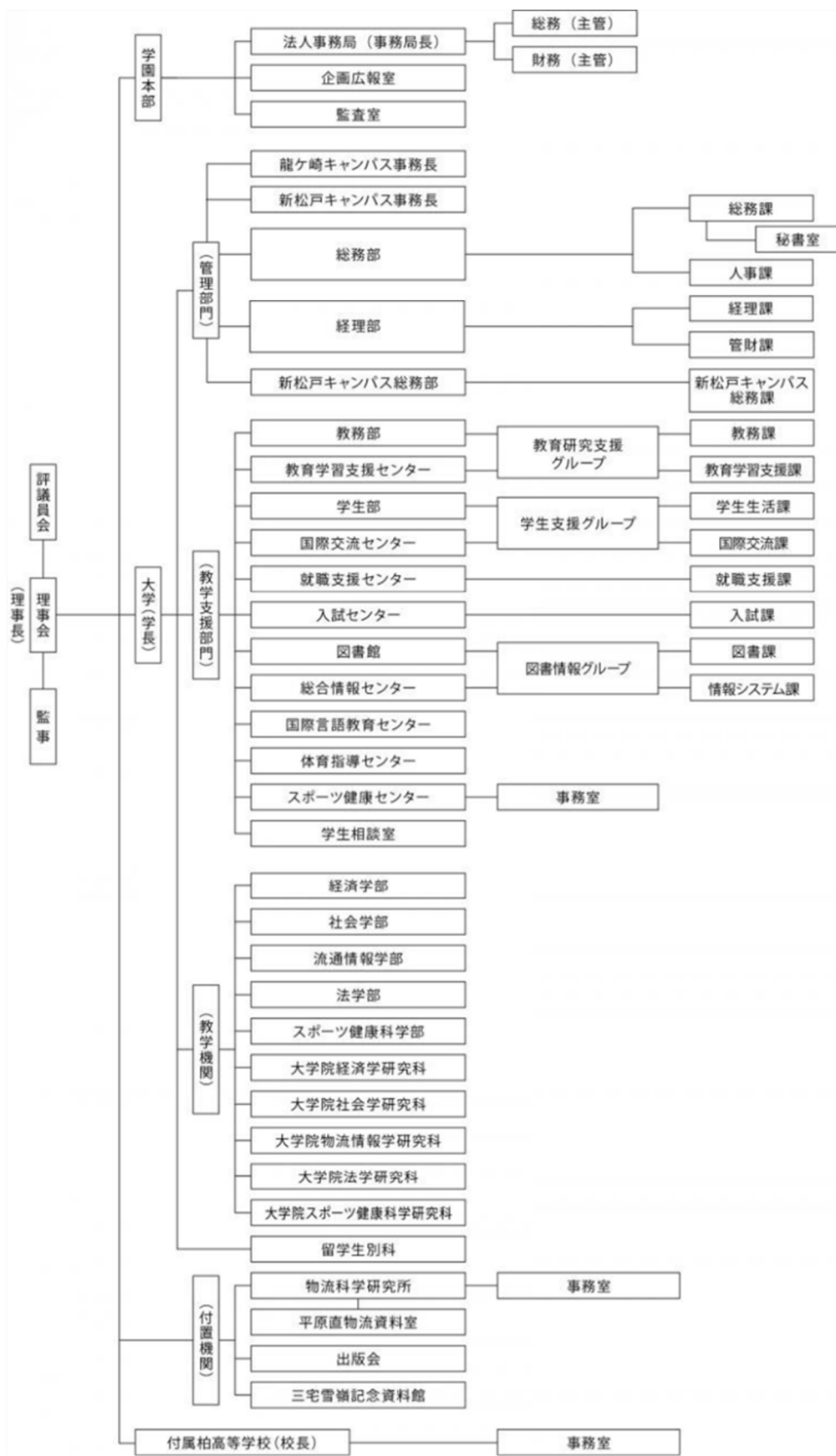
2018年7月には、学生数が増加した新松戸キャンパスの事務機能強化と教学改革を支える基盤整備を目的に、組織横断的な業務対応を実現するための次の3グループを新たに設置

し、各グループの事務部長（事務部長代理がいる場合はその者も含む）の責任・裁量範囲を拡大する組織改編を行った。

（新たな3つのグループ組織）

- ・教務部と教育学習支援センターを束ねる……………「教育研究支援グループ」
- ・学生部と国際交流センターを束ねる……………「学生支援グループ」
- ・図書館と総合情報センターを束ねる……………「図書情報グループ」

各グループの事務部長は、関連性の高い業務をあわせて管理し、より広い視野を持って課題を見出し、現場の声を吸い上げ、所属する職員の活躍の場を広げながら、課題解決と人材育成に繋げていくことが期待されている（資料10(1)-25）。



職員採用の発令権者は、就業規則により理事長となっている（資料10(1)-26）。現在の事務組織の人員は、両キャンパスあわせて専任職員94名、臨時・派遣職員78名であり、潤沢な人数とは言えないが、多様化・専門化する業務への対応や、安定した事務機能の維持に留意し、専任職員は継続的に新卒者、既卒者を採用するようにしている。特に既卒者には即戦力としての専門性を期待し、最近では経理や総務業務の経験者、語学力の高い人材を採用した。募集方法は、原則として一般公募、学内公募によるものとし、職歴や保有資格等の書類審査、作文試験、複数回の面接を経て決定している。

職員の昇格については、事務職員資格規程により基準を定め、昇格人事の管理運営にあたっては適正を期し、併せて勤労意欲の向上を図ることとしている。昇格の判断は、各職員に付与される資格の昇格基準に照らして、勤務経験年数と勤務成績を踏まえて判断している（資料10(1)-27）。

なお、臨時職員の雇用については、臨時職員の雇用に関する規則により定めており、2013年の改正労働契約法に伴い規則を一部改定し、有期から無期への転換に係る条項を整備した（資料10(1)-28）。

< 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） >

教学の最高審議機関である大学協議会においては、学部長、研究科長、教学支援部門の部長、一般教養連絡会議議長、附置研究機関所長、教職課程運営委員長に加え、事務局長や教育研究支援グループの事務部長及び事務部長代理も出席し、教学の意思決定プロセスに職員も積極的に関わる体制としている。また、教務部における教務委員会、学生部における学生委員会、国際交流センターにおけるセンター運営委員会等の教学支援部門の各部局における各会議体においても、部局長及び各学部の担当教員に加え、部・課長等の職員も出席して、事務支援に加え業務運営に係る方針決定、計画立案、実行、業務点検、改善の検討等にあたっている。

本学は、昨今の大学を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、現在までのところ着実に入学者を確保できているが、学生募集活動については入試センターを中心に教職協働の全学体制で臨んでいる。入学試験運営はもとより入試広報活動においても連携し、入試委員等の教員から入試アドバイザーである職員が各学部の特徴・特色等のレクチャーを受け、その内容を十分に理解した上で高校訪問や入試相談会の業務にあたる「キックオフミーティング」は好例のひとつである（資料10(1)-29）。

加えて、本学では教学支援部門に教育学習支援センターを置いている。センターは、FD活動ならびに学生に対する学習支援等の活動を積極的に推進し、本学の教育の質的向上に資することを目的としているが、センター規則第6条によりセンターに専任所員を置いている。この専任所員は講師資格を有し、授業を兼任しながら普段は職員と連携し、日常的に学生支援業務にあたっている（資料3-7, 10(1)-30）。今般のコロナ禍においても、学生の心配や不安を少しでも払拭できるように、また通常とは異なる授業・指導対応が必要となった教員の助けになるように、工夫を凝らしたオンラインプログラム等で精力的にサポート活動を続けている（資料10(1)-31）。現在、教育学習支援センターには、7名の専任所員（週4日勤務）と5名の職員が在籍している。

<人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善>

職員の評価は、事務職員資格規程に定める各資格の標準的な職務及び職能に基づき、上司へのヒアリングや本人との面接等により行われる。また職員の給与は、給与規程により定められ、従来から俸給表に基づく勤続年功制が基本となっている（資料10(1)-27, 10(1)-32）。顕著な業績が認められる場合は、賞与に人事考課を加味して支給することもある。適正な業務評価と処遇は、職員の勤労意欲の向上に繋がることから、働き方改革や関連法規の改正等を踏まえつつ、人事諸制度をさらに整備することが必要である。また、職場では、ITの活用度が増すなかで、上司と部下との直接的なコミュニケーションがますます重要になっている。良好なコミュニケーションのもとで日々の業務の進捗状況を相互に確認し、業務目標を定め、その結果と評価を共有し、適切なタイミングでジョブローテーションを行うなどして、業務への積極的な姿勢と仕事のやり甲斐を生み出せる関係性の構築も重要となっている。

以上から、本学では法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能しているといえる。

点検・評価項目⑤

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
--

本学では、就業規則第35条により、職員は、その職責を遂行するために、絶えず研修と修養に努めなければならないと定めており、必要な研修等を受講できる環境を整えている（資料10(1)-26）。2017年には、職員の意欲及び資質向上を図ることを目的に、職員の研修プログラム及び職員に求められる能力と研修内容の整理を行った。研修プログラムでは、①経験年数、担当業務、役職に応じた職務能力の強化、②職員間、教職員間のチームワークの強化、③グローバル・AI等の新時代への適応力の強化、を目標に掲げ、これまでのところ積極的に学外の研修機会を活用してSDを進めている。知識やスキルの修得はもとより、見聞を広げ、そこで得た人脈等を実務に活かし、業務に変革をもたらしてくれることを期待している。これまでに参加した学外研修は、（一社）日本私立大学連盟のキャリア・ディベロップメント研修やPDCAサイクル研修、（一社）茨城県経営者協会の初任者研修等がある。学内研修には、情報セキュリティオンライン研修、研究倫理eラーニングコース、教学支援業務に関わるFD研修会への参加等がある。新任教員に対しては毎年度新任教員ガイダンスを行い、本学の理念・目的や教学支援部門の機能等について説明し、本学の理解を深めた上でスムーズに着任してもらえよう努めている。

今後のSD活動の課題としては、本学の課題や業務に即した学内企画研修の充実、個人が学外研修で得た知識や技術を教職員間で共有する仕組みづくり、教職員ごとの中・長期的な

研修受講計画の明示、が必要であり検討を進めている。また、2020年度は COVID-19感染防止の観点から参加を見送った研修や中止となった研修も多いが、オンラインで受講できる学外研修が大変充実してきていることから、今後はそれらも活用してSDの充実に努めたい（資料10(1)-33）。

以上から、本学では大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているが、さらなる充実に向けての課題を有しており、改善に向けた検討が必要である。

点検・評価項目⑥

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

監事は理事会に出席し、寄附行為第16条に基づき、法人業務と理事の業務遂行状況を監査し、作成した監査報告書を理事会及び評議員会に提出している（資料1-2, 10(1)-34）。また、理事会及び評議員会においては、事業報告書に基づく大学運営に関する点検がなされ、そこでの意見や助言を大学の改善・向上に向けた取り組みに生かしている（資料10-35【ウェブ】）。学内の点検・評価活動は、自己点検・評価の実施及び認証評価の申請等に関する規程に基づき行われ、大学運営に関しては「管理運営部局」業務内容点検・評価実施委員会が中心となって実施する。2020年度は、2021年度の大学認証評価に向けて、本学で定めた実施要領に基づき点検・評価を行った（資料2-2, 10(1)-36）。加えて、本学では、内部監査規程により監査室を設置し、業務の適正な執行を図るとともに、法人の健全な運営に資することを目的に、業務監査及び会計監査を行うこととしている（資料10(1)-37）。業務監査については、業務活動が諸規則に準拠し、適正かつ妥当であるか否かを検証するとともに、システム関係業務による信頼性、安全性及び効率性について検証すると定めている。このため、監査室長は毎月の部長会に出席し、各部局の事務部長から報告される業務進捗状況や課題等を確認・把握し、必要により意見し、助言を行っている。2018年7月の事務組織改編の際には、事務局長がすべての事務部長に対し、業務目標の設定、達成に向けた具体的方策、人材育成に資する職員の業務分担の再検討を指示し、部局ごとに個別ヒアリングを実施したが、その際も監査室長は各事務部長が提示した内容の適切性や妥当性を点検・評価し、必要な助言を行った（資料10(1)-38）。また、会計監査については、事業活動の成果が学校法人会計基準、本法人経理規程及び定められた諸手続きに準拠して会計記録に正しく反映されているか、また不正な点はないかを検証するとともに、予算の執行状況、資金運用状況等について、その効率及び効果を検証している。本学は、この監査室による内部監査と、監事による監査、監査法人（公認会計士）監査により三様監査の体制を確立している（資料10(1)-39）。さらに、

適切な資金運用については、学校法人日通学園資金運用規程により、資金の運用に関する取扱いの基準及び方法を定め、資金を安全かつ有利に運用し、その果実及び差益をもって本法人の発展に資することを目的に、資金運用委員会規則に基づき、資金運用にあたっての基本方針及びその策定に関する審議を行っている（資料10(1)-40, 10(1)-41）。

以上から、本学では大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

(2) 長所・特色

2018年7月の事務組織改編は、新松戸キャンパスに全学生の6割以上が所属する実態に合わせて事務機能を強化し、現場の声を従来にも増して教学の意思決定に反映させられるよう講じたものであり、変化に即応し将来に備える対応が図られた。

また、本学には教学支援部門に教育学習支援センターを置いているが、このセンターは、「必ずしも一様ではない能力や適性を見出し、それを本学の教育環境で育むことを目的」とするAPのもとで、多様な受け入れ学生を支援するために置かれた教職協働をベースとする組織であり、両キャンパスに在籍する専任所員（講師）と職員が学部教員ともよく連携し、日々の学習支援と教育支援にあたっている。全学のFD活動や他の部局との連携による教学関連の諸施策においても必要な役割を果たしている。

本学の事務組織の現有人員は、決して潤沢な人数とは言えないが、それでも迅速かつ効率的に業務が行えるように業務システムを積極的に活用している。電子稟議・ワークフローシステムは、いわゆる「判子レス」システムで、事務組織の改編を機に導入された。両キャンパス間を書面で回付していた頃と比較して決裁期間は圧倒的に短縮され、コロナ禍の在宅勤務においても有効に機能した。また、2020年には学生との連絡用にプッシュ通知機能付きのスマートフォン・アプリを導入した。着信通知が学生の携帯画面に表示されるため見落としが少なく、連絡に要する業務の軽減に繋がっている。緊急時の連絡にも有効に活用できるものとなっている。

(3) 問題点

SD活動については、いくつかの課題を有している。本学の課題や業務に即した学内企画研修の充実、個人が学外研修で得た知識や技術を教職員間で共有する仕組みづくり、教職員ごとの中・長期的な研修受講計画の明示が必要であり、改善に向けた検討を要する。

(4) 全体のまとめ

教学組織である大学と法人組織である理事会等の権限と責任は寄附行為及び諸規則により明確に定められている。大学運営において、学長は最高責任者でありまた決定権者として、理事会等で定める基本政策に基づき、教学の基本計画を策定し、それを広く学内外に周知するとともに、大学全体の校務を掌り、所属職員を統督している。事務組織は、教職協働により全学体制で臨む学生募集活動や学習及び教育支援にあたる教育学習支援センターの設置、組織横断的な対応で教学を支える3つのグループ組織の新設等により、重要業務や環境変化にも柔軟に対応できている。予算編成及び予算執行の業務プロセスは従前より標準化が図られており、三様監査により検証する仕組みも確立されている。日常業務は、電子稟議・ワークフローシステム等の積極的なシステムの導入で、より迅速かつ効率的に行える環境が整備されている。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では、教育研究活動を持続的に発展させるために、中・長期的な視点から教学改革や教職員組織、施設・設備等の一層の充実を図るため、財政の方針と計画を策定している。直近の2020年度から2024年度までの中期事業計画では、学園全体の財務状況が長年安定して推移しているものの、取り巻く環境は厳しく、中期的に財務の量的拡大を見通すことは困難であるため、学生生徒納付金を柱とする収入の安定化と、健全な財務体質の維持を図るとともに、経費の効率的運用や不必要な経費の削減に向けた取り組みを一層強化することが示されている（資料1-9）。この方針は、徹底して堅実であることを旨とする学園の財政の在り方をあらためて示すものであり、これを基本としながらも、大学の将来にとって必要な事業については、積極的に財政計画に組み入れてきている。2015年の創立50周年事業では、両キャンパスに記念校舎の建設を計画し、新松戸キャンパスでは新規に用地を取得するとともに、体育館を含む4階建ての新校舎を建設した。龍ヶ崎キャンパスでは既設の図書館と連結するラーニングコモンズやイングリッシュラウンジを備える4階建ての新校舎を建設した。また、グローバル人材の育成を目的に、流通経済大学みらい基金を新たに創設している（資料10(2)-1）。2017年4月には、スポーツが有する社会性と国際性、スポーツを通じて育まれる能力に着目し、スポーツ健康科学部に新たな学科であるスポーツコミュニケーション学科を開設した。新学科は2020年度をもって完成年度を迎えるが、これまでのところ安定的に入学者を確保できている（資料10(2)-2）。今後も継続的な取り組みとして、教育環境設備や学生生活のための施設等を、中・長期的な視点に立って財政計画に組み入れていく予定である。なお、毎年度、財務概要を含む事業報告書を作成し、本学ウェブサイトでも公表している（資料10(1)-35【ウェブ】）。

大学の経営状況、財政状況を把握する上で特に重要視している事業活動収支計算書関係比率は以下の通りである。

・人件費比率

人件費比率は、2019年では49.6%となっており、全国平均の53.0%と比較すると下回っている。ただし、過去5年間でみると大学での目安とする50%を超えた年度もあり、注視して行かなければならない。

・教育研究経費比率

教育研究経費比率は、2019年度では36.9%となっており、全国平均の33.4%と比較すると上回っている。創立50周年の記念事業もあって過去5年間は比較的高い数値で推移しているが、適正を見極め継続的に注視する。

・学生生徒等納付金比率

学生生徒等納付金比率は、2019年度では82.4%となっており、全国平均の74.8%と比較すると上回っている。過去5年間でみても収入が学生生徒等納付金に大きく依存している状態にあり、安定した財政基盤を確立するためには他の収入源の確保が求められる（大学基礎データ表9）。

以上から、本学では教育研究活動を安定して遂行するために、中・長期の財政計画を適切に策定してきているといえる。

点検・評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学はこれまでに、十分な財務基盤を確立してきていると言える。学園の2019年度収支は、事業活動収入80.8億円、事業活動支出75.5億円、基本金組入前収支差額は5.3億円であり、事業活動収支差額比率は6.6%、過去5年間平均は5.6%である。また、純資産構成比率は、2019年度では92.2%となっており、過去5年間平均でも92.3%と高い水準を維持し、借入金を保有することなく、資産はほぼ自己資金によって賄えている。

今後さらに、安定的に教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図る上では、学生生徒等納付金以外での外部資金の確保が必要である。2019年度の補助金比率は9.5%で、全国平均の12.6%を下回り、過去5年間平均でも10.5%と低い。本学は、2018年度に文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に採択されている。3年間にわたり国の支援を受け、「高度なロジスティクス実現に向けての研究拠点形成と人材育成」をテーマに、研究活動の深化と成果の社会還元に努めてきた。過去には経済産業省の産学連携人材育成事業にも採択されている。このような大学の特色を生かした内容での補助金申請を今後も継続していく必要がある。また、本学の科学研究費補助金の過去5年間（2019年度まで）の採択件数は、本学教員が研究代表者となるものが、15件、12件、13件、14件、14件となっている。それ以前と比較

すると少しずつ実績を伸ばしてきてはいるものの、162名の専任教員を抱える大学としては決して十分な数字とは言えない。各学部の研究費総額に対する科学研究費補助金の割合についても、10.3%から35.6%までと幅があり、今後は競争的研究資金の獲得に向け、より積極的に学内に働きかけ、まずは申請件数を増やしていく必要がある（大学基礎データ表8, 表9, 表10, 表11）。

加えて重要なことは、有効かつ無駄のない適切な予算配分に留意することである。また、大学が学生生徒等納付金や補助金を主な収入源とする以上、公共性の高い法人として社会に対し透明性をもって財務運営に努める必要もある。本学では前述の通り、標準化された業務プロセスにより予算編成・予算執行を慎重にチェック機能を働かせながら進めるとともに、三様監査の体制をとり、決定した予算は前年度の決算概要、事業活動収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事による監査報告書とともに公表している（資料10(1)-39, 10(2)-3【ウェブ】）。

以上から、また財務計算書類が示すように（資料10(2)-4, 10(2)-5）、本学では教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているといえる。

(2) 長所・特色

本学は、事業活動収支計算書関係比率や貸借対照表関係比率の数値が示す通り、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。大学を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、学生生徒等納付金への依存度が依然として高い状況にはあるが、入試センターを中心に全学体制で学生募集活動にあたっており、厳格な定員管理のもとで着実に入学者を確保できている。

今般の COVID-19への対応に際しては、学生及び保護者の経済的負担軽減の一助として、またコロナ禍における学生の学修意欲向上を目的に、全学生を対象とする「RKU 学修環境整備奨学金」を創設した。これは自宅通学生に一律8万円、自宅外通学生に一律10万円を給付するもので、学長の提案に対し、理事会・評議員会が迅速な意思決定によってそれを後押しし実現の運びとなった。財源には奨学基金を充て、長年にわたり築き上げてきた財務基盤を、緊急事態のコロナ禍において、教育の継続と学生支援に役立てることができた（資料10(2)-6）。

(3) 問題点

将来を見据え安定した財務基盤を維持するために、多様な収入源を確保していく必要がある。本学は補助金比率が低い状態にあり、また科学研究費補助金や受託研究費等の獲得も十分ではない。特徴・特色ある教育研究活動の推進と研究者育成の両立により、知の拠点と

して補助金や競争的外部資金を獲得しながら、社会における役割を従前にも増して果たしていくための具体的な計画が必要となっている。また、寄付金収入の拡大方策も重要である。創立50周年記念事業寄付金への寄付額は目標の到達に至らなかったが、継続的な取り組みとして、今後は社会の寄付に対する潮流も踏まえながら、学内の募金業務体制を整備した上で、より目的を明確化・細分化し、インターネットを活用するなどの工夫も凝らしながら具体策を実行していく必要がある。

(4) 全体まとめ

財政計画は、事業計画とあわせ評議員会を経て理事会において適切に策定している。財務基盤は長期間にわたり安定しており、借入金はなく、資産はほぼ自己資金によって賄えている。学生生徒等納付金への依存度が高い状況にあることは、教職員間で十分共有できており、それゆえ学生募集活動は全学をあげての協力体制で展開できている。一方で、将来を見据えた収入源の拡大が必要であり、補助金や競争的外部資金の獲得に向け、具体的な計画を立案中である。

終章

本学は1965年に設立され、2015年の創立50周年を経て今年56年目を迎えた。設立当初は経済学部経済学科のみの単科大学であった本学も、2017年4月に新たにスポーツコミュニケーション学科を開設し、現在は5学部9学科5大学院研究科を擁する中規模総合大学にまで成長した。2004年4月には千葉県松戸市に新松戸キャンパスを開校し、茨城県の龍ヶ崎キャンパスとあわせて2キャンパス体制となり、学生が通学する校舎を選べるキャンパス選択制度も取り入れながら、学生主体をモットーに教育研究活動を展開してきた。本学がこれまでに輩出した卒業生数は4万人以上に上り、交通、流通部門をはじめ金融、商社等のサービス産業分野、公務、教育、スポーツの分野、さらには海外でも活躍し、高等学校や企業等からも一定の評価を得てきた。これは本学が教育の3本柱として「実学主義」「教養教育（リベラルアーツ教育）」「少人数教育」の重視を掲げ、学生一人ひとりを大切に、丁寧に育てる教育を実践してきたことの成果といえよう。こうした本学の歩みは、一貫して建学の理念に基づくものであり、様々な局面において法人と大学が連携し、教学においては学長のリーダーシップのもとで教職員が一致協力して課題解決にあたり、積み上げてきたものである。

本編にある通り、本学では今年度（2020年度）、過去7年間に遡って全学で自己点検・評価を行った。この期間は2018年問題と呼ばれた18歳人口の減少期や教育改革・転換期が含まれ、新時代に向けて Society5.0に対応し、SDGsの達成に貢献できる人材育成が急がれるなど、大学を取り巻く環境と大学への期待は大きく変化してきている。予測困難な時代にあって、今回は COVID-19対応も迫られるなかでの点検・評価になったが、総じて、本学の内部質保証の推進に係る見直しや持続・発展可能な大学運営を目指す上において、自己点検・評価結果からもたらされたものは極めて大きなものとなった。

主なところでは、法人は理念・目的の実現に向けて2020～2024中期計画を策定し、向こう5年間の大学の取り組みとして17項目の重点施策をあげている。それらは大別すると、教育の質向上に直接影響する取り組み、安心・充実した学生生活の実現と学生の満足度向上に繋がる取り組み、学生募集力の向上を目指す取り組みから成るが、重点施策の最初にガバナンス体制の強化を掲げ、学長主導のもとでDP、CP、APに基づく体系的で組織的な教育を展開し、更なる教育の改善・改革に繋げていくことが極めて重要であることを確認した。

教育課程・学習成果に関しては、適切なDP、CPを基礎にカリキュラム改革を行っているが、今後は実学と教養教育（リベラルアーツ教育）、全員ゼミ制に代表される少人数教育を重視する本学の特色ある教育をさらに推し進めるとともに、早期にアセスメントプラン（アセスメントポリシー）を策定し、教育の質と学習成果の向上に資する、より効果的かつ効率的なPDCAサイクルの実現を目指すこととしている。

学生支援に関しては、今回の点検・評価を機にあらためて本学の学生支援方針を確認し、それを明示した。具体的な取り組みでは、教育学習支援センターや就職支援センターの活動に代表されるように、他大学にはない優れたものが多く、今後は統一方針のもとで部局間の連携を強化し、本学の特徴であるきめ細かな手厚い学生支援をさらに発展させていく。

社会連携・社会貢献活動に関しては、産業界の要請により開学した本学の設立の経緯や、

一貫して地域との繋がりを重要視してきたことなどから、産業界や地域との連携活動は充実しており本学の長所となっている。各種の市民講座や地域・近隣学校との協定事業、NPO活動、研究ブランディング事業等に、教職員はもとより多くの学生も参画し、学びを実践のなかで応用しさらなる学びへと繋げる貴重な実学教育の場としても重要と考えている。

COVID-19の対応に関しては、学生と教職員の健康・安全を最優先に、教育研究機関としての社会的責任を果たすべく学長の指揮のもとで努力を積み重ねた。従前より、重要業務は全学体制で臨む教職協働体制が築かれていたこと、また将来を見据え情報環境の充実が図られていたことなどが、コロナ禍における教育・学生支援の継続、事務機能の維持等において極めて有効に機能した。蓄積した知識と経験を、新年度からの対面授業再開と新しいキャンパス環境の構築に活かしていく。

最後に、今後本学では、点検・評価及び内部質保証の推進を、全学一斉の戦略的かつ統合的な活動として取り組むこととしている。以前から各学部や各部局等では実質的なPDCA活動が不断の取り組みとして行われており、必要により組織横断的に連携し実行に移されてきた。全学体制で臨む学生募集活動や教育学習支援活動等はその好例であり、携わった多くの教職員の意見を反映し、計画を練り直し、改善を積み重ねてきたことの成果が、現在までの安定した入学者の確保と退学率の減少に現れている。今後は、取り組みの基礎となっている教職員の危機意識や改善意識を、計画的に継続して実施する全学的な点検・評価及び内部質保証の推進によってさらに高め共有し、学長の強いリーダーシップのもと果敢に教育改革に取り組み、引き続き本学の理念・目的の実現に向けて努めていく。

2021年3月

流通経済大学
認証評価室

室長 上野 裕一